



0025320000

3

0025320-000

756-23

カルテル会計と分課元帳

小高親・著

森山書店

昭13

ADF

の著作物は、著作権者不明のため、著作権法
67条の規定に基づき、平成12年5月15日
けで文化庁長官の裁定を受け使用するものです。

756
23



カルテル會計と分課元帳

東京 森山書店 刊



756
23

著者のことば

数字いぢりが道樂である私は、若い頃から、殊に小遣の乏しくなつた時など、よく数字を玩んで時間つぶしをしたものだ。

分課元帳の研究は私の道樂で其の歴史は舊い、カルテルの方は寧ろ私の仕事の一部分である。

此種の出版物は兎角堅過ぎて読み憎い事をよく熟知して居る私は餘り堅い物を世に出して人々を悩ましたくないと思ひ二三の漫筆を添へた。

どうぞ寛いだ氣分で御一讀を願ひたい。

帝國製菓株式会社 小 高 親
常務取締役

目 次

著者のことば.....1

前 編

カルテル會計

はしがき.....1

カルテルは艱難の子……本書はカルテルの大衆文學

第一章 カルテルに関する文献と定義.....5

文献……定義……完全カルテルと不完全カルテル

漫 筆 複式簿記の起りとプール計算の起源.....9

複式簿記の起り……ブラーグの舞姫(プール計算の起源)

第二章 純プール.....13

第三章 共同販賣の機構.....17

豊年饑饉と販賣統制……共同計算……比率……收入計算……

精算支拂金の解釋……供給不能の場合……顧客と組合と

の關係……將棋の角探り

第四章 カルテルの會計.....27

第一節 基礎的觀念.....27

第二節 カルテルとスポーツマンシップ.....27

第三節 プール計算の骨組.....29

第四節 プール計算の特質.....37

第五節 諸掛りと貸倒金に就て.....	40
第五章 歐洲に於ける共同販賣の實況並に 日本は範を何處に求むべきやの問 題に就て	43
緒 言	43
第一 獨逸に於ける共販	43
條件附カルテル.....値段の協定.....區域協定.....仕事の制限 談合.....製作限定協定.....非常時協定.....第三者に對するカ ルテルの立場.....カルテルとプーリング	
第二 佛蘭西に於ける共販	49
第三 日本は範を何れに採る可きか	50
統制と國民性	52

中 編

算 數 隨 筆

第一 勘定奇算	57
第二 9は魔の數	59
不思議の數.....九 星——年齢の判断——星から歳を—— Xの正體——星の算出.....9で割つた残り.....X型檢算 法——割算の場合.....計理學に應用	
第三 戦争と數字の神祕	69
第四 數字いちり	71

4で割れる數.....25で割れる數.....11で割れる數.....
7でも13でも割れる數.....二タ桁の自乗.....北進南下

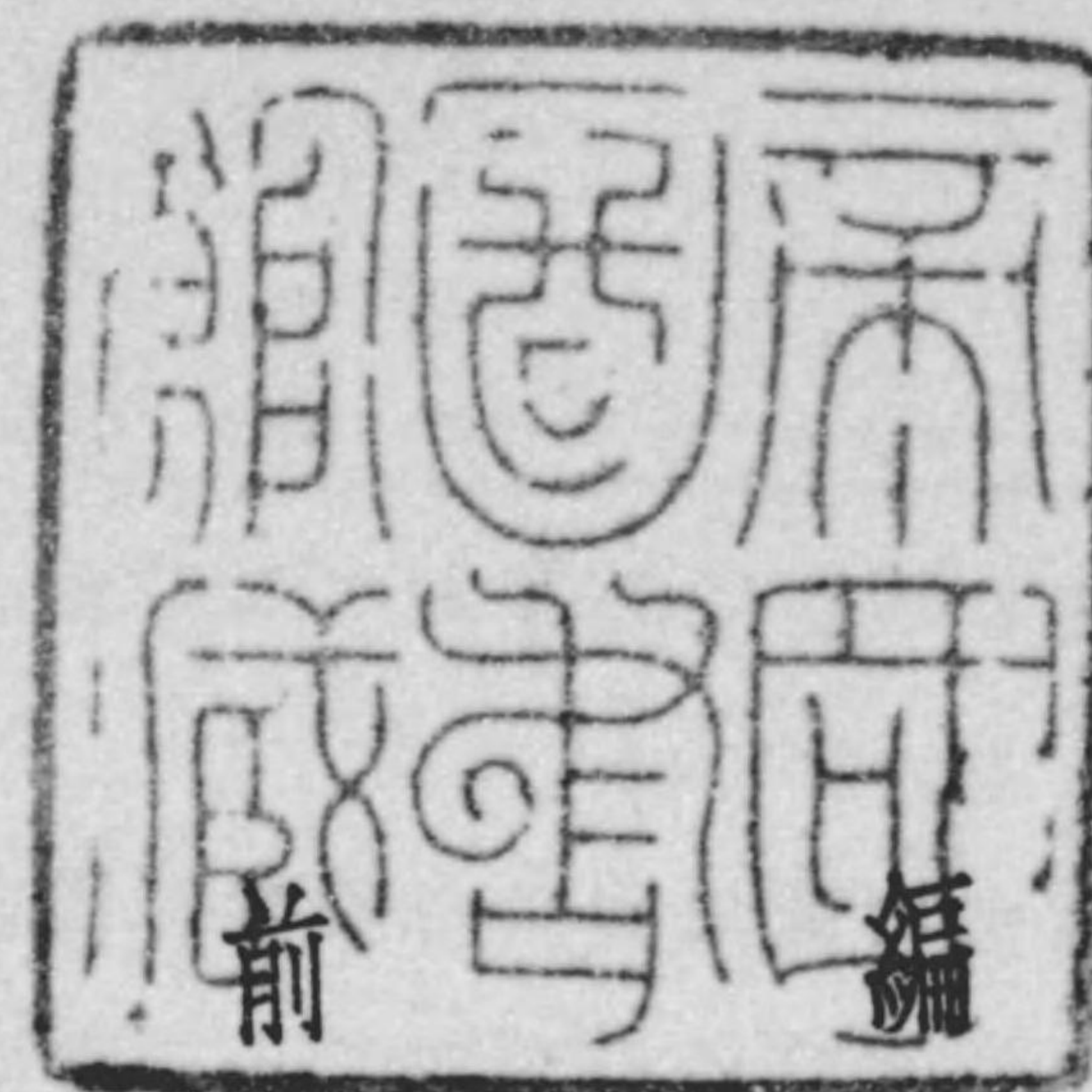
後 編

分 課 元 帳

緒 言.....	77
第一章 概 念	79
1 分課元帳は浪費の節約.....	79
2 複式簿記の原理	79
3 別たれたる各部分の合計は全量に均し.....	80
4 分課元帳の Out-Line.....	81
5 現金出納帳も一種の分課元帳	82
6 Tabular form と分課元帳.....	83
7 分課元帳には整理勘定科目がつきもの.....	84
第二章 分課元帳に似て非なるもの	87
1 Summary system.....	87
2 先づ Summary system で.....	88
3 誤謬發見の困難	92
4 總元帳と補助帳との聯絡は只帳簿係の几帳 面に據るのみ.....	93
5 二聯成式元帳.....	94

第三章 分課元帳の例題	99
1 同じ例題を分課元帳式で	99
2 誤謬発見の容易	107
3 總元帳と分課元帳との聯絡は整然	109
4 分課元帳の定義	112
5 分課元帳の利益	112
6 分課元帳の應用範圍	112
7 その一例、工場會計	113
8 第二の例題、仕入先元帳を分課したる例	115
9 第三の例題、米穀商	121
10 旅館の會計	132
頭の使ひ方	137
第四章 整理勘定	139
1 Adjustment account	139
2 Contra-journal (逆仕譯)	140
3 二重 Contra-journal	141
4 Contra-journal の正體	144

— 終 —



カルテル會計

はしかき

カルテルは艱難の子

カルテルの歴史は比較的新しい。

カルテルといふ文字が始めて書物に現れたのは文献に依ると明治十六年、Kleinwächter がその著書 Die Kartelle に之を書いたのに始まる。

下つて明治二十三年 Schönlanke はその著書の一節に「明治六年五月九日維納に不景氣風捲起ると同時に誕生したのが Kartell であつた」とカルテル發生の原因を説いて、更に文献に據ると其の前年即ち明治五年米國で Standard Alliance 即ち石油のプールが成立して居る、恐らく是れが世界經濟史にブーリングと云ふ文字の使用された嚆矢であらう。

世の中が永久に榮えて不景氣知らずであるならば吾人はカルテルの研究なんかする必要はないが、一朝何かのハズミで好景氣に弔鐘が鳴り響いたが最後、財界に種々な Knotty problem 厄介な問題が起るのは之を防止する事が出来ない。

此の厄介の産物として必然的に生れて来る Kinder der Not がカルテルなのである。

カルテル発生の原因に就て多くの學者は體系的に種々と異説を與へて居るが、其の意見の一致點はいづれも過剰生産説である。(Bücher, Brentano 等々)。

例へば或る商品が過剰に生産さるゝ場合無謀の濫賣競争を回避せんが爲めに必然的にカルテルは發生す、需要の激減も亦過剰生産を意味す。

本書はカルテルの大衆文學

筆者は學者ではない、私が世に出たのが謂ふ所の生産過剰時代で自分自身が Kinder der Not であり、親しくその艱難を味はされ、未だカルテルが世に認められない頃からその浪に揉まれて育つて來た一介の實務家に過ぎない。

是れより先き或人の委囑を受けて外國のカルテルを調べた經驗が幸か不幸か自分に役立つてどうやらその荒浪を押切つた體驗者でもある。

本書は専ら實務方面から説いたもので新しくカルテルを組織せんとする人、新たにカルテルに加盟せんとする人々にカルテルの概念を與へ得れば満足である、若しそれ所々に挿入したる埋め草の漫筆に至つては學者的立場から觀れば一顧の價値なきものかも知れないけれども元々本書の目的が素人を相手の大衆向きなるが故に成る可く飽かずに讀んで戴きたい爲め

と、多少なりとも會計に興味を持つて戴きたい爲めの方便に外ならない。

大體此種の著書は、多くの場合執筆者が世間放れのした學者なるが爲めに原則として頗る六ヶ敷く書かれ、従つて讀まれる範圍は學者階級に非ずんば學生にして肝心の商工業者階級を恰も縁なき衆生かの如き態度の書きつ振りである。

筆者は冒頭より學者でない事を振り廻し、學者でない御かけと氣輕るさを以て専ら商工業者階級の大衆を目指し、所謂カルテルの大衆文學として執筆した、世の中の爲めに是れが何かの御役に立つ事があつたら、望外の仕合せである。

第一章 カルテルに関する 文献と定義

文 献

カルテルといふ文字そのものが獨逸語であり、且つその發達が何處の國よりも著しく組織的また體系的に進んで居るのがドイツである關係上カルテルに関する文献は自然獨逸語に多く、他國語のものは概して其の翻譯物の域を脱し得ない。

その主なるものを次に列挙す、

Kleinwächter	Die Kartell	1883
Schönlank	Die Kartell	1890
Hausmann	Der Kartellbegriff	1926
Beckerath	Der Inhaltswandel des Kartellbegriffs	1927
Arnold Wolfers	Kartellproblem	1928
Liefmann	Die Kartell	1930
Tschierschky	Kartellpolitik	1931
〃	Kartelle und Trust	1932
〃	Kartellorganisation	1932

日本語のものでは目崎憲司、小島昌太郎氏等の著がある。

文献の新しき割合に高速度を以つて普及傳波されつゝあるのがKartellの現状で日本に於いても吉野信次氏(後の大臣)商工省の合理局長時代重要産業統制法に相當の實績を挙げたのは世人の未だ忘れ得ぬ所、アメリカでは1933年有名なN.I.R.A.

政策を実行に移し、本家の獨逸では新カルテル條例を發布したる等々何れも耳新らしき事實である。

定 義

カルテルとは如何？との問ひに對し以上列記したる諸氏の學説は凡そ次の通りである、先づ最も古い所ではKleinwächterの説で：

「企業家相互間の競争を或る程度まで制限し生産を調節して成る可く需要に適合せしむる事を目的として作る生産者相互間の協定」といふのが大體に於て昔も今も異らないであらう、是れは團結力も競争力も共に薄弱なりし頃のカルテルを定義したものである。

後年プール計算行はるゝに及びカルテルは一層強力化し従つて學説も變つて來て市場獨占の性質を確認するに至つた、Liefmannの定義が即ちそれで同種類の企業者の市場獨占的效果を目的として團結せる團體(Verband)と定義を與へて居る。

その他或る産業に於て購買、生産或は販賣を規律せんとする協定] Rudolf Isay. 「同一の利害を有する獨立企業家の自由契約にして、生産または販賣の調節を目的とす」 Gruntzel. 「市場支配に關與する獨立企業家の協定」 H. von Beckerath. 「同種の事業を望む獨立企業家間の自由契約を以つて市場の獨占的支配を目的とする協定」 Tschierschky. 等々種々の角度から見たるカルテルの姿を説明して居るが要するにカルテルとは無謀の自由競争を避け共存共榮の目的を以つて集まれる數多の獨立企業家の

團體なのである。

カルテルの特徴とする所は加盟協定会社が各自その獨立性を持続し、團結の力を以つて自ら衛り、アウトサイダーに對抗せんとするものにして、其の發生の動機原因は互に競争の揚句勞れ果て、戰意を失つた敵と味方とが混然と寄集まつて作り上げるのを原則とし、丁度國際聯盟の様なものである。カルテルの邦譯は共同販賣、普通之を「共販」と略稱する。共販は別名を比率販賣(quotenhandel)とさへ呼ばれて居る位、販賣比率の存在がその最も鮮明なる特徴である。

完全カルテルと不完全カルテル

多くの場合「共販」の成立は狐と狸の寄り合ひ世帯である、ウキルソンの高邁なる理想から生れたる國際聯盟さへ自動車王ヘンリーフォード翁の毒舌に懸つたら猶太人のからくりだと云はれた、カルテルも亦その通り始めの間こそ謳歌されるけれども赤字が黒字に變つて互に競争餘力を生じたる時は我儘とか美みとか或は不平などが起つて兎角崩解し易い。崩解の原因は主に新らしき妖雲の出現に依り内部的の結束が堅くない場合忽ちカルテルは崩れて終ふ、新らしき妖雲とはアウトサイダーのことで、若し此の場合共販規約が所謂完全カルテルであるか不完全カルテルであるかに依つてカルテル自身の安不安が決定せられる。

完全カルテルとは學者の所謂 Orthodox Kartellにして我が國に於ては「純プール」なる名稱に依つて呼ばれて居る、プール計算

を基礎とする共販といふ意味である。

是に反しプーリングシステムを有せざる間に合はせの共販を Beschränkte-Kartell 不完全カルテルと總稱す、本邦に於て現在行はるゝ共販の大半と云はんよりは殆ど全部のカルテルが不完全カルテルに屬するは甚だ遺憾の極みである。要するにカルテルの認識が一般社會に普及されざるが故であらう。

一般には普及されざるも或る社會には古來不完全ながら本邦にもカルテルがあつた、例へば藝妓檢番組合組織の如きはその一例なり、置き家は夫々獨立の企業家なれども組合の統制に服し花代の如きは客對彼女達の間勝手に之を決めず、金錢の決済亦總て檢番を経て之を行ひ、更に檢番と他檢番との間にも規約あつて猥りに他市場を犯さざるものゝ如し。

此の種の純日本カルテルを研究したならば興味多からんも政治上では日本主義を八釜ましく強調し苟も外國模倣を忌み嫌ひ乍ら事一度び經濟の問題となると全く考へ方を變へ誰も日本式のものには一顧も與へないのが現代日本の傾向である。

本書も亦この傾向に迎合し主として範をドイツに求め専ら純プールの普及を目指して執筆した。

漫筆 複式簿記の起りと

プール計算の起源

(一)複式簿記の起り

西曆 1494 年と云へば Genova の船乗りコロンバスが新大陸を發見して間もない談である。木村禎橋君著はす所の簿記計理學綱要を翻くと Luca Paciolo と云ふ男が複式簿記の原理を發表した年が 1494 年である。

× × ×

一國が商業盛んなる時は總て物の價値を金錢で表現する癖がある。

例へば巴里見物のエトランジエー達は決して案内人から「えゝ、此の凱旋門はナポレオンが三百萬フランで作りました」とか「Eiffel 塔が千萬フラン掛つた」など聽かされない、然るに弗の國アメリカに行くとも彼も弗、弗、弗、でいやになつちまふ。例へば「Empire State building が何百萬弗掛つた」「此の映畫の製作費に何十萬弗を投じた」等々、金で表はさないとアメリカ人の頭には物の價値がピンと來ないらしい。

× × ×

さて我等のルカ パシオーロだが、

彼は商人ではなかつた、念佛三昧に其の日その日を送る出家の身ではあつたが時恰も當時の伊太利は商業股盛を極め、従つてその國民が物の價値標準を金錢で表現しないと納まらなかつた頃の事とて、ルカも亦神の恵みを金錢に評價して表現したものと思ひ候へ。

日々三度の食事を戴き、安らかに休む事の出来るのは神の恵みである、食事代を 25 リーラ、宿賃を 15 リーラと計算して合せて 40 リーラだけ今日は神様から恵みを戴いた、いや借りが出來たものと考へて彼は次の様な傳票を作成した。

借 方	貸 方
食事代 25	神 様 40
宿 賃 15	

同様に、他人の爲め世のため善根を盡した場合かれはそれを相手に恩を賣つたものとせずして天國に貯金をしたものと考へ是れを金高に見積つて次の様な傳票を作るのであつた。

借 方	貸 方
神 様 100	何々の奉仕 100

世の中の間人が凡て斯ふ云ふ様な工合

に物の考へ方をしたならば恩を仇で返へされても、人を恨んだり憎んだりする事もなくなる、ルカは良寛の様な坊さんだつたと見える。

以上の傳票は取引の一方の相手を常に神とした貸借二重の Double entry に外ならない、斯くてルカ パシオーロは毎月の終り是等の傳票を集めてバランスシートを作つた。

かれの考へでは、人間死ぬ時、神様に對して貸しがあれば、つまり天國に貯へがあれば天國に直行し反對に負債があつた場合には煉獄と云ふ所に魂は停滞しそこで負債を果してから始めて天國の門を潜るといふのであつた。此の意味を支那人の言葉で云ふと

諸惡莫作 衆善奉行
諸惡爲す莫れ、衆善は行ひ奉れといふ教へを上記の傳票を用ゐて善男善女に示したそれが有名な

Proportioni et proportionalite
であつた、是れが見當違ひにも商人の帳簿に應用されて複式簿記の原理と成つた、異説かも知れないが私が先年ローマの學校で聽いた談をそのまま受賣りする次第。

☆

(二) プラーグの舞姫

(プールの起源)

アメリカで石油のプールが出来たのが明治五年之れがプーリングシステムの嚆矢であると本書のはしがきに述べてあるが、或る猶太史研究者の説に依るとこの言葉のオリヂンはもつとずつと舊いらしい。今はチエッコスロバキヤの都プラーグは其の昔猶太人の勢力まことに盛んであつた事はあすこを訪づれた人又は映畫ゴーレムなどを觀た方は能く御存じの筈である。

『十六世紀の初めとかや此の町に世にも麗しの舞姫ありけり、その名をサラアと呼びたり』といふのが此の物語りの書き出しであるが以下平易な現代語でその續きを語らんに、サラアには三人の後援者があつた。

パトロンと云はんよりは寧ろ三人の亭主と云つた方が適當かも知れない如何となれば彼女は極まつて毎月入の日即ち一と月に三日間はブルームの家に寝泊りし、五日間はモイゼの女房として同棲し而して十日間はアブラハムと呼ばれた金持の爺さんのものであつた。

金を生かして使ふ事に於て特別の天分を有する此の民族は支那の大官が一人で

夥多の妻妾を蓄へて置く様な必要以上の無駄事に(でも彼等は是れで以夷制夷の外交術を體得し、以つて國土を守つて來たのだといふかも知れないが……) 大切な金を使はない所に民族的特徴がある

扱て上述三人の猶太紳士は夫々資力と精力とを考慮に入れてサラアを共有した三人は協議の上、一日の單價を廿マークと協定し以て待遇上に差別なき事を期した。

十日、五日、三日合せて十八日此の合計18日×20mk=360マークが彼女の定収入であつた、此の外にいくら収入があつたかは本問題と関係がない。

或る年のこと彼女は過勞の故を以つて病ひを得醫師の勸告に従つて轉地療養しその費用が月に五百マーク掛つた。

三人は10、5及び3の割合即ち百分率に換算して55%、28%、及び17%の割合で是を次の通り分擔した。

アブラハム 500×55%=275mks

モイゼ // ×28%=140 //

ブルーム // ×17%=85 //

100% 500マークス

計理學の術語に數人共同で同種の仕事を營むに當り各々の資力とか生産カパシティーなどを考慮に入れて百分率を定め、總ての共同出費をその率で分擔し利益をその率で配分する計算方法をプールと呼び此の組織をプーリングシステムと呼ぶ。

プール計算には二つの條件がある、百分率の設定と平均單價がそれである、この二つの條件を具備せざるカルテルはプーリングと呼ぶ事が出来ない。

レイモンド ガイゲルの猶太史に據ると前記プラーグの舞姫がプールの起因を爲したとある。プールとは猶太語でいやらしい意味があるが面白くないので英語を用ゐてプール計算と呼んで居るのだと云ふ。

此の弊、もとより眞偽の程は保證の限りに非ざるも尠くとも顧客は組合員の共有物で自分一個のものでないといふ根本觀念の外に百分率と平均單價の存在がプール計算の根幹を爲すものなりといふプーリングシステムの仕組みを簡易に説明する道具には使へる。

☆

第二章 純プール

外國模倣就中獨逸のカルテルを研究すると

生産カルテル (Produktions-Kartell),

販賣カルテル (Verkaufskartell),

販路カルテル (Gebietskartell),

價格カルテル (Preiskartell),

取引條件カルテル (Konditionenkartell),

計算カルテル (Kalkulationskartell),

注文分配カルテル (Auftragsverteilungs-Kartell),

供給割當カルテル (Angebotsverteilungs-Kartell),

利益分配カルテル (Gewinnverteilungs-Kartell),

等々所謂低級なるカルテル (Kartell niederer Ordnung, beschränkte-Kartell) が多岐多様にあるのを知る。

その種類のもは暫く之を學者の研究に任せ實際家は須らく實地に役に立つものを研究するに若くはない、此の意味に於て採つて以つて範とするに足る可きものは純プール (Orthodox Kartell) 以外に之を求むる事は不可能である。

何故純プールでなければいけないか、抑々 Kartell 組織の目的は：——

1? 元來がカルテルは艱難の産物であつて従つてその目的は積極的であらんよりは寧ろ常に消極的のものである、市價猛騰を計るよりも下落を防ぎ或る採算點に是を保つに在り、

2: 其の目的のため同業者の結束を主眼とし、

3: 進んで市場を独占するよりは退いてアウトサイダーなどの出現を防止するを目的とするに在る。

—○—○—

艱難の子として生れたる共販に對して、生みの親達の希ひは先づ結束が崩れない事、更に進んで販賣會社を作る事である。

然るに Syndicate とか、販賣會社を作ると云ふ事は後に説くが如く種々の理由で出現は容易でない。

若し容易可能であつたなら寧ろ資本的に合同して所謂強力無敵のトラストを作る可きである、尤も斯かる場合米國に於けるシャーマン法、クレートン法の如き大風によつつかる事を豫め覺悟せねばならない。

同業各企業の資本の全部又は過半數を握つて謂ふ所のコンツェルンを作るのもよからう、されど莫大なる資本を投じて他の競争者を買潰ぶす様な事もなく是等を獨立の状態に置いたまゝ販賣會社を作るといふ事は言葉を換へて云へば純プールを組織すると云ふ意味に外ならないのである。

純プールは故にカルテルの理想の最高峯を行くものなり。

その特徴とする所はアウトサイダーの出現したる如き場合之と隣接したる業者(即ちカルテルの組合員)は遠慮なく容易に市價を下げ得る事である。

もし是れが所謂不完全カルテルであつた場合には自分だけが損をする辛らさに彼は市價を下げる事を躊躇逡巡し、その間

アウトサイダーは採算を得て地盤を固め組合が躊躇の揚句漸く決意して是に反撃を加へんとする時既に敵はトーチカ陣地を築造した後とて容易に陥落せず、彼れ先づ傷つき、然かも他の同業組合員は助太刀もせず遠方で拱手傍觀して居る間に敵はその領土に迄攻め來り忽ち全市場混亂状態に陥り味方の結束は先づ破れ、やがては共販の崩解と云ふ豫定の筋書通りに事態は進行するであらう。

此の場合共販がプーリンクシステムであつたならば全組合員が損失を分擔する仕組なるが故にアウトサイダー出現と同時に前線の組合員は一舉に市價を下げ以つて競争者に存続の餘裕を與へなかつたであらう。

純プールの缺點とする所はたとへ市場を占有したる場合と雖も市價を猛烈に上げ得ぬ一事である、如何となれば或る一人の組合員が値上をしても若し他が一齊に是に追從して來ない限りその利益は他に分配して終ひ、然かも得意先に對しては値上げは徒らにその感情を害する許りで得る所がない。

斯の如く市價の暴騰を望み得ざる事は純プールの缺點であると同時にその特徴であらねばならぬ、如何となれば暴利を貪るのが共販の目的でない限り、無謀に市價を釣り上げる必要もなかる可く市價は常にアウトサイダーの出現せぬ程度に於て合理的に然かも採算的に保ち得らるゝといふ事は需用者側から見ても之を大にしては國家的見地より觀ても大いに望ましき事でなければならぬ。

筆者は國策上の見地より故に Orthodox-Kartell の普及を希望して止まざる者である。

第三章 共同販賣の機構

本文は昭和九年二月、日本工業新聞に執筆せものなり。

(一) 豊年饑饉と販賣統制

世界經濟界の現状は凡ての方面に於て供給過多にして需要之に伴はず、米國で小麥が穫れ過ぎて饑饉が起り、ブラジルでは軍隊監視の下に珈琲を焼却したといふ實話さへある。

豊葦原の瑞穂の國では米が豊作だと云ふに年貢の金に窮し百姓が娘を女郎に叩き賣つたといふ信じられない様な本當の話もあつた。

茲に於て經濟非常時の反映として必然的に生れて來たのが販賣統制である。

共同販賣、簡約して共販と唱へ或はカルテルと呼びプールと稱するのも所詮異名同體、要するに同業者が協定し互に譲り合つて艱難に處して身を護る賢き唯一の方法に外ならない。

(二) 共同計算

支那の政治組織を見るに所謂軍閥將領各地に割據し民百姓は苛斂誅求に苦しみ生命財産は絶えず危險に曝されつゝあるのは地方の軍閥が斬取り勝手次第の政治を行ふからである。

日本に於ては凡ての國租は一旦これを中央の大藏省に集中し、各省は更めて豫算を立て、夫々國費の配給を受けて居る。

前者は不統一の國家の見本にして後者は統一されたる文明國の機構を示すものである。

斯くの如く凡ての計算を一旦中央に集注し然かる後夫々必

要に應じて配分する方法を共同計算と呼び、會計學の術語にてプール計算と稱し、此の組織をプーリングシステムと云ふ。

文明國の財政機構は故にプーリングに外ならない。

プールとは水溜りの意味にて、水道貯水池の水が各種の水源地から集つて然る後鐵管に導かれて給水されて行くあの組織を其儘販賣組織に應用したのがプーリングなのである。

プーリングに據るときは互の競争は自然に消滅する。

プーリングの根本觀念は「顧客は各組合員の共通のものなり」といふ見方である。

若し此の根本觀念を放れて苟も自分の商品を賣つた代金なら自分の専屬のものなりとの解釋の下にその金を自分のふところに入れるとしたならば自然少しでも高く、少しでも餘計に賣り進む可く如何に名文の規約を作成して販賣の數量を制限し賣値を協定しても相手の購買者は一錢でも安い方から買はんとす可く、賣る方も亦一個でも餘計に賣つた方が利益なるに依り茲に必然的に競争に類したる行爲が或は祕密裡に或は特約店の設置などに依り合法的に行はれ結局販賣統制は行はれず却つて購買者に統制され、或はアウトサイダーの出現を見るに至るであらう。

共同計算は完全なる販賣統制と不可分のものにしてプーリングに據らざる共販を總稱して學者は是を Beschränkte Kartell 低級カルテルと呼ぶ。

低級カルテルは一時的乃至暫定的に競争中止を見る事ある

可きも之を以つて永遠の平和を望む事は絶対に不可能である、戦争にたとへて見れば是は停戰協定にして休戰條約ではない。

(三) 比率

共販を組織するに當り、先づ先決問題は協定会社間に販賣數量の比率を定むる一事である。

例へば甲乙丙の三會社が共同販賣を組織せんとする場合、過去何ヶ年間の實績に據り數字を求め、或は生産カパシティーまたは資本等を考慮に入れ、比率を定めざる可からず。

假りに右三社の比率を次の如く出來たものと想定して説明を續けやう。

甲 會 社	60%
乙 會 社	30%
丙 會 社	10%
計	100%

共販組合事務所は三社の共同出費にて之を設立す、その費用は前述の比率に據つて負擔するものとす。

販賣會社、販賣組合等の名稱を用ゆるときは販賣の主體と看做されて課税を受ける事往々あり。

共販組合員は夫々獨立せる企業者にして夫々既に税金を納付する者なり、その上課税さるゝは無益の二重課税なるが故に之を免るゝために普通販賣なる名稱を除去し供給組合事務所又は配給所なる名稱の下に事務所を設置する例多し。

此の事務所が即ちプールにして、實際問題としては商品は此のプールを通らず直接供給者より購買者に届けらるゝも帳面上に於ては凡て此のプールを経由して配給さるゝものとして記帳されなければならない。

同様に賣上代の集金も亦全部一旦プールに集まり然る後各組合員はプールより分配を受くるものとして扱はざる可からず。

プール即ち組合事務所は日々各社より提出の販賣報告を比率と照合し、出来得る限り比率に接近したる數量になる様販賣を指圖し調節する義務と権能とを有するものとす。

八百長競馬の場合、豫め一着二着を定めて置いても馬の健康とかコースの具合ひで思はぬ番狂はせが出来るものである、その代り次回の勝負で埋合せをすると云ふ寸法もある。

同様に今月の賣過ぎは翌月手綱を締めることが出来、斯くて長年月の間には所定の比率が守られて行くであらう。

假りに今月何かの原因で比率に大番狂はせが出来たとしても何等統制を妨げないのは單に前記の如き翌月の調節がある許りでなく、計算がプーリングなるが故に比率を超過して賣り過ぎても其の收金が全部その會社單獨の所得にならないからである。

(四) 收入計算

「顧客は供給會社單獨の得意先に非ずして組合共通のものなり」との觀念に據つてのみ完全なる共販は成立するものなるが故に、顧客より取立てたる賣上金は凡て一旦之をプールに納入

する形式を採らざる可からず。

而して各社の收入計算即ち取り前は比率數量に平均單價を乗じたる數字に比例して是を配分するものにして前述 60, 30, 及び 10 の割合のみに據らざるものとす。

若し運賃諸掛りの如きものを商品代と放して實費計算を以つて拂戻す必要あらばその金額を是に加へたる數字を以つて配分の率とする必要あり、詳しくは次章カルテルの會計第三節に於て實際の數字に就て説明せん。(二九頁参照)

プール計算に據る時は、排他競争的に賣進んでも、自分のふところに這入つて來る金は上述の計算以上には取れない、また一方に於て比率數量に達しない數量しか賣らなかつた場合或は他の組合員に比べて安い單價で賣つても上述の計算に従つて實際以上の配當を受ける。

一見或は不合理の様に見えるかも知れざれども、月給取が缺勤しても所定の俸給を貰ひ、その代り次に同僚が缺勤した場合その分まで働いても餘計な給料を貰えない以上にプール計算は合理的なのである。

皮相の觀察をしたのみにては前述の如く餘計に賣つた者が尠く收金し、尠く賣つた者が餘計に金を取るかの如くに見えるかも知れざれども事實は左に非ず、只所定の比率を守らせるために餘計に賣つた者に対してはその分だけを組合に對して強制貯金をなさしめ翌月は働かなくてもそれだけは返えしてやる仕組みなるが故に決して損をするわけではない。

また、今月實際以上に餘計支拂を受けた者は、その超過額は決して不當利得に非ずして單なる前拂金なるが故に翌月はそれだけ餘計に只働きをする義務を負はされる勘定となる。

(五) 精算支拂金の解釋

是れが預金であつて損失でないといふ點に就いては全く異なる觀方をする者がある。

組合事務所の指令統制を絶対に信頼する場合には是を損失勘定として整理するも可なり。

如何となれば預金であつてもいつかは引出して零になるし又損失であつても長い目で之を觀る時はいつかは益があつて、差引零となる可き性質の勘定科目なればなり。

精算金が支拂勘定となる場合は次の三つあり。

[イ]平均單價よりも高い値で賣つて居る組合員は支拂勘定となる。

「總ての顧客は組合共通のものなる觀念の下に月々の收納金をプールに入れて組合事務所より月末分け前を貰ふものと解釋せば是の理由は當然明白なり。

[ロ]與えられたる比率以上賣過ぎたる場合。

[ハ]掛代金の回収率非常によろしきとき。

—○—○—

第四章三節(20頁)の實例に就て説明するならば、SOCONY社は單價が安いから元來なれば組合から補償を受く可きの所、反對に割當數量に比べて販賣實數多く、且つまた入金額も多い

ために支拂ひを組合から要求されて居る(31頁精算書)。

帳面上では是の支拂ひは損失として取扱はれるけれども(38頁)實質上に於ては損ではない、不當の利益及び預り金を吐き出したに過ぎないのである。

(六) 供給不能の場合

茲に問題となるのは、生産機械の故障等に依り翌月も、またその翌月も所定の供給が出来ない場合はどうなるかの疑問である。

月給取りの場合に缺勤が長引けば俸給が半減したり退職の規約があるのと同様、共販規約を作成するに當り豫め此の種の故障を考慮に入れ斯かる場合組合に對して一時總ての権利の停止を受けるとか或は又他の組合員より仲間値段にて買入れて營業を續けて行くかの方法を設け苟も働かずして取るが如き不合理なからしむる事が肝要である。

(七) 顧客と組合との關係

「顧客は組合共通のものにして供給者専屬の得意先に非ず」といふのがプール計算の根本の精神建前であるとせば茲に生じて來る疑問は、然らば莫大な費用を使つて廣告宣傳をしたり掛賣金代金の回収に骨を折るのは他人の爲めに働く様でつまらないと云ふ議論が起つて來るに相違ない。

宣傳費を省くといふ點は確かに共販の武器で何人も競争時代の様に廣告に金を使はなくなるのは事實である。

次は掛代金の回収だが、理想論から云へば、各社の掛賣権利は是を組合に移譲し組合事務所の名義を以つてその費用で之を

回収すべきである。

然るに法律的に解釋すれば各協定会社は夫々獨立の企業家にして顧客は組合の存在さへ識らない場合もある、組合對顧客は故に全く無關係である。

各供給會社は故に別々にその掛賣代金を回収せざる可からず、此の場合と雖も競争時代と異り購買者は故なく支拂を滞らかすることが出来ない、如何となれば金拂ひの悪い購買者に就てはブラックリストを作成し之を全組合員に配布するが故に代金を拂はねば誰も賣つて呉れず故に購買者は新規注文を發する前に先づ舊勘定を決済せざる可からず、

回収不能の貸倒金は當然組合の費用を以つて支辨し之を全組合員に分擔せしむるを原則とせざる可からず、如何となれば供給會社は組合に對して物を賣りその指圖に従つて是を右の倒産者に届けたと云ふ建前なればなり。

(八) 將棋の角採り

味方の角で長驅敵陣地の角を取る場合、先づ先方の角を取込み然る後、こつちの角を其の場所に持つて行つて裏返へしに置くのが正しい筋道である。然るに苟も將棋を遊ぶ者ならば路傍の車夫に至る迄、斯かる面倒な順序を踏む者なく、手前の角を引き上げ、向ふの角を其の位置で向きを換え裏返へしにする事は誰でも御承知なり。

同様にプール計算に於ても、各協定会社は、日々の入金を共都度組合事務所を持つて行く代りに月末迄各社之を保管し、月末

に至り、組合事務所の作成する精算書に従ひ、取り過ぎた分は是を事務所に返へし、取り不足の分は之を事務所より受取るものとす。

全く將棋の心得なき者が、前述角取り簡略法を見て何んとなか不審を抱く様に、計算の念乏しき者は此の月末差金授受を不安の念を以つて行ふことあり。

現に實際問題として長年月に亘りプーリングを實行しつゝある體驗者の談を綜合するに、組合事務所から金を受取る者は恰かも只儲けでもした様な積りで禮を云つて持つて行き、反對に組合に金を支拂ふ場合には苦がり切つて澁々持つて來る者があるとか。

是れはプーリングの觀念未だ徹底されざる證據である。

御節介ながら始めて新たにプールを組織せんとする人々の爲めに助言したき一事は、決して最初より將棋の角取りに類したる簡略法を用ゐざることである。

只取りをされるが如き感情を起さしむる事は共販百年の計に非ず、たとへ理論は正しくとも感情的に共販崩解の因を作ることある可し。

感情の力は常に理論の力よりも強きものなり、此の種の無智的感情が正しき勘定を目茶苦茶にする例は屢々是を見聞きする所、故にプールの原理が組合員に徹底するまで最初の一期乃至二期間は多少の面倒を忍びても、各社の收納金を毎日プール即ち組合事務所に集中し、然る後徐ろに常道に戻す事が肝要な

順序手続きである。

第四章 カルテルの會計

第一節 基礎的觀念

第二節 カルテルとスポーツマンシップ

第三節 プール計算の骨組 例題

第四節 プール計算の特質

第五節 諸掛りと貸倒金に就て

(本文は曩きに日本検査計理士會より發刊したる)
パンフレットの再録なり。

第一節 基礎的觀念

「顧客は凡てカルテルの共同の得意先なり」

表面より觀る時は物を買ふ人とカルテルとの間には何等の取引關係はない、然し乍らカルテル會計に在つては物品供給者即ちカルテルの組合員は恰かもカルテルに對して物を賣り、その指圖に従つて物品を顧客に届けると云ふ觀念より發足するに非らざればカルテル會計は成立しない。

従つて顧客より代金の支拂を受けたる場合は、恰かもカルテルから貰つた形式を採らざる可からず。

第二節 カルテルとスポーツマンシップ

チームワークなきカルテルは存在の理由なし。カルテルの組合員は成る程或は吳越同舟かも知れない然し苟も同舟したからには互ひに譲り合ひ互ひに助け合ひ對外的にも對內的にも權並みそろへて共同の利益の爲めに舟を進めて行かねばなら

ない。

その目的の爲めにはある程度までお互ひに自己を捨てねばならない場合もある、自己を捨てるといふ事がチーム全体の利益である場合に斯くせねばならぬ事はスポーツに於ける場合と異なる所がない。

例へば組合員の一人の工場が都會の中心を放れた場末に在つたと假定せんに、運送費節約の意味に於て組合事務所は其の邊の需要に對し専ら右の組合員に對して供給發送を指令したと想定せよ。

所で、その邊は貧乏町で購買力尠く従つて單價は安く加之貸倒れも尠くないと假定せんに、右組合員は共販契約を忠實に守つて他の都市に進出せず、安い値段で物を賣り然も時々貸倒れさへある。

世間によく例のある事だが、斯かる場合都會地で高い單價で物を賣つて同業組合員達は、此の場末の組合員の損失を補償するに當り不平を云ひ恰かも自分の力で市價を上げたものゝ如き錯覺から『自分の儲けを働き甲斐のない場末の組合員のために横領された、プール計算は不合理だ』と云ひ出すに至る。

これなどは無智の標本の一例である、不平を云ふのは寧ろ場末の組合員であらねばならない、もしも自由競争が許されるならば彼は必らず値の高く然かも金拂ひのよき都會地に進出して來た筈である。

茲に於て平均單價問題がプール計算には斷然必要な條件と

なつて來る。

比率と平均單價の存在せざる協定は是を完全なるプールといふ事が出來ない。

第三節 プール計算の骨組

組合事務所の帳面上に於ては：

A. 各組合員の賣上高は販賣實數を以つてせずして比率數量に平均單價を乗じたる金額を以つてす。

比率數量とは販賣總數量に各自の比率を乗じたる數なり。

B. 運賃諸掛りは實費拂戻しを原則とす。

C. 各組合員の收入割當額は(A+B)の割合を以つて各社收入合計を配分す(詳しくは次の例題に就き説明せん)。

D. 貸倒れ金及び組合費用は各組合員比率に従つて之を分擔す。

例題

以上の骨子を説明せんがために次に例題を設く。

ガソリンの共同販賣

S.O.C.O.N.Y. 三菱及び帝國燃料會社の三社協定してガソリンのプールを組織し、その販賣比率を次の如く定めたり。

帝國燃料	60%	} 計 100%
三 菱	30%	
SOCONY	10%	

組合の日誌

月 日	摘 要	金 額
1	事務所費用として現金五千圓を各社より立替預かる	
	帝國燃料 5,000×60%	3,000—
	三 菱 " ×30%	1,500—
	SOCONY " ×10%	500—
2	什器, 現金にて購入	800—
30	本月分事務所諸経費, 現金にて支拂	250—
"	安藤商店破産, 掛賣残を貸倒金として三社に分擔せしむ	1,000—

本月分營業成績次の如し

組合員	得意先	販賣實數 (ガロン)	單價 @	賣 上 明 細			入 金
				諸 掛	ガソリン代	請求書金額	
帝國	安藤商店	7,500		750—	4,250—	5,000—	4,040—
	井上商店	4,200		840—	3,010—	3,850—	4,000—
	宇川商店	2,400		0—	1,320—	1,320—	1,000—
	江口商店	12,000		1,200—	6,000—	7,200—	7,000—
	尾崎商店	5,100		1,020—	3,400—	4,420—	2,460—
		31,200	57	3,810—	17,980—	21,790—	18,500—
三菱	尾崎商店	4,800		0—	2,800—	2,800—	3,000—
	川西工場	6,600		660—	3,960—	4,620—	3,500—
	井上商店	2,700		0—	1,665—	1,665—	1,000—
	三井工場	3,900		780—	2,275—	3,055—	0—
		18,000	60	1,440—	10,700—	12,140—	7,500—
SOCO	住友工場	2,400		480—	1,200—	1,680—	680—
	三井工場	3,000		600—	1,500—	2,100—	1,100—
	安藤商店	3,600		0—	2,040—	2,040—	2,000—
		9,000	53	1,080—	4,740—	5,820—	3,780—
總 計		58,200	57	6,330—	33,420—	39,750—	*29,780—

普通の記帳法を以つてする時は組合事務所の元帳に於ける帝國燃料會社社の口座は次の如し。

帝國燃料會社

借 方		貸 方	
摘 要	金 額	摘 要	金 額
貸側分擔		組合創立に際し立替	3,000
1,000×60%	600	賣上合計(實數)	◎ 17,980
代金回収高	* 18,500	諸 掛	3,810
殘	五六九〇		
	24,790		24,790
		繰越	5,690

他の口座は何れも同形式に付之を省略す。

借 方 残		試 算 表		貸 方 残	
3,950	繰 金				
250	經 費				
800	什 器				
8,970	得意先勘定				
	帝國燃料			5,690	
	三 菱			5,840	
	S O C O N Y			2,440	
13,970					13,970

◎カルテル會計に於ては帝燃社の賣上實數(¥17,980)を貸方記入する代りに比率數量に平均單價を乗じたる金額(¥20,052)を以つてし、且つ *収入金も次に示す割當(¥17,872)を以つて取分とするが故に是と異なる結果となる。即ち次の通り、

帝國燃料會社の場合

(一)比率數量:

- a 三社賣上總量 58,200ガロン
- b 帝國燃料會社の販賣比率 $58,200 \times 60\%(A)$

(二)平均單價 $33,420 \div 58,200(B)$

(三)故に其の貸方記入金額は $A \times B = \yen 20,052$

同様に

三菱の割當は $33,420 \times 30\% = 10,026$

SOCONY社の割當は $33,420 \times 10\% = 3,342$

計 $\yen 33,420$

注意 此の金額を算出するに當り、比率數量及び平均單價を別々に計算する必要は無い、單に商品代價合計に比率を乗じただけで同じ結果を得らるゝ事は上記實際の數字が是を説明す。

組合事務所の帳面上に於ては各社の販賣實數に據らず以上の如き比率にてプール計算をするが故に三社の貸方金額は次表の如し:—

供給者	諸掛	ガソリン代	合計
帝國	3,810—	20,052—	△ 23,862—
三菱	1,440—	10,026—	11,466—
SOCONY	1,080—	3,342—	4,422—
	6,330—	33,420—	39,750—

*各組合員の收金合計 $\yen 29,780$. はこの合計數字△(23.; 11.; 4.)の割合に従つて是を各組合員に配分する、(本節の初めに述べたる骨組のC)即ち次の通り.—

收入割當額

帝國燃料.....	$\yen 17,872$
三菱.....	8,588
SOCONY	<u>3,320</u>
計	<u>$\yen 29,780$</u>

何故 60%・30%、10%の比に據らず△23. 11. 及び4.の割合に據つたかは簡單なる數學上の理由以外に深き根據がない。

此の割合は所定の比率の外に諸掛りを考慮に入れたるものである。

諸掛りは實費戻入を原則とする、本例題にて見らるゝ通り帝燃の宇川商店に於けるが如く、また三菱の尾崎商店及び井上商店に於けるが如く全く諸掛りを要せざるものもある、恐らく先方から品物を取りに来たゝめ、或は運賃諸掛先拂ひとしたるためであらう。

諸掛を餘計に立替へて支拂つた組合員は當然餘計拂戻しを受けねばならない、故に之を考慮に入れて諸掛りを加算したる金額を以つて配當の割合を定めたのである。

若し帝燃社はお役所式に買ひ手が車を持つて買ひに来なければ賣らない場合を假想せんに、單に60%、30%、及び10%の割合で收納金を配分する時は、諸掛りを餘計に立替へ然かも販賣比

率の少なき SOCONY の如きは或は立替えた諸掛りの方が月末
 收金より多きが如きこともある可く、斯の如き不合理を避けん
 ために斯かる數字を算出して配當の標準としたる以外に何等
 の意味がない、爲念。

精 算

組合事務所は前記のプール計算に従ひ、各組合員の割當額を
 定め、若し實際に収入したる金額が是れより多き場合、例へば帝
 燃社は割當額 ¥17,872 に對し ¥18,500 を收金したるにつき其の差
 額を事務所に支拂ひ、反對に割當額よりも實際收金の尠き者は
 その差額を組合より受取るものとす。

例へば本例題に於て三菱は ¥1,088 の受取勘定となる。

實際問題として三菱の實際販賣數量 18000 g. は比率數量
 $58200 \times 30\% = 17460g.$ と大差なきに尙ほ受取勘定となる理由は帝
 燃社に比べて單價安き事と掛代金の回収率の悪かつた爲め
 ある。

その代り翌月、此の掛代金が全部回収され又は單價が他の二
 社よりも高き場合は自然餘計に支拂はねばならず、長い眼で見
 たならば此の ¥1,088 はいつかは、或は數量で或は金錢で、返へさ
 ねばならない事は、普通の金錢貸借と異なる所がない。

一方、帝燃社が最も高い單價で賣れたといふ事は他の二社が
 競争して來なかつたおかげであるが故に、その利益の一部を他
 の組合員に別けて置くといふ事は他日同様の場合、返禮を受く
 る種子ともなり俗な言葉で云ふ“下駄を預ける”事であつて

決して損失ではない。

組合事務所は此の差金授受のため次の如き精算書を作製して
 各組合員に通知するものとす。

何 月 分 精 算 書

組合員	收金額	割當額	精 算 金	
			支 拂	受 取
帝 國	18,500—	* 17,872—	628—	
三 菱	7,500—	8,588—		1,088—
SOCO	3,780—	3,320—	460—	
	29,780—	29,780—	1,088—	1,088—

精算金の授受に就ては實行に當つて二三の方法がある。

- 第一 毎月授受を行ふもの、(本例題は此の方法を採る)
- 第二 半期又は一年毎に決済するもの、(最も實際的)
- 第三 帳面上の決済に止め、販賣を加減する事に依つて長年
 の間に自然に決済する方法、(是れは争ひの種子を後に残す)

組合員の口座

此の例題に據りプール計算を行ふとき、組合事務所の帳簿に
 於ける各組合員の勘定口座は次の通りになる。一

帝國燃料會社勘定口座

貸倒分擔 1000×60%	600	創立費分擔立替	3,000
代金收入(實際)	18,500	賣上諸掛戻	3,810
精算金	628	販賣高(比率計算)	20,052
残	七、一三四		
	26,862		26,862
		繰越	7,134



三菱勘定口座

貸倒分擔 30%	300	創立費立替	1,500
代金實際收入	7,500	賣上諸掛戻	1,440
残	六,二五四	販賣高(比率計算)	10,026
		精算金	1,088
	14,054		14,054
		繰越	6,254

SOCONY勘定口座

貸倒分擔 10%	100	創立費立替	500
收金(實際)	3,780	諸掛戻	1,080
精算金	460	販賣高(比率計算)	3,342
残	五八二		
	4,922		4,922
		繰越	582

試算表

借方	摘要	貸方	
3,950	現金		
250	経費		
800	什器		
8,970	得意先勘定		
	帝國燃料	7,134	5,690
	三菱	6,254	5,840
	SOCONY	582	2,440
13,970		13,970	13,970

右側の金額は前述普通計算に據る試算表の數字なり。是を上記のプール計算の試算表と比較するとき、個々の金額は異

るも合計は兩者全く同一なるを知る。(31頁参照)

第四節 プール計算の特質

此の例題で説明したる通り組合事務所の帳面上に於ては得意先に對して債權を生ずると同時に、次の仕譯の示す如く組合員に對して同額の債務を發生するものである。

仕 譯

摘要	借方	貸方
得意先勘定	39,750	
帝國燃料		23,862
三菱		11,466
ソコニイ		4,422

(P)

一方、組合員の帳簿に於ては次の通りとなる、帝國燃料會社の例を次に示す、他社準之。

仕 譯

摘要	借方	貸方
安藤商店	5,000	
井上商店	3,850	
宇川商店	1,320	
江口商店	7,200	
尾崎商店	4,420	
ガソリン代		17,980
諸掛		3,810
	21,790	21,790

(T)

組合事務所の帳簿、帝國燃料會社口座貸方 ¥23,862. (P)

帝國燃料會社の帳簿得意先勘定借方合計 ¥21,790. (T)
 差 ¥ 2,072.

此の差金は比率販賣と實際販賣との差にして、是を損失(または利益)と看做すか、組合事務所に對する預け金(または預かり金)と看做すかに據つて自ら取扱ひを異にする。

組合事務所の指令を絶対に信頼する場合には、是を損益勘定として處理してもよい。長い間には損も得もなくなる性質のものにつき比率が正確で、顧客の移讓が巧みに調節さるゝ場合には預金又は預かり金勘定として特別の科目を設くる様な煩瑣を避けた方がよい。

若し組合員にして、組合事務所の指圖を監督し、併せて自己の權益義務が公平に實行されつゝありやを識らんとするならば、是を預金勘定(または預かり金勘定)と看做し、特別の勘定科目を設定する必要がある。

此の勘定科目を比率保證金勘定と名付けやう。

前記精算金勘定は損益勘定であるが、この保證金勘定は資産負債勘定である。

此の例に據り、帝國燃料會社は次の仕譯を爲し以つて組合事務所の帳簿と符合せしめて置く必要がある。

仕 譯	
組合事務所勘定(II)	2072—
比率保證金勘定	2072—

理論的に云へば、組合事務所のみが賣上先であつて組合員はその指圖に従つて商品を得意先に届けたるものとせば、安藤商店以下の得意先勘定を次の如く組合事務所勘定と振替へる必要がある。

借 方	貸 方
組合事務所勘定(I).....	21,790
	得意先勘定合計.....
	21,790
斯くする時は、得意先勘定は貸借相殺し、残るは次の通り。	
組合事務所勘定(I).....	21,790
組合事務所勘定(II).....	2,072
	計 <u>23,862 (III)</u>

組合事務所の帳面では、次の通り帝國燃料會社口座の貸方金額と全く符合する事が解る、37頁(P)。

賣上諸掛	3,810
販賣高(比率計算)	20,052
計	<u>23,862 (III)</u>

尤も是は理論上の仕譯であつて、實務上に於ては上の如き振替の必要もなかる可く、組合事務所勘定を得意先人名勘定の一つとして取扱つて毫も差支へがない。

組合事務所の主なる仕事は所定の比率を守らしむる様に販賣を指導し、得意先の融通讓り合せを行はしむるに在る。

一方、各組合員も亦、比率以上に賣つても得にならず、また賣り不足は徒らに自己の販賣權利を失ふ許りでなく、長期に亘りて

販賣比率が亂るゝ時は組合の存続にも關するが如き勝手氣儘が行はるゝは必然につき、自らも慎しみ組合事務所を反對に監視する必要がある。

此の目的の爲めに用ゐらるゝ唯一のパロメーターは前記比率保證金勘定である。

此の勘定口座に繰越残高勘き程、公平に販賣は統制されてる證據である、繰越残が借方にせよ貸方にせよ溜つて加算され行くのは統制の亂れつゝある事を自動的に示すものである。

精算金授受の實行されざる時此のパロメーターは著しく亂るゝものである。

帝國燃料會社の立場より觀る時は得意先勘定口座の合計金額(此の例題に於ては安藤商店以下合計 ¥ 21,790.-)と組合事務所勘定の金額(¥ 2,072.)との合計金額はプール計算上、組合事務所に対する權利即ち借方勘定である。

此の金額は組合事務所の元帳面に於て帝國燃料會社勘定口座の貸方残と常に一致しなければならない。

—○—○—

而して自社の元帳に於ける組合事務所勘定科目の金額と比率保證金勘定科目の金額とは常に貸借相殺されなければならない。

第五節 諸掛りと貸倒金に就て

諸掛り

カルテルの目的は商品の販賣統制に在りて、諸掛りには關係

がない。

或る種の商品、例へば石炭の如き重量品、又は酸素或は炭酸の如き重い容器を要する商品は運賃諸掛りに比較的多くの費用を要し、一律に之を商品代金の中に加算するを得ざるものがある。

例へば壹噸廿圓の石炭を賣る場合、甲の石炭商は平均壹噸につき五圓の運賃を拂ふのに、乙の石炭商は買ひ手が取りに来なければ賣らない、即ち運賃を一文も拂はないとする時、一律に壹噸いくらとして計算し、運賃を度外視するのは公平を缺く。故に運賃を差引きしたる商品の裸値段だけをプールに入れる必要がある。

原則的には斯の如き諸掛りは前述の例題の如く實費を計算して賣價より差引く可きの所、實際上に於ては一々異りたる距離、條件等々に據る實費を算出するといふ事は不可能に近い、故に協定の上壹噸につき何程と單價を定めて拂戻すのを普通とす。即ち實際供給したる數量に右の單價を乗じたる金額を以つて諸掛りとする事が實際的である。但し、凡てを一律に同じ單價とする事も往々不公平を免れない、故に是を二三の等級に別ち成る可く實際に近い數を求めなければならない。

貸倒金

商法上の解釋に従へば貸倒れ金は供給者の損失である。然しプール計算に在つては之を組合員全體の共同負擔とするに非らざれば「總ての顧客は共同の得意先なり」の原則に反する。

—○—○—

以上カルテル會計の原理骨子を説明した。扱て實行に當り之を原則通りに行はんとせば或は種々の故障矛盾の生ずるのを見るであろう、例へば賣上掛代金の回收に不熱心なる事などその一例である。

カルテル組織に當り、適當に協議し以つて成る可く原則を放れぬ方針の下に、實情に即したる規約を成作することをお勧めする。

大體カルテルはドイツの統制經濟の模倣であるが、そのまゝ是を本邦に移植することに就ては筆者は異論を述べたい。

國民性とか傳統とか或は商習慣などを考慮に入れて作る可きものである、但し尠くとも茲に述べたる根本精神、基礎的觀念を没却してはならない。

根本精神とは比率と平均單價を定める事、基礎的觀念とは顧客は總て組合員全體の共有物であるといふ看方である。

第五章 歐洲に於ける共同販賣の實況 並に日本は範を何處に求むべきやの問題に就て

(本文は筆者が、伯林滞在中執筆して故國の雑誌「會計」に發表せるものなり。)

緒 言

ヨーロッパ産業界は今や極度に萎縮して對外飛躍は愚か唯々現状維持にこれ努め、自然各國の産業者は互ひに競争して共倒れの悲運より自らを救はんがために規約を申合せそれに頼つて居る有様は各國政府が餘り頼りにもならない國際聯盟に縋つて戰爭防止に汗だくの現状と異なる所がない。

茲に歐洲大陸を代表する二つの對立の立場に在るフランスとドイツの共同販賣振りを見て些かなりとも故國日本に於て他山の石ともならば私は甚だ光榮とする所である。

第一 獨逸に於ける共販

國民が傳統的に組織生活に訓練され、規律を理解し、之を忠實に守る點に於てドイツ人は特色ある國民である、その統制規律は以つて範とすべき幾多の美點を認めざるを得ない。

國民産業の保護進展に就き政府が之を干涉する點に於てドイツ位おせつかいな國は他に類例を見ない、その理由の一つは、此の國の最も重要なる收入である營業税を失はざるために政府は個々の企業の破産を極度に怖れて居るからである。

カルテルといふ文字からして、この國の國語である。その位ドイツの共同販賣には舊い歴史があり、組織的且つ體系的に發達して來たのである。

重要産業統制なる言葉は日本では耳新しいけれども、茲では政府の干渉の下にカルテルを行ふ産業が即ちそれだと簡単に解して居る位、日常語の一つに成つて居る。

現在ドイツでは産業の種類を國民生活及び國防上の見地より等級を以つて區別し、Aクラスに屬する企業には強制的にカルテルを實行して居る。重要産業統制即ち是れである。

茲でカルテルと稱するものは殆ど全部プール計算の事で、例外として低級なカルテルを用ひて居る場合もある。その種類は學者に依つて種々と區分して居るが要するに次の七種のカルテルの範圍を出ない。

或るものはその一つに該當し、また他の或るものはその二、三を併用したものに過ぎない。

その一 條件附カルテル

Konditionenkartellとは取扱ふ商品に條件をつけて全部をプール計算に入れないで、例へば酸素販賣の場合、工業用として大型容器に充填して販賣するものゝみを共同販賣となし、吸入用または化粧用として小型容器で賣るものは、自由とするが如し。

日本の學者はKonditionenkartellを昭和六年八月十日の法律第四十號第一條、第四號を以つて規定せる販賣價格に影響を及ぼすべき取引條件に關する協定と解釋して居る様子なれども、當

地の實地家に就いて尋ねて見ると上記の如く簡単に解釋して居る。

その二 値段の協定

PreiskartellまたはKalkulationenkartellと稱するものは原價計算の上販賣單價を定むるか或はSliding scaleに據る値段を協定するカルテルである。

之に違反したる者は罰金を課すものとす。一體ドイツといふ國は、古來幾度か外國よりの侵入者に依つて統治された結果スパイ政治の發達したる國柄とて、一旦斯かる規約を設けた場合同業者は勿論、友人隣家その他手當り次第に密告摘發する習慣があるので此の罰金刑は實行が容易であるのが特長である。

その三 區域協定

Gebietskartellとは日本の昭和六年省令第一條第五號に該當する販賣繩張りを定むる協定と同一である。協定者は互に他人の繩張りを侵さぬ事を協定し、侵した者は遠慮なく密告さるる習慣がある、但し品物不足其他の原因に依り甲地の顧客が乙地の區域に買ひに來た場合には別に設けたる細則に従つて賣値と仲間値段との差額を適當に分配する。

その四 仕事の制限

Produktionenkartell 所謂操短にして、是れに二つの方法がある。一は操業時間の制限で他は主たる機械の運轉制限である。今、獨逸全國を通じ總ての商店は營業時間を午後七時限りと制限されて居る。之れに違反する者は警察令を以つて處罰さ

れる。

此の法令はドイツ人根性を反影して、互ひに密告し合ふので實際に於て頗る嚴重に勵行され、爲めに我々旅行者は買物が出來ず時々甚だ不便を感ずることがある。

その五 談合

Submissionen Kartell 又は Verteilungs Kartell 是れは日本語の所謂「ダンゴ」に相當するもので、請負者または生産者側が注文の都度各自の手持仕事量を考慮し、または豫め定めたる販賣比率に従つて順番に落札するやう入札値段を談合し合ふ制度にて、發註者側から見れば随分人を喰つた話なれども、要するにいづれのカルテルも煎じつめれば表向きは知らぬ他人同志が裏へ廻つて手を握り合つて共同策戦を施して居るので只方法が露骨か巧妙かの差あるのみであらう。

その六 製作限定協定

Spezialisierungs Kartell と稱するものは例へば茲に甲乙丙の三つの自動車製造業者がある。甲は高級乗用車のみを製作し、乙は普通車而して丙は貨物自動車のみと夫々分野を協定するもの。

その七 非常時協定

Kontingentierungs Kartell とは例へば戦争その他國家非常時に際し外國よりの原料供給不足の場合、自然國內に於て購買競争を誘發し、その結果外國商人に不當の利を占められ同時に國內消費者に値上がりの負擔を轉嫁せしむる怖れあり。

是れを避くるために互ひに協定して各自の分け前を定め、その割當て以上の原料を購入せざるために一切の外國購買を統制するが如きその一例にしてその他非常時に適應したる協定を云ふ。

その八 第三者に對するカルテルの立場

〔一〕 購買者に對して、

一般公衆は勿論カルテルの存在を好まない。

故に組合は出来るだけ第三者に對しては共販の存在を秘するは當然にて、表面上は恰かも互ひに競争を續けて居るものゝ如く装ふ。

一方政府は徵稅の對象物として産業を保護し組合を助成すると同時に、他方に於て公衆の利益を害はぬ様一九三四年五月十六日の法令を以つて需用者の不利になるが如き不當の値上げを禁ずる意味に於て「組合が値上げをする場合には其の理由を述べて商工大臣の認可を受くる事を要す」と規定を設けてある。

〔二〕 アウトサイダーに對して

國內に同業新會社が生れたるとき、組合値段と同様のうちは政府は之を傍觀して敢て干渉しないけれども、若しダンピングの舉に出づる場合には新競争會社の材料を使用したる製品は官廳關係に於て「購買規格に不適」の理由を附して各指定商人に通告し以つて其の競争範圍を著しく縮少する。

その九 カルテルとプーリング

共販の目的は共倒れ防止の消極的政策を主眼とす。

故に、たとへ地域を協定して得意先を奪ひ合はぬ規約を設けても、又たとへ値段を協定しても、若し甲は繁華な都會を背景とするのに乙は邊鄙な寒村を相手とするのでは到底満足せざる可く、是れ等の矛盾を補ふためにはカルテルには必らず原則として共同計算の伴ふものとす。

共同計算とは即ちプール勘定の事にして、世に往々カルテルとプーリングとを混同さるゝ理由は實に茲に在る。

強いて兩者を區別すれば、凡てのプールはカルテルにして、カルテルの總ては必らずしもプール計算と云はずと云ふ事が出来る。

日本に於て實地に共販の經驗皆無なる學者達が偶々ドイツに留學に来てカルテルの講義を聴き獨逸人一流の組織的、體系的のカルテルの話聴き、その儘鵝呑みにして故國の學界に發表し恰かもドイツでは各種各様のカルテルが實地に行はれて居るかの如く讀者をして信じせしめて居ると聽く。

是を日本民族の分布にたとへて説明するならば、所謂プールカルテルは大和民族に匹敵し其の數絶體的に多く、プールを有せざるカルテルは恰かも臺灣の蕃人の如く、タイヤル族ヤミ族ツォッ族サイセツ族などと種類は數多あるが實質的には取るに足りない數なのである。學者は種々とカルテルの種別を述べて居るが獨逸人の常識ではカルテルと云へばプーリング

の事だと解して居る。

第二 佛蘭西に於ける共販

佛蘭西は自由平等を國是とする國柄として獨逸と正反對に警察は一切私人の營業に關與しない。

フランス語にはカルテルまたはプーリングに對する適釋すら存在しない、此の點日本の方がどれだけ素直に外國模倣をするか知れない。

フランス語にはサンデカ (Syndicat) と云ふものがある、然しそれは英語のシンヂケートと異り主として同業労働組合の事を云ひ、中には官吏とか教員の如きインテリの組合も含む。

カルテルに類したものを強いて拾へばグループマン (Groupement) 或はコンソルシウム (Consortium) と呼ぶものがある。

グループマンにした所で他國に於けるが如き艱難の子 (Kinder der Not) として生れたものではない、佛蘭西人は個人の貯蓄に於て世界一の「持つ國」である、故にダンピングが現れた時は決して是に應戰しない「金持喧嘩せず」とはこの事で、そのうちに原價を切つてダンピングした者は勞れて終ふ。これ許りは他國に類例がない。

も一つ此の國に激烈な競争の起らない原因は、フランスでは大量生産よりも家内工藝がより多く發達し而して各製造業者は夫々祖先傳來の「お家の藝」を有し特徴あるその藝術的傳統で商賣をするが故に競争の起り様がない。

例へば化粧品ならコチー又はウピガンの様に競争が無い。グループマンは事實上カルテルで何れの組合員にも関係のない信用ある計理士を共同の費用で雇ひ帳簿監査を爲さしめプール計算を行ふ。

獨逸では一旦値段を協定したが最後親が來ても戀人が買ひに來ても一錢も負けないが國情を異にする佛蘭西では協定を破つて安賣りしても獨逸の様に違反扱ひを受けない。その代り協定値段との差額は自分で單獨に之を負擔し以つて共同計算には一錢の損害も與へぬ仕組になつて居る。

第三 日本は範を何れに採る可きか

以上述べたる通り獨逸が規律に嚴重なのも其の國民性であり而して佛蘭西が寛大鷹揚なのもその國民性の表れであろう。

今吾人が日本に於て獨逸に留學した學者の研究を其のまゝ鵜呑みにして模倣しても、うまく行く筈がない。

日本人がカルテルに不適當な點は、日頃團體生活に訓練されてない一事である。

主義政策または趣味を同じふする人達が集つて政黨を組織し或は社交クラブを組織する場合に於てさへ互ひにそのグループを護り立てゝ行く代りに僅かな不平などの爲めに黨中黨を作り分裂する悪いくせがありやせぬだらうか、況んや利害の相反する同業者が競争して互ひにへトへトに戦ひ勞れた揚句に所謂 Kinder der Not として生れて來た共販は生れ乍らに複

雜なる性格を有し到底圓滿富裕の家庭に生れた純情無垢の子供とは比較にならない産物であらねばならない。

此點、外國の歴史を見ると昨日の敵昨日の侵略者が今日の王様となつて君臨するとき、けろりと敵愾心を捨て、是を迎へて平然たるものがある。

親の仇でも共同した方が自分の利益とあらば、握手同盟を結ぶ様に訓育されて來た外國の國民と日本人とを同一視する事は不可能ではないだらうか。

此の氣持は商取引にも表はれ、昨日の商敵と完全なるアンタメントの下に共販組合を作る事は頗る困難である。

また日本人は血の氣が多く、いざとなると損得を度外視して立向ひ、理窟を超越して一文の得にもならない他人の喧嘩に割込む氣持を誰でも持つて居る。この大和魂が或る場合に共販生活に眼に見えない理外の支障を來たし、弱者を助けるといふ意味で大きな者は常に理窟抜きに讓歩を強いられるのを原則とする。

外國人の觀察したる日本人には嫉みに似た不可解のサイコロジイがある、[同業競争者に儲けさせる事]に就て必要以上の神經を使ふ事がそれである。

成る程外國人の場合には、恐らく支那人の場合も同じだらうが、今迄千圓しかなかつた自分の利益が共販に依つて五千圓になつた場合には同業者が一萬圓儲け様が百萬圓儲け様が吾不關焉である。

ところが、これが日本人の場合だと、相手に儲けさせるのはいけない、自分の利益は半減してもいゝから相手の利益を尠くせよと、主張する。此の氣持は外國人には絶対に不可解だと云ふ話を聞いた。

茲に私は故國を遠く離れて故國の悪い點を忌憚なく云はして貰つて居るが勿論外國にないよい點も日本には澤山ある。

斯かる國民精神を考慮に入れず徒らに外國殊にドイツ模倣のカルテルを組織する事に就ては私は賛成する事が出来ない。

(昭和十一年會計五月號)

統制と國民性

以上縷々とカルテルの發生沿革等に就て述べたる通り、カルテルが獨逸に於て最も順調に發達したのは畢竟その國民性の然らしむる所。

鐘紡の重役井上潔君著「雜記帳」から讀むと、同君の足跡を印したる各國の國民性を能く書き表して居る。

その中から獨逸の分を拾つて見ると君は斯ふ語つて居る。

『獨逸に入つて直ぐ目を引いたものは都會と云はず田舎と云はず軍事教練の如何にも物々しい一事である、フランスが氣を揉むのも無理はない。

獨逸人の氣質を知悉せる人に聞くと、之れは看板通りに受取るには及ばぬ、彼等は唯こんな事が好きだと

云ふだけだそう。

街路を堂々と行進する部隊で指揮者が得意なのは良いとして、號令されて歩く大勢も亦大いに得意なのだと云ふから面白い。

彼等が號令により規律と統制ある進退をするのが好きなのは日本の若い衆が地車グランドや踊屋臺を引歩いたり御神輿ミコを練るのと同じ程度に扱ふべきものだらう。

専門家の話によると獨逸の軍隊は規律や統制の點に於て忠實に命令を遵奉する點に於て比類なき精兵だが、一朝指揮官を失ふ時はまるで役に立たない烏合の衆に過ぎぬと云ふ。

獨逸人を事務員に使つた人に聞いても彼等が命ぜられた仕事を指圖通り忠實に所理する點は感心だが、初めの指圖に豫期せぬ事柄が起つた場合に何の判斷も處置も出来ぬ無能さには呆れるそう。

こんな國民に法律や規則が細く發達するのは當然である。

これを經濟界より見て近頃流行の統制經濟が發達するには持つて來いの國である、云々』

獨逸のカルテル制度を完璧のものと信じ是をその儘日本に移植せんとする方々の御一考を促す意味に於て、井上君の御許

しを得てその御意見の一端を茲に轉載さして戴く。

中 編

算 數 隨 筆

ブール會計の得意先勘定科目を分課元帳式簿記法で整理するのは最も望ましい事である、但し此の二つは全く別の研究問題である。

ブールから、いきなり分課元帳に移ると二つを混同しやせぬか、或は恰も續き物のやうに考へやせぬかを案じ、兩者を區分するため茲に算數に關する漫筆を挿入することにした。

一服中休みと云ふ氣持で讀んで下さるやう。

數字に親しみを抱くといふ事は例へば無味乾燥の歴史の年號に生氣を與へ、友人の電話番号さては街を走る自動車の番號などを見ても興味を覺え世に楽しみが一つ殖えるわけである。

數字は生きものであり、また愉快なおもちやでもある。茲に掲げたものは淺學寡聞の私が小供の頃聽き覺えて居たものを記憶を辿つて集めたものに過ぎない。

馬鹿々々しい漫談ではあるけれども幾分なりとも是れがお役に立つて讀者諸君の中に若し一人でも算數に親しみを持つて下さる方が出來たならば私はそれを無上の光榮とするであらう。

著 者

第一 勘定奇算

是れは昔噺にあつたブール計算の話である。

或る晴れた秋の日の事であつた、甲乙丙三人の友達が誘ひ合せて日歸へりの旅に出た。

今なれば、ルックサックを背負ひ颯爽たる姿でハイキングと云ふ所だが、これは昔の事とて噺は次の通りである。

“甲と乙とは食料の用意をなせしも丙は更に食料を有せざりき。

されば相當の實價を拂ふべければとて、三人同道にて旅に出でけり”

さて、どんな食料かと思ふと次の文句は

“されば甲は握飯を五個出し、乙は握飯三個を出し、三人共に喰ひけり”

いや早なさけないハイカーでありつるよ。

是に對して丙が拂つた相當の實價といふのが勿驚たつた八錢。

“扱て、この八錢の分配に當り紛議起りたりと云ふ。如何に分配せば正當なりや？”

と云ふのが此の奇算問答のやまである。

成る程、一寸考へると握飯が八個で錢が八錢なら甲に五錢乙に三錢與へてケリがつき相のもんだが、更に一步進めて考へて

見ると、三人で八個は、一人當り喰つた分量は夫々二個三分の二に當る勘定。

甲は五個出して二個三分の二喰つたのだから差引き二個三分の一だけ丙に喰はした事になる。

同様に乙は三分の一だけ丙に提供した勘定である。

これは現物八個に對して錢が八錢あつたゝめに生ずる錯覺を利用した戲算に過ぎないが、此の答は甲に七錢、乙に一錢與ふる事によつて解決されるのである。

是は一種の共同計算で、甲乙丙三人は各々物品及び現金を出して一つのプールを作りカルテルの精算金授受と同様の精神で差引残を授受せるものに外ならない。

第二 9 は 魔 の 數

歐洲大戦争の軍事探偵を主題とした映畫にマリーネ デーリヒット嬢主演の有名なる X 27 號といふのがあつた。

X 27 といふのは砲煙彈雨の間に出沒暗躍した一人の美人スパイに與へられた姓名代りの符號であつた。

27 と云ふと何んとはなしに神祕的な存在物であるやに聽える。

$$2 + 7 = 9$$

この 9 といふ數字が頗る曲者なのである。

その一 不思議の數:

私は 9 といふ數を氣味の悪い魔者の様な氣がしてならない。

西洋の傳説物語を読むと、魔女がおよそ自分に觸れる總ての若人を化石にして終ふと云ふのがあつたが、その物語をそのまま凡そ 9 に掛り合つたが最後、如何なる數でも 9 に還元されて終ふのが第一の不思議。

例へば 9 の倍數:

$$2 \times 9 = 18 \dots\dots\dots 1 + 8 = 9$$

$$3 \times 9 = 27 \dots\dots\dots 2 + 7 = 9$$

$$4 \times 9 = 36 \dots\dots\dots 3 + 6 = 9$$

何處まで行つても同じである。例へば

$$2876 \times 9 = 25884$$

$$2 + 5 + 8 + 8 + 4 = 27$$

$$2 + 7 = 9$$

如何なる大きな数でも9を掛けたら、最後は9に還つて仕舞ふ。

逆に、或る数の数字の和が、例へば $2 + 5 + 8 + 8 + 4$ が9の倍数である時此の数 25884 は9で割り切れると云ふ事が解る。此の原理を應用したものに後に述べるX型檢算法がある。

その二 九 星

世界何處へ行つても、文明國と云はず野蠻國とを問はず神祕的mythicな存在がある。

日本にも昔から九星に據る運勢星占ひなるものがある。九星氣運とも云ひ次の9から成る。

一白水星 二黒土星 三碧木星 四緑木星 五黄土星
六白金星 七赤金星 八白土星 九紫火星

素より採るに足らざる迷信の類ひには相違ないが、9と云ふ魔の数を扱つた所に一抹の神祕性を認める事が出来る。

苟も文明人が斯かる迷信の虜となる必要はないが、之を社交生活などに利用するのは慰みの一つでもあらう。

年齢の判断

凡そ西洋では婦人に齡を聞く位失禮な事はないとされてゐる、外國生活十何年、歳を忘れた和製ミス、タンゲツトと云はれた或る老嬢が、日本に歸つて一番嫌な事は歳を聽かれる事だと

云つたが、日本人にして見れば：—

[失禮ですが、おいくつで……？]

[ハアそうですか、でも大層お若く御見えになりますネ]てな外交辭令もある、尤も段々この手は流行しなくなつて來た。第一若い女に「君いくつだい？」なんて聽くのは野暮の骨頂、のみならずこんな失禮な質問に對して本當の年を正直に答へる奴はない。

そこへ行くと星を尋ねると本音を吐く。

星から歳を

星の數に x を加へて二つに別けると歳が出る。

x は1から9までの數字である。毎年一つずつ殖へるので歳に依つて違ふが、一旦覺えて置けば、自分の歳から割出して直ぐ算出出来る。

二つに別けると云ふ意味は、二等分する事ではなくて二つの數字に別けることである、例へば x が3で、星が五黄の場合には：

$5 + 3 = 8$ 、この8を次の様に別ける。

$0 + 8$	$3 + 5$	$6 + 2$
$1 + 7$	$4 + 4$	$7 + 1$
$2 + 6$	$5 + 3$	$8 + 0$

即ち、五黄の人は8歳、17歳、26歳……71歳、80歳のどれかに相當する。

相手の人相を見て四十歳前後かな、と思つたらそれに近い卅五歳または四十四歳がその答へである。

若し x が 7 の場合で星が八白であつたとしたら、 $7+8=15$ となるが、此の場合には更に $1+5=6$ と一桁にして置いてから二つに別けても構はない。

$1+5$ とする事は結果に於て $15-9$ と異りがないのである。

X の正體

前にも述べた通り、 x は毎歳一つづつ殖へて 9 に成つたら翌年は再び 1 に戻る。

1938年の $x=2$

1939年の $x=3$

1945年の $x=9$

當分の間は西暦年號の單位から 6 を引いた數字が x だと覚えて居つて差支へない。

星の算出

逆に、年齢を知つてその人の星を求むる事は歳の數の和から x を引く、此の場合：

〔一〕 歳の數が二桁の場合には：

(イ) 歳が 12 で x が 8 の如き場合ならばそのまゝ

$12-8=4$ とするが……………答 四緑。

(ロ) 引いた答が未だ 9 より大きな場合例へば 68 歳の如き

ときは、 $6+8=14$ としてから x を引くものとす。 x

が 3 の如き場合には更に $1+4=5$ としてから 3 を

引く。 $5-3=2$ 答 二黒。

〔二〕 反對に x の方が大きくて、始めから引けない場合例へば

赤ん坊の歳から x を引く場合には、歳に 9 を加へてから x を引く。

例へば 1939 年に生れた許りの赤ん坊の星は何かと云ふに x が 3 なるが故に次の通り算出する。

$$(1+9)-3=7 \quad \text{答 七赤}$$

要之、9 を勝手に引いたり加へたりする事に依つて融通をつける。例へば $x=2$ の場合年齢五十歳位の人が二黒であつたとしたならば $2+2=4$ これを二つに別けたゞけでは 4, 13, 22, 31, 40 歳の五通りしか答が得られない。此の時 40 に 9 を加へて 49 歳といふ答が得られる。

同時に、58, 67, 76 …… も亦二黒だと云ふ事が解る。

$$5+8=13 \dots\dots\dots 1+3=4 \quad (\text{結局 4 になる})$$

$$6+7=13 \dots\dots\dots 1+3=4 \quad (\text{同上})$$

9 と云ふ數をいちつてると氣味の悪い様な氣がする。次は是を實際の計理に應用して見よう。

その三 9 で割つた残り

〔一〕 任意の數(例へば 32)の數の和 ($3+2=5$) はその數を 9 で割つた残りである。

$$32 \div 9 = 3 \text{ 残 } 5$$

〔二〕 數の和が 9 以上の場合には更にその和を求める。

例 839256 の和 = 33.

更にその和は $3+3=6$.

$839256 \div 9 = 93250$ 残 6

[三] 従つて数字の和が9の場合は、9で割り切れる事が解る。

A. $36 \dots \dots 3 + 6 = 9$ 残なし

B. 237465 の和 27 $2 + 7 = 9$ 同上

[四] 故に或る大きな数を9で割つた残りだけを求め様とするには、次の様に順次に加へて9以上になつた都度、9を引いて行けば最後に是を求むる事が出来る。

例 $838,256$ を9の倍数で割つた残を求めよ。

イ $8 + 3 = 11$, 更に此の和 $1 + 1 = 2$ (註、是れは $11 - 9 = 2$ とするのと同じ)

ロ 此の2に $338 \dots \dots$ の8を加へ
 $2 + 8 = 10$ 残1. (9を引いて)

ハ 此の1に $8382 \dots \dots$ の2を加へ
 $1 + 2 = 3$

= $3 + 5 = 8$

ホ $8 + 6 = 14$ $1 + 4 = \underline{5}$ 答5


その四 X型検算法

またの名を Proof by nine 或は九去法検算とも云ひ、前述9で割つた残り第四項を應用したものである。


こんな便利な方法を何故日本の小學校で教へないかを寧ろ私は不思議に思ふ位である、外國の小供は皆此の検算を用ゐて居る。

例一 $57 \times 26 = 1482$ 此の答へが正しきか否やを検算せよ。

(イ) $5 + 7 = 12$, 更に $1 + 2 = 3$.

先づ此の九残數をXの上部に書く, $\dots \dots \dots$ 


(ロ) $2 + 6 = 8$.

是れをXの下に $\dots \dots \dots$ 

(ハ) 上下二つの數を掛け合せ

$3 \times 8 = 24$

是れを9以下の單數にするため、その九殘數を求め

$2 + 4 = 6$. Xの左に $\dots \dots \dots$ 


(ニ) 最後に積數の九殘數が是れと同じであつたならば、この掛算は正確なことが證明される。

1482

$1 + 4 = 5$

$5 + 8 = 13, \dots \dots \dots 1 + 3 = 4$ ($13 - 9 = 4$ の簡略)

$4 + 2 = \underline{6}$

是れをXの右に $\dots \dots \dots$ 

Xの左右が同數なるとき、計算の正確なる事を知る。

例二 $3728 \times 27 = 100,656$



例三 $5678 \times 844 = 4792232$



割算の場合

同様に

例四 $3648 \div 48 = 76$

- (イ) 48 の九残 3
- (ロ) 76 の九残 4
- (ハ) $3 \times 4 = 12, 1 + 2 = 3$
- (ニ) 3648 の九残 3



例五 割り切れぬ場合は、最初に残りを被除数から引いて置く。

$3557 \div 48 = 76$ 残 9

- (イ) $3557 - 9 = 3548$
- (ロ) あとは前例題の通り。



その五 計理學に應用

化物の様な 9 を計理學上に應用したものに帳簿の誤記發見法がある。

誤記の起る最も多くのケースは統計に據ると轉記に際して數字の位置を轉例するに在る。例へば 5735 と書く可き所を 5375 と轉記する例が最も多い。

而して此の誤記を發見する事は魔の數 9 を利用するとき容易にその目的を達する事が出来る。

茲に或る商店のバランスシートが次の様に貸借一致せず、その差が 630 とあつたと假定しやう。假りに貸方は正確のものと想定し、誤りは借方に在る事を前提として、誤りが何處に在るかを探索して見やう。(92頁誤謬發見の困難、参照)。

試 算 表

借 方	貸 方
154	360
1869	1640
20	20
294	969
564	595
294	294
50	75
75	17
2081	2061
5401	6031
差 六三〇	

貸借一致すべき筈の試算表の合計が 630 の差を生じた。

6 と 3, 加へると 9 に成る。

9 はいつも魔物である。

どうやら謎は解けそうだ。

そも々々、加算に際し數字を轉倒し、例へば 52 とすべき所を 25 と誤記した

た場合は常に 9 といふ數字が現れるものである。

逆に、差 9 が出た場合此の誤りは數字の位置の轉倒だといふ事が解る。

$52 - 25 = 27 \quad 2 + 7 = 9$

斯ふなると犯人の手懸りはついた。

搜索範圍を縮少し、630 の一位は 0 につき、一位にはなくて、十位と百位に犯人は隠れて居る事が解る。搜索範圍は益々縮少される。

斯く局面を縮めて調べて行くと、借方四行目の 294 に濃厚な嫌疑が掛かる。

試みにその十位と百位との位置を轉倒して見るとその差がピッタリと指定犯人の指紋と一致する。

$924 - 294 = 630$

即ち知る、924と書くべき所を誤つてと轉記したのであつた。
これも神祕の數9の解く不思議な謎の鍵。

第三 戦争と數字の神祕

皇軍が敵の首都南京城門を蹴破つて雪崩込んだのが昭和12年の12月12日、もつと正確に云ふと正午即ち12時だつた。

忘れ様としても忘れ得ない數だ。元來、一切の迷信じみたものに無頓着だつた私も、此の神祕的な數字の前に、腕をこまねいて靜かに考へ込んで仕舞つたのである。

舊都北京が陥ちたのが7月29日、更に遠い昔の話では弘安四年夏の頃、蒙古の大軍が舳舻相孕み、豊岐、對馬の攻略戦を終へ將に博多灣に敵前上陸を敢行せんとした刹那、忽ち起る伊勢の神風にさしも精銳を誇つた艦艦無敵大艦隊は木ツ葉微塵と許りに海の藻屑と消えてしまつた。

それが弘安四年の7月29日、なんだから益々數の神祕を信じたくなる。それ許りでない、日露の役に旅順が滿五ヶ月も掛つて漸く陥ちたのは二〇三高地のあるが故だつた。

第一この數字がよくない。そも々々 203 と云ふ奴は2でも割れない3でも割り切れない。4でも5でも6でもいけない。矢でも鐵砲でも持つて來い。ヒドク落とし悪い數字だ。だから旅順は落ち悪くかつたと云ふ。

此の難攻不落の要害も皇軍の威力の前に堪り兼ね到々明治三十八年一月元日に開城しちやつた。

そのあとで落ちついて計算して見たら 203 といふ數も7で割切れる事が解つた。

29がその答へである。

—○—○—

驚く事には旅順の總攻撃が前年7月29日に始まつてゐる。
かうなると7, 29といふ數と非常時日本とは何か深い因果關係がある様な氣がしてならない。

如何なる艱難にも踏み堪へる我等の勇氣と覺悟を示す言葉を最も簡単に表現したのが7, 29! 『何糞!』なんだ。

第四 數字いぢり

その一 4で割れる數

1936年の或る日のこと、或るインテリの集つた俱樂部で偶々潤年 (leap year) の談が出た。

西暦年號が4で割り切れる年が潤年だつてんで1936を4で割つて見る事に成つた。

四々16, 三残つて四八32, 四々16と小學生の算術の様に筆算するのを傍で見て居た私は此の人達をも一度小學校に通はせる必要があると思つた。

4で割れるかどうかは、終りの二桁さへ見れば解ることで此の場合36を見れば一と目で解決のつく事件である。

こんな事は未だ澤山ある。

その二 25で割れる數

同様に終りの二桁が25で割り切れる數ならばどんなに大きな數でも25で割れる。

要之、4及び25は共に100の約數であるが故で、説明する迄もなく暫く數字をいちつて居ると直ぐ解る問題である。

所が11で割れるかといふ事になると問題が少々複雑になつて來る。

その三 11で割れる數

或る數例へば2354の偶數單位即ち二位と四位の和がその奇

數單位(一位と三位)の和に均しいときその數は11の倍數である。

$2+5=3+4$ 故に此の數は11で割り切れる。

同様に 121 も 39512 も共に11の倍數だといふ事が一見して解る。

また、836 の様に其の差(8+6と3との差)が11或はその倍數の時、之を11で割り切る事が出来る。

例 948474648 を一つ置きに加へて見ると $(9+8+7+6+8)-(4+4+4+4)=22$ 故に此の數は11の倍數だといふ事が解る。

その四 7でも13でも割れる數

任意の三桁の數、例へば 123 を重ねて六桁とするととき 123123, 是れを7でも13でも割ることが出来る。

$$\text{例 } 365365 \div 7 = 52195$$

$$52195 \div 13 = 4015$$

是れだけ見ると實に不思議の様だが、賢明なる諸君は、4015が11の倍數だといふ事に御氣がつかれるであらう。

更に突き進んで最初の三桁の數(365)でも割れる事が容易に解かる。

素々此の六桁の數は最初の三桁の數に1001を乗じた積數なのである。而して1001が $7 \times 11 \times 13$ の積數なる事が解つて仕舞ふと面白くも何んともなくなる。

神祕なんてものは瞬目朦朧として、霧を隔て、物を見る様な場合にのみ存在し得るもので、カラリと晴れて正體が解つて仕

舞ふと神祕も糞もなくなつて終ふ。

その五 ニタ桁の自乗

$$(24)^2 = (24+4) \times 20 + 4^2 = 576$$

$$(25)^2 = (25+5) \times 20 + 5^2 = 625$$

$$(37)^2 = (37+7) \times 30 + 7^2 = 1369$$

斯ふ云ふ暗算は筆算より遅い事もあるが5で終るニタ桁の數の自乗に就ては斷然便利な方法がある。

$$25^2 = (2+1) \times 2 \text{ の次に } 25 \text{ を加へて } 625.$$

$$35^2 = (3+1) \times 3 \text{ の次に } 25 \text{ を加へて } 1225.$$

$$45^2 = (4+1) \times 4 \quad // \quad 2025.$$

$$55^2 = (5+1) \times 5 \quad // \quad 3025.$$

$$85^2 = (8+1) \times 8 \quad // \quad 7225.$$

即ち、終りのニタ桁は常に25で、其の上の數は $(n+1) \times n$ なるを知る。

$$n \text{ とは第二位の數で、例へば } 35 \text{ ならば } 3. \quad (3+1) \times 3 = 12.$$

—○—○—

是も種子を明かして終ふと何の神祕性もない、簡単な代數の應用問題に過ぎない。 $(a+b)^2$ の b を5として計算すると:

$$(a+5)^2 = a^2 + 10a + 25$$

a は1から9までの十位の數なるが故に、

$a = 10n$ と置き替へると自然に是の説明が得られる。

$$(10n)^2 + 10 \times 10n + 25 = (n+1)n \times 100 + 25.$$

斯く神祕の扉を開いて終ふと、下らない事らしい。

その六 北進南下

8	1	6
3	5	7
4	9	2

我が大日本帝國は北に進む可きや、それとも南下して其の國力を伸展せしむ可きやに就て古來種々と議論があつた様だ。然るに數の神祕は此の大問題に對して平明卒直に解決を與へて居る。

それが此の四角型である。

上圖は1から9までの數字を組合せて縦横十文字、どつちから勘定しても合計が15となる不思議な四角型である。

此の組立を次の様に考へると容易にその並べ方を記憶する事が出来る：—

此の四角形を世界地圖と看做して戴きたい。

A	B	C	D	E
F	い	ろ	は	G
H	に	ほ	へ	I
J	と	ち	り	K
L	M	N	O	P

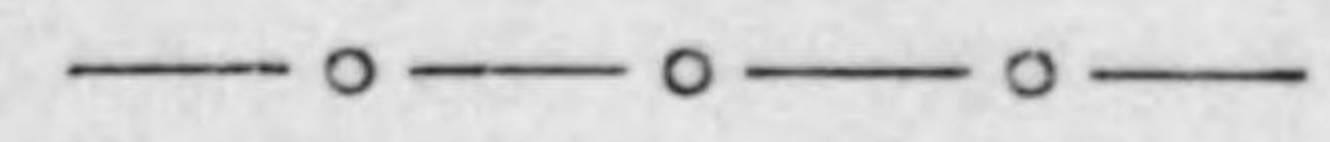
丸い世界を四角な平面地圖で表した場合、英吉利が西端に在つてアメリカが東端に在るが、事實は英國の西に米國が在るのである。或はまた米國の東に英國が在ると云つてもよろしい。

同様に此の地圖(いろは……り迄)に於ては〔は〕の北東Eは〔と〕に相當し、〔り〕の東隣Kも〔と〕に均しい。

- 一 北の中央〔ろ〕を起點として(No.1)第一圖の1。
- 二 先づ北東に進出しDを取る。地圖の上では〔り〕に進む事となる。是を第二占領地とす。(No.2)第一圖の2。



- 三 〔り〕の北東Iは前述の通り〔に〕に相當す。之を第三領地と爲す。(No.3)第一圖の3.以下準之。
- 四 〔に〕の北東隣は既に我ケ方の陣地なるに就き進路を南に採つて〔と〕を占據す。(No.4)
- 五 既定の方針に従ひ、針路を北東に採り、〔ほ〕No.5、と〔は〕No.6.とを版圖に收め
- 六 〔は〕の次は冒頭に説明したる通り〔と〕なれども既に我ケ領土 No.4 なるが故に、南下して〔へ〕を占領す。(No.7)。
- 七 同じ論法で〔い〕No.8 と〔ち〕No.9 とを攻略する事に依つて此の地圖の世界は全部、我ケ版圖となり終る。



根本方針として先づ北東に進み、それが既に占領済みの場合には南下するとき不思議な四角型を組立てる事が出来る。

17	24	1	8	15
23	5	7	14	16
4	6	13	20	22
10	12	19	21	3
11	18	25	2	9

30	39	48	1	10	19	28
38	47	7	9	18	27	29
46	6	8	17	26	35	37
5	14	16	25	34	36	45
13	15	24	33	42	44	4
21	23	32	41	43	3	12
22	31	40	49	2	11	20

47	58	69	80	1	12	23	34	45
57	68	79	9	11	22	33	44	46
67	78	8	10	21	32	43	54	56
77	7	18	20	31	42	53	55	66
6	17	19	30	41	52	63	65	76
16	27	29	40	51	62	64	75	5
26	28	39	50	61	72	74	4	15
36	38	49	60	71	73	3	14	25
37	48	59	70	81	2	13	24	35

更に局面を擴大して1から25までの數字を以つてする場合、同じ國策の下に北進南下するならば、全く同じ不思議な四角型を組立てる事が出来る。驚く事には、更に更に地圖を擴大して行つても結果は同一である。

我々民族の進路を教える天の啓示として、此の不思議の四角型は、このまゝ神祕の扉を開かずに是を以つて本篇の終りとしやう。

後 編 分 課 元 帳

The Self-balancing system

is

one of the most beautiful and artistic device.

L. R. Dicksee.

緒 言

分課元帳の原理なるものが始めて L. R. Dicksee に依つて學界に發表されたのはやがて三十餘年前の事であつたと記憶する。

私は學生時代その outline を學んだ頃、勿論實社會ではそれが一般に使用されてる事と許り思つて居つた。

扱、世の中へ出て見ると、中々それどころの話ではなくて總ての點に於て簿記が頗る原始的である事を見せられた。

是れ程便利な方法を何故廣く用ひないのかを寧ろ不思議にさへ思つて居る。段々調べて見ると、是れを親切に説明した参考書が一つもないからである事を知つた。

私は分課元帳式記帳法が無駄を省き善意及び悪意による誤記を防止し得る意味に於てその普及を希望して止まない。

著 者

第壹章 概 念

1 分課元帳は浪費の節約

今、凡ての方面に何々の合理化とか無駄を省けの聲喧しい折、兎角世間から忘れられ勝ちの Book keeping 方面に於ける著しい無駄を省くために分課元帳式の採用を極力御勧めしたいのである。

筆者は嘗て外國の或る大工場の會計組織を研究し原價元帳 (Cost ledger) なる分課元帳式記帳法を始めて見たことがあつた。時期が早かつたのと、私の勉強が足りなかつた爲め、それが廣く日本の工場に採用されるまでに至らなかつた事を未だに残念に思ひ、爾來機會さへあれば分課元帳の研究を怠らないのは、之れをなる可く廣く使つていたゞく事が今の時節に最もふさわしい試みの一つと堅く信ずるが故である。

2 複式簿記の原理

今私の話をする相手は既に能く複式簿記の原理原則を解つて居るものとして説述するのであるから管々しい説明に代ふるに次の圖解を以つて是に代へたい。

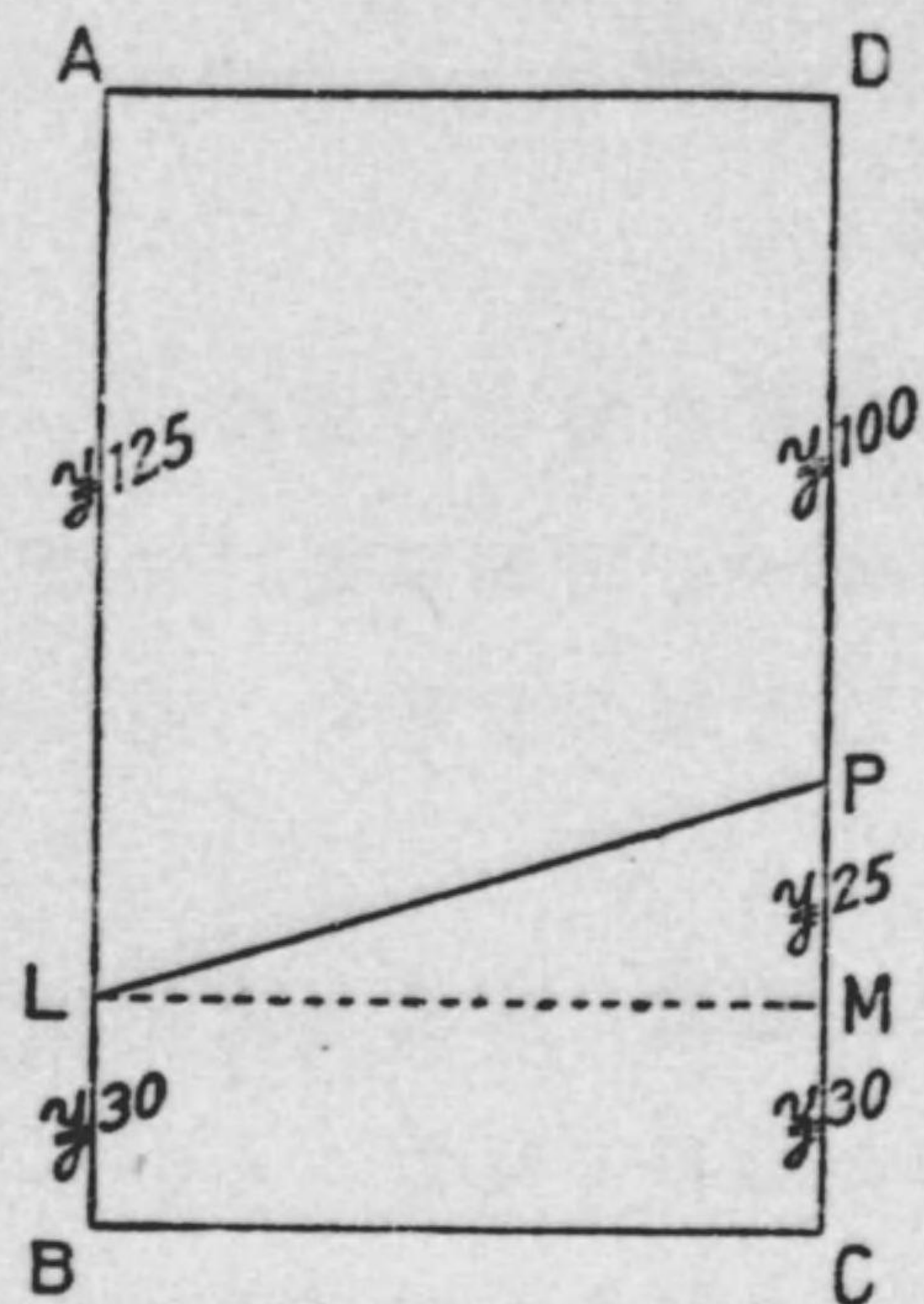
商法の所謂“損益表”といふのは、

$LB + PM$ を PC と並べて書いたものを云ひ、

資産負債表といふのは、

AL を $DP + PM$ と對照せしめたものを云ふ。

是れは所謂“學校簿記”即ち aggregate account の説明で、



AB	¥. 155	借方合計
AL	¥. 125	資産合計
LB	¥. 30	損失合計
DC	¥. 155	貸方合計
DP	¥. 100	負債合計
PC	¥. 55	利益合計
PM	¥. 25	純 益

複式簿記根本の原理原則を示すものである。

要するに分課元帳と云ひ summary system と云ひ、或は又 card system, loose leaf と云ふもこの原則を離れてはならないものである。

3 別たれたる各部分の合計は全量に均し

“The whole must be equal to the sum of all its parts.”

これは物理上の原則であつて同時に簿記上の大切な原則である。次に圖を以つて是れを説明しやう。

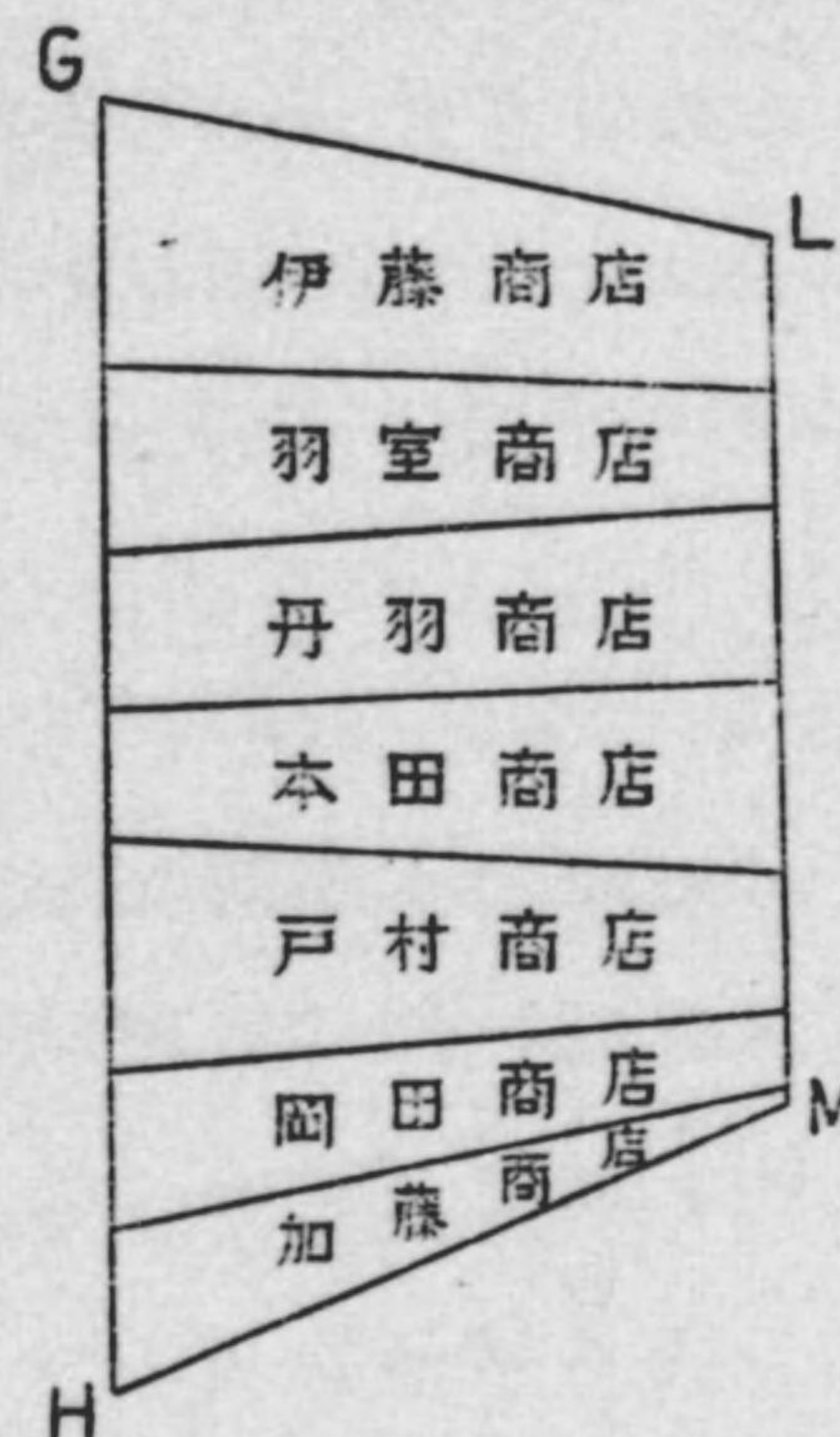
四角形 ABCD を鉄で切つて、□AEJD, □EEKJ, □GHML, &c, &c. といくつ細分しても、借方總計 AB は貸方總計 CD と等量である。



四角 AEJD は元帳の現金口座を表し
AE は其の借方合計, DJ は其の貸方合計とする。
以下準之。

是等別たれたる各勘定科目の借方金額の合計は AB に、貸方合計は CD に均し。

4 分課元帳の Out-line.



□GHML を得意先勘定と假定する。

總元帳^{*}には單に得意先元帳勘定といふ名義で出て居るが之れを細く解剖すると伊藤、羽室、丹羽、本田等々の商店がある。是等別たれたる各商店の借方合計の總和が GH で貸方の總計が LM なる事は云ふまでもない。

* 總元帳 本書に總元帳とあるは、鄭重に云へば總勘定元帳のことにして、分家の分課元帳に對して、本家に相當する帳簿を斯く呼ぶ。

この四角形 GHML を本家の □ ABCD から切り離して獨立のものとし、獨立分家したる帳簿を分課元帳と名付ける。この分課元帳に於ては専ら伊藤、羽室以下の得意先に屬する勘定だけを整理し總元帳には此等詳細を記入せず、只單に GH 及 LM なる合計金額だけが記帳される。この切離されたる分課元帳には、掛賣の都度當該口座(第三章第一項の例題に於ける是等の口座の頁數は 100, 101, 102 及 103)に借方記入が行はれる。その合計は GH である。

これ等人名勘定の外に adjustment account (整理勘定)なる口座を別に開き、(第三章第一項の例題に於ける此の口座の頁數は 104)その口座の貸方に Contra journal (逆仕譯)と呼ばれたる仕譯に依つて、GH を轉記することに依つて、分課元帳内だけで貸借を一致させ試算表を作り得るので又の名を Self-balancing system または separate balancing of ledgers などと呼ばれる、分課元帳とは“sectional ledgers”の譯字で欲するまゝの section に元帳を分割し得るといふ意味である。

5 現金出納帳も一種の分課元帳

現金出納の取引は他の諸取引に比べて著しく頻繁なるが故に現金勘定を元帳から分離して現金出納帳を設け、元帳締切の際は現金帳の借方合計及貸方合計だけを試算表に持つて行くのは一般に行はれて居る所、精密に云へば入金は

	(貸方) 諸 口 　　¥……………
(借方) 現金勘定	¥……………

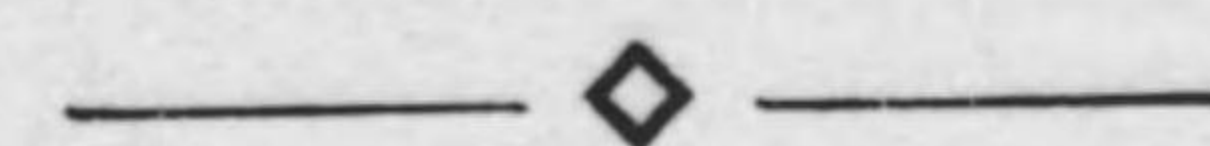
なる仕譯があつたのを省略して仕譯帳を通さずに試算表に轉記したものと考へていたゞきたい。(この事は後に説く Contra-journal と深い關係があるから、特に念頭に入れていたゞきたい。(第四章の 2 参照)

而して貸方の“諸口”は既に其都度元帳の各當該科目に夫々轉記済みにつき、今茲で更めて入帳の要のないのは皆様よく御存知の通りである。

同様に貸方即ち支拂金は

	(借方) 諸 口 　　¥……………
(貸方) 現金勘定	¥……………

なる仕譯があつたものと考へていたゞきたい。



6 Tabular form と分課元帳。

或る商店の現金支拂勘定科目の中で通信費、雜費及び運送費が他の勘定科目に比べて特に頻繁に支出されるものと假定せんに、この場合普通の形式の出納帳を用ひるよりも次の様な Tabular form 用ひる方が更に更に便利である事は皆様のよく御存じの所である。

現金出納帳の貸方の或る頁 (例)

勘定科目	摘 要	元丁	金 額			
			一 般	通信費	雑 費	運送費
	前頁ヨリ繰越		7,385.00	70.12	287.13	239.50
	……通信料	レ		190		
	……運 賃	レ				68.06
什 器	何々	23	70.00			
	……郵便切手	レ		300		
旅 費	……	68	45.00			
	……町 費	レ			250	
	計		7,500.00			
通 信 費	……	70	75.02	75.02		
雑 費	……	75	289.63		289.63	
運 送 費	……	80	307.56			307.56
			8,172.21			

斯くして一々其都度元帳の借方に轉記をする代りに此の三つの特別欄に限り上記の通り其の合計を以つてする事は普通行はれて居る便法である。

即ち右三つの勘定科目に屬するものに限り、元帳丁數欄には單に cheque mark レを付け、其等の合計金額だけを元帳に轉記すると云ふ仕組である。

これでも double entry の原則は些しも害されない、この方法は分課元帳の仕組に大切な役目を務めるのである。

7 分課元帳には整理勘定科目がつきもの

分課元帳式といふのは實に以上二本の柱現金出納帳と (Tabular system) の上に adjustment account なる飾り物を戴せた

ものだと考へて下されると大體の構造が想像出来る。(第三章第四項：分課元帳の定義参照)

第貳章 分課元帳に似て非なもの

1 Summary system

分課元帳に似て非なるものに summary system なるものあり。現今大會社大工場に於て廣く用ひられて居るのは、主に此の式である。一見甚だ便利ではあるが、もう一步といふ所で物足りない所あるのは龍を描いて點睛を忘れたにも均しい、要するに adjustment a/c を用ひないからである。

次に例題に就て之を説明しやう。

第一の例題

六月卅日

資 産 負 債 表

摘 要		借 方	借 方
資 産	伊藤商店に掛賣金	410圓	
	羽室商店 "	587	
	丹羽商店 "	112	
	本田商店 "	123	
	假出金	20	
	現金	474	
	負		590圓
	甲田商會ヨリ掛賣金		
	乙見商會 "		459
	丙野商會 "		242
	債 借入金		75
	資本主		360
		1,726	1,726

以上の資産状態を以つて營業を開始す。以下七月分の取引

を示す。説明を簡略ならしむる爲めに數字を小さく、且つ商品勘定を省き、購入商品は仕入先より得意先に直送するブローカーの例を採る。

日附	勘定科目	摘要	内 課	金 額
8	現金	=テ什器購入		50
10	甲田商會	ヨリ掛=テ仕入		379
"	羽室商店	=掛=テ賣ル	287	
"	伊藤商店	同上	92	379
18	乙見商會	ヨリ掛=テ仕入		125
"	伊藤商店	=掛賣ス		125
19	丙野商會	ヨリ掛=テ仕入		12
"	丹羽商店	=掛賣ス		12
20	乙見商會	ヨリ掛=テ仕入		11
"	本田商店	=掛賣ス		11
21	丙野商會	ヨリ掛=テ仕入		40
"	伊藤商店	=掛賣ス	9	
"	羽室商店	同上	31	40
22	丙野商會	=掛代金ヲ現金=テ支拂フ		294
"	假出金	ヲ現金=テ受入ル		20
23	伊藤商店	ヨリ掛代金現金=テ受入	670	
"	羽室商店	同上	900	1,570
24	甲田商會	=掛代金現金=テ支拂フ	854	
"	乙見商會	同上	564	
"	資本主	=現金ヲ送ル	154	1,572
25	伊藤商店	ヨリ不良商品ノ返戻ヲ受ケ甲田商會=返却ス		70
"	同上	現金=テ拂戻ス		70
31	手 數 料	甲田商會ヨリ現金=テ入金		17
"	"	乙見商會 "		合計
"	"	丙野商會 "		
"	借 入 金	ヲ返済ス		75
		以上		

2 先づ Summary system て

説明を簡単にするために得意先勘定だけ summary をを以つてし、仕入先勘定は人名勘定を以つてする事とする。即ち元帳には伊藤、羽室等の人名を纏めたる「得意先勘定」を以つて是等總ての勘定を整理する。このために次の様な得意先勘定帳なる補助簿を設ける。

得意先勘定帳

伊藤商店 Page 100				羽室商店 101			
日附	借方	日附	貸方	日附	借方	日附	貸方
1	繰越 410	23	現金 670	1	繰越 587	23	現金 900
10	賣 92	25	戻リ 70	10	賣 287		残 五
18	" 125			21	" 31		
21	" 9				905		905
	現金 70			8/1	繰越 5		
	残 三四						
	740		740				
		8/1	繰越 34				

丹羽商店 102				本田商店 103			
日附	借方	日附	貸方	日附	借方	日附	貸方
1	繰越 112		残 一二四	1	繰越 123		残 一三四
19	賣 12			20	賣 11		
	124		124		134		134
8/1	繰越 124			8/1	∴... 134		

説明 十日の取引

元來なれば

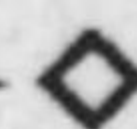
(借方) 伊藤商店	92	
() 羽室商店	287	
(貸方) 甲田商會		379

と仕譯す可き所なれども、元帳に伊藤、羽室の口座がないため

(借方) 得意先 a/c	379	
(貸方) 甲田商會		379

と仕譯するより外に道がない。而して補助簿(賣上帳及得意先勘定元帳)に依つて、詳細の記帳をするのが所謂學校簿記の教へ方であるが實務上多くの會社商店では便宜上賣上帳に代ふるに請求書の寫しを利用しそれより賣上元帳の各口座(伊藤、羽室等々)に借方記入をなし、日々の請求書を合計したものを得意先勘定借方として仕譯するのを理論上正しき記帳法とすれども、更に便法を用ひ、この日々の轉記も止めて月末是等總べての請求書 (outward vouchers 及 Invoice (Inward vouchers) を集めて summary を作成し一括して仕譯するのを advanced book-keeping だとされて居る。

即ち補助帳には日々入帳するけれども、總元帳には月末までは恰も是等の取引がなかつたかの如く放つておく事になる。



十日、十八日、十九日、廿日及廿一日の取引を summary-up すると次表の如きものが得られる

仕入		甲田	乙見	丙野	計
賣上					
伊藤	92		125	9	226
羽室	287			31	318
丹本			11	12	12
					11
	379	136	52		567

この summary に依つて月末次の様な仕譯を行ふ。

(借方) 得意先勘定		567	
(貸方) 甲田商會			379
() 乙見商會			136
() 丙野商會			52

戻り品も同様に summary に依つて次の仕譯を行ふ。

(借方) 甲田商會		70	
(貸方) 得意先勘定			70

正式に云へば戻り品簿なるものを特に設くべきなれども、實務上は得意先よりの戻り品通知書 (Inward vouchers) に依つてそれに代へ、これより補助帳(得意先勘定元帳)へ記入をなし、當方より仕入先に對して發行する戻り品通知書 (outward vouchers) の copy に依り仕入先勘定の借方轉記を爲す。

凡て當方より發行される voucher を outward voucher と呼び、copy を原則とし；當方に遡入つて來る voucher を inward voucher と呼び original なることを原則とす。

以上の仕譯及び現金出納帳茲には省略せりに依り元帳の轉記を終りたる時次の試算表が得られる

試算表

残	計	勘定科目	計	残
	154	資本主	360	206
229	1,869	得意先	1,640	
	20	假出金	20	
	924	甲田商會	959	45
	564	乙見商會	595	31
	294	丙野商會	294	
50	50	什器		
	75	借入金	75	
		手数料	17	17
20	2,081	現金	2,061	
299	6,031		6,031	299

仕譯帳合計	2,363	(繰越現金 ¥ 474 ヲ含ム)
現金出納帳借方合計	2,081	(")
" 貸方 "	2,061	
	<u>6,505</u>	
引,前期繰越金	- 474	
	<u>6,031</u>	

3 誤謬発見の困難

aggregate account (第一章二項で説明した通り,分課元帳以外の簿記法を斯く總稱す)では萬一誤謬ありたる時は,總ての勘定科目に就いて再調査をしなければならない。

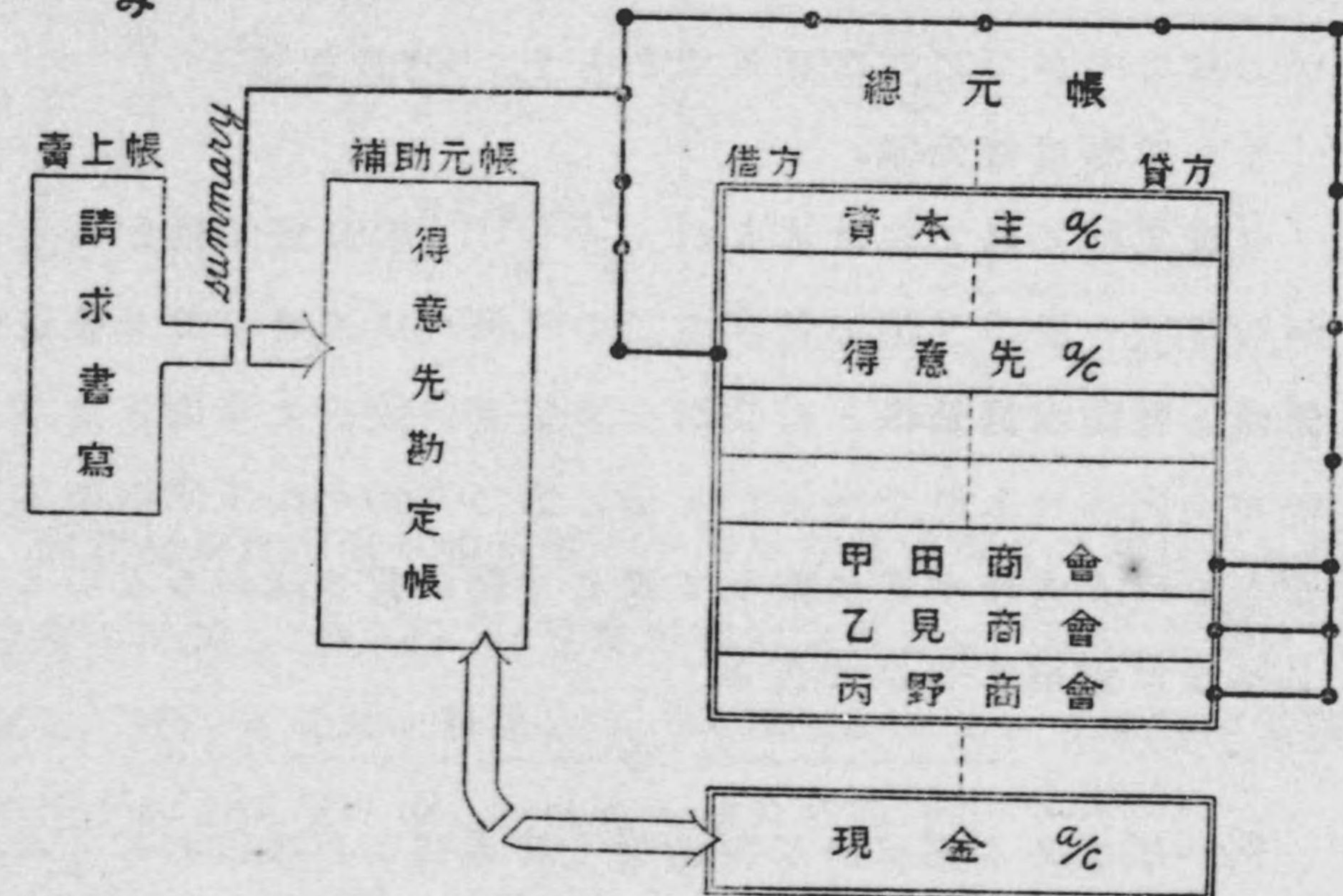
假に前例題に於て,賣上 summary の數字 ¥567 を仕譯帳より轉記の際誤つて 576 として元帳に轉記したものと假定せんに

得意先勘定口座

繰越	1,232	31 現金収入	1,570
31 賣上	5,76	" 戻り	70
" 現金拂戻	70		<u>二三八</u>
	<u>1,878</u>		<u>1,878</u>
	238		

238 - 229 = 9, この誤りは 576 - 567 = 9 に起因するものなれどもこの爲に試算表は得られず,この誤りを探すためには總ての勘定科目を風潰しに檢算して掛らねばならぬ,この點で分課元帳は非常に優つて居るといふ事が,あとで解つて下さる事と信ずる。(第三章 2)及中編 9 は魔の數其五,66 頁参照)

4 總元帳と補助帳との聯絡は只帳簿係の几帳面に據るのみ



⇒ は其の都度轉記を示し
 → は月末一回合計金額を以つてする轉記を示す。

分課元帳式に非ざる簿記法即ち aggregate account に於ては請求書と補助元帳との聯絡は只帳簿系の凡帳面に頼るより外に道なく、同様に入金した掛賣代金を補助元帳に記入するにも何等強制自動的の聯絡がない爲めに、帳簿係は必ずしも今日の取引を其日に入帳せずともよい、従つてズボラな人間なら數日甚だしきは十數日放つて置く事さへある。

苟も日々の轉記を意味する \square 印のものが聯絡悪しきために \square \square 途中で道が切れて居るとしたら、あながち帳簿系のズボラを責める前に聯絡の悪い道路を作つた自分自らを責める筈である。

この點に於て、分課元帳が如何に聯絡がよく出来て居るかといふ事をやがて理解なさるであらう。(110頁を見よ)

5 二聯成式元帳

分課元帳に似て非なるものゝ一つに、二聯成式元帳なるものがある。一冊の元帳を任意の二つに、例へば工場に於て製造部元帳と營業本部元帳とに分割して、兩者の關係を本店と支店との如く定めたもので本店が支店に對して、例へば千圓の借方残がある時、支店は本店に對して同じ千圓の貸方残があるのと同じやうに處理するのである。

例へば或る工場に於て製造部と營業部とが地理的にも離れて存在するとき、製造部では仕入先勘定、原料勘定、賃銀勘定、製品勘定等を主としたる製造部元帳を總元帳より分離して所持す

るものと假定し、年始繰越資産負債を次の様にする。

機械及什器	¥	1,000
製 品	//	700
半製品(仕掛品)	//	600
材 料	//	500
現 金	//	300
仕入先掛買残	//	1,500

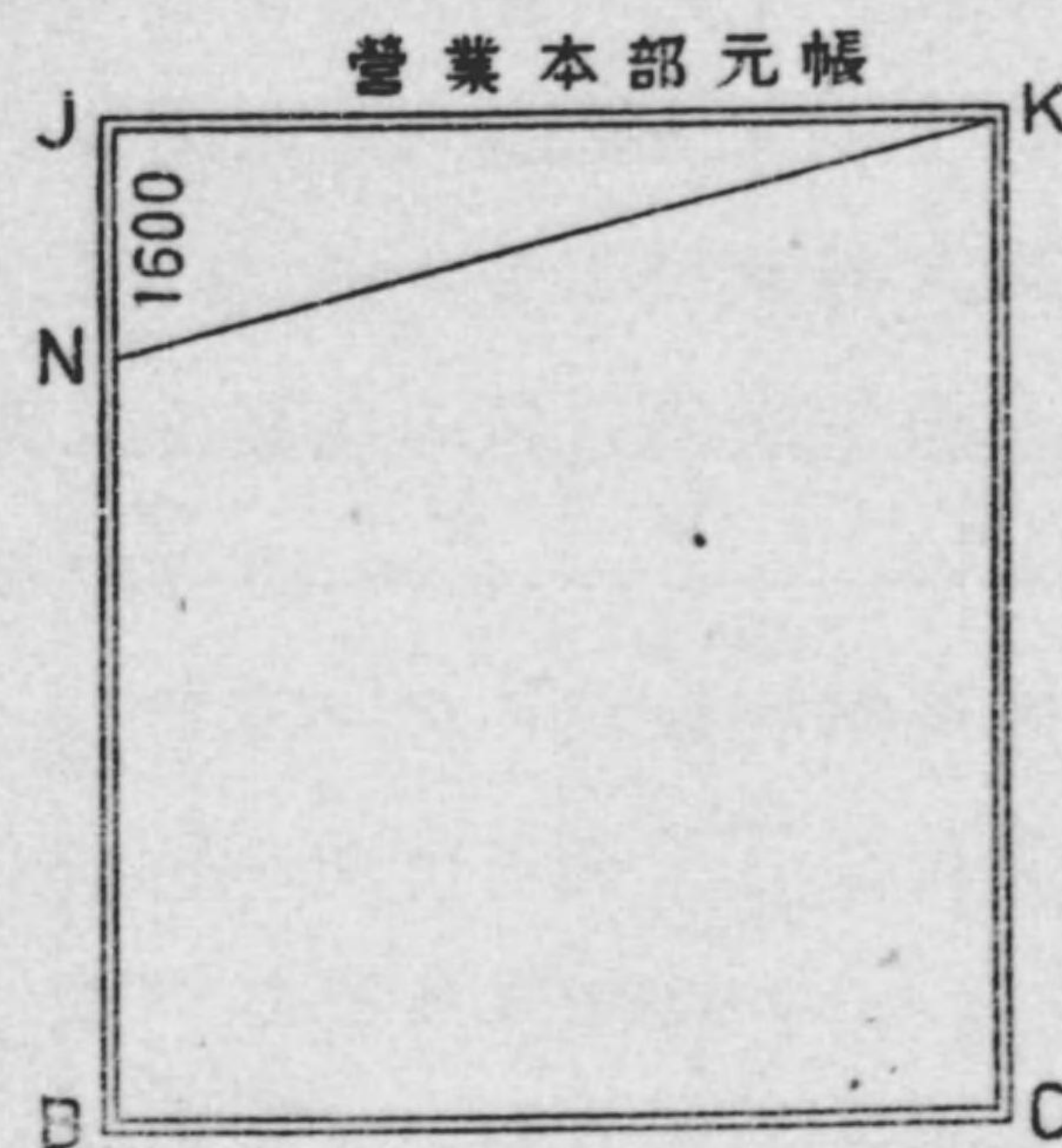
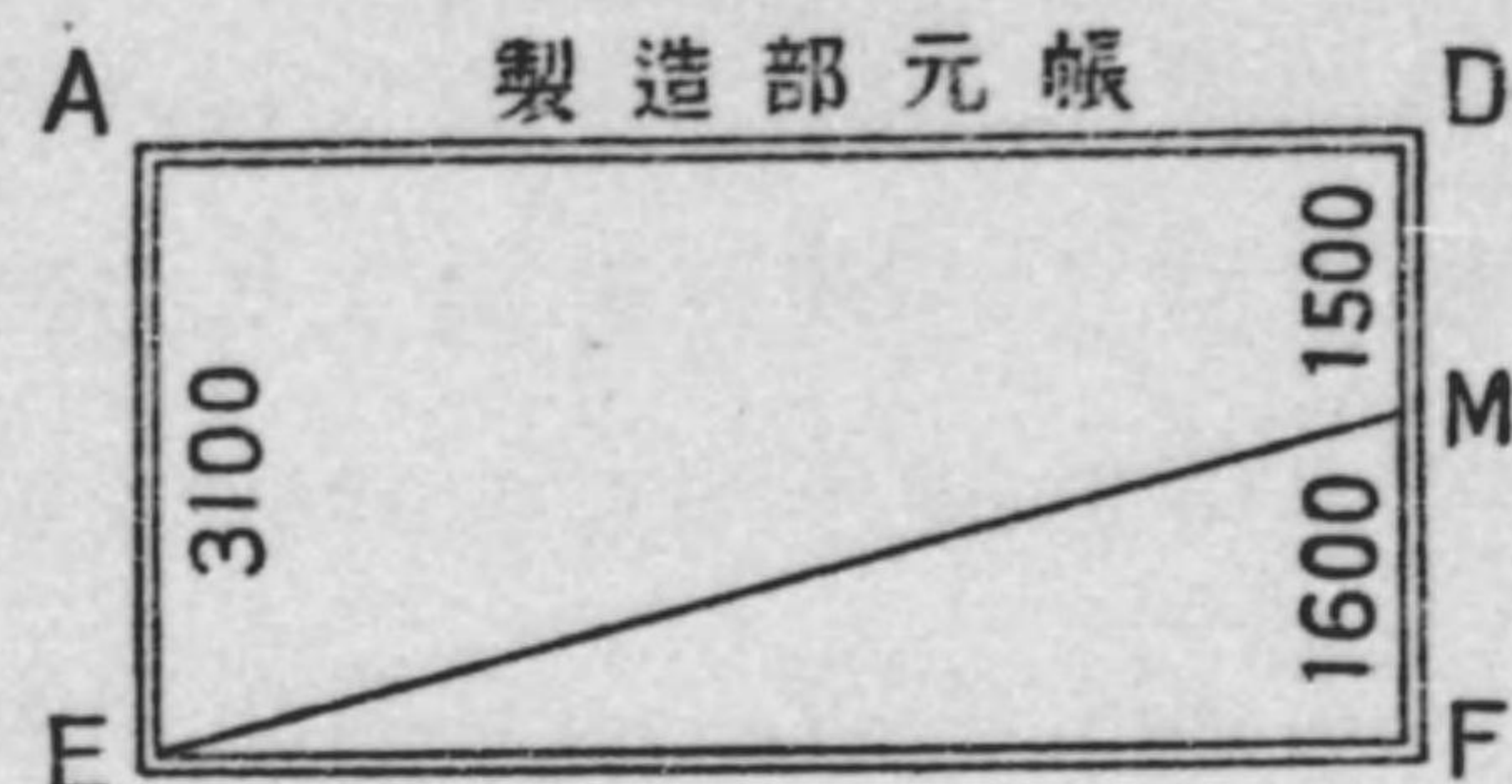
この開始記帳は次の通りになる。

	借 方	貸 方
機械及什器	1,000.00	
製 商	700.00	
半 製 品	600.00	
材 料 金	500.00	
現 金	300.00	
營業本部勘定		1,600.00
仕 入 先		1,500.00
	3,100.00	3,100.00

前期締切試算表の残高即ち今期への繰越高を次圖の様に製造部の元帳は \square AEFD, 營業本部の元帳は \square JBCK を以つて表し、MF を營業本部勘定の ¥1,600 とするとき本部の元帳にもそれと同額の JN が反對の側にある。

二聯成式が眞の分課元帳式と異なる所は MF も JN も共に實在

試算表残高

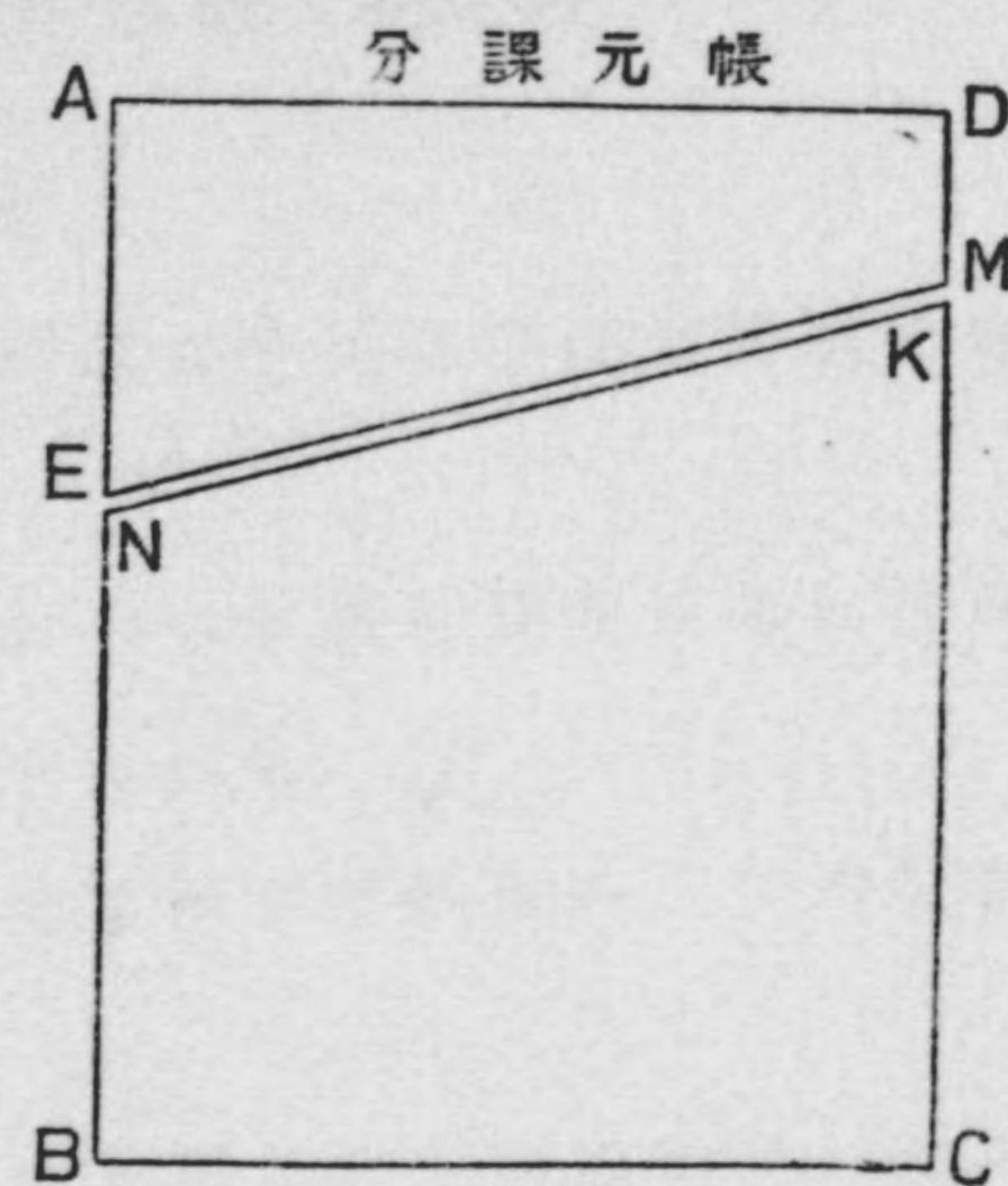
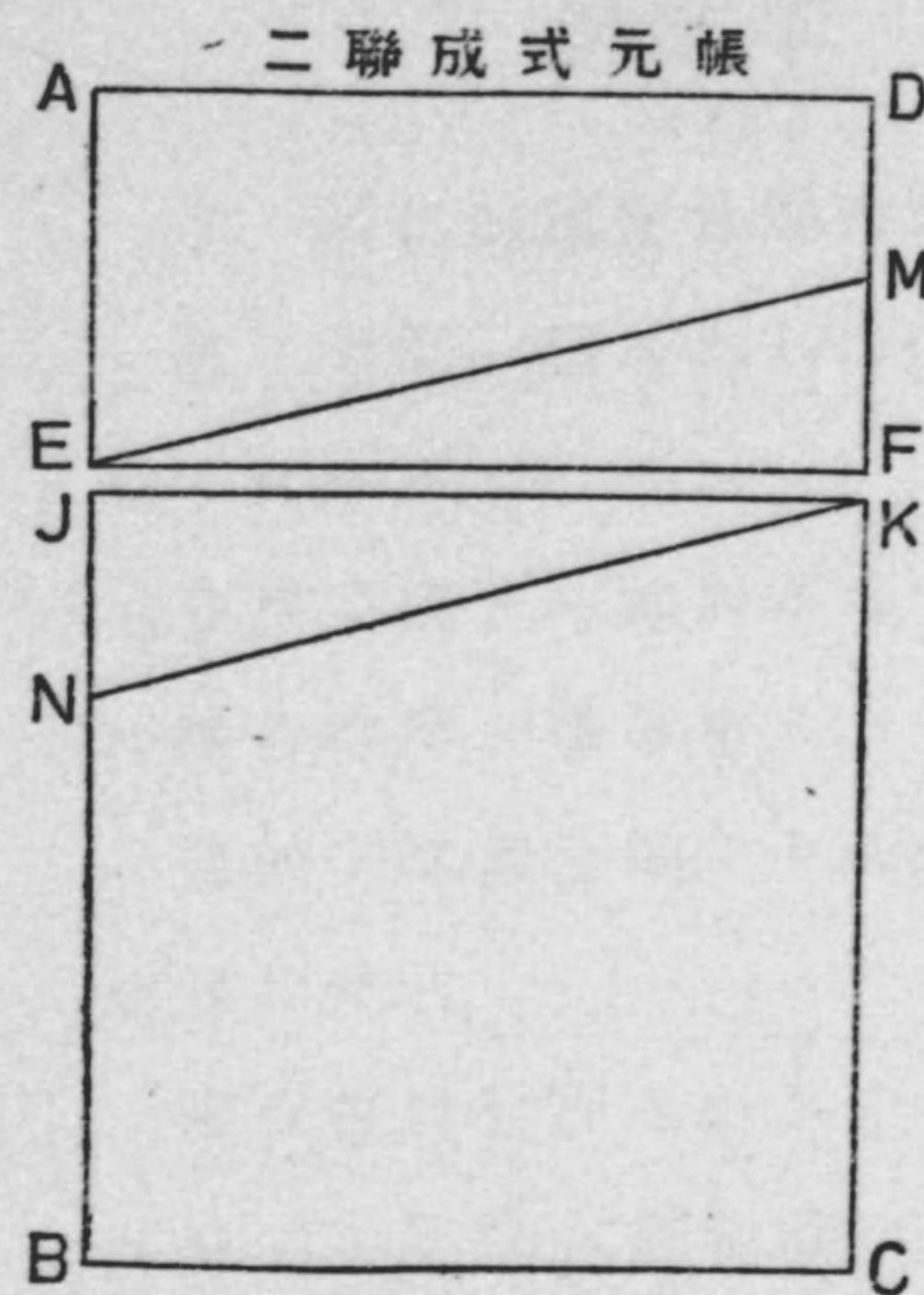


的存在で、二つの元帳は共に獨立して存在し得るものなれども、分課元帳式に在つては、一方は、實在物なるに反し、他方は鏡に映つた姿の如きもので個々別々に單獨には存在し得ないものである。



二聯成式に於ては全く本店支店の關係であるが故に、本店にも支店にも現金勘定、其他諸勘定科目が二重に存在すれども分課元帳に在つては、斯の如き二重手間は省略される。

圖を以つて二者を比較すると、分課元帳式は單に、元帳(□ABC D)を任意に切り放して其のまゝ繼ぎ合せたのであるが、二聯成式になると切り放したものに夫々△EMF及△JNKを加へて二個の四角形(□AEFD, □JBCK)を作つた上で繼ぎ合せたものである。言葉を換へていふと二個の三角形だけ余計な手数を加へる許りでなく、二個以上に元帳を分課する場合例へば材料元帳、原價元帳、仕入元帳、賣上元帳等々と分課するとき、其の聯絡關係は徒らに老火化するに反し、分課元帳では如何に細かく元帳を分課するもその合計は常に□ABCDである。



再び The whole must be equal to the sum of all its parts. を説明した第一章第三項を御参照を乞ふ。

第參章 分課元帳の例題

1 同じ例題を分課元帳式で

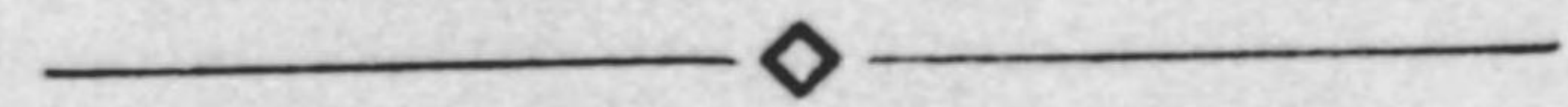
第二章第一項に示した第一例題を今度は分課元帳式で處理して見やう。

分課元帳とは如何なるものかといふ事を説明するには例題に據るのが一番早解りたと信ずるから。

此例では總元帳より現金勘定及得意先勘定の二つの科目を分課した。

現金帳の分課といふのは、茲では單なる現金出納帳の使用を意味す。それが補助簿でなく元帳の續きであると均しく此の場合得意先元帳も亦補助簿に非ずして第一章第四項に於て述べた通り四角形 GHML 即ち切り放されたる總元帳の一部分である事を先づ御承知願ひたい。

この點では前の summary system に於ける得意先勘定帳の様に無縁獨立のものとは全く性質を異にするものである。



- | | | | |
|------|----|-------|------------------|
| 使用帳簿 | 1. | 仕 譯 帳 | (Journal) |
| | 2. | 現金出納帳 | (Cash book) |
| | 3. | 總 元 帳 | (General ledger) |
| | 4. | 得意先元帳 | (Sales ledger) |

本例題に於ては、仕譯帳及現金出納帳は總勘定係及得意先係(分課)の兩者に共用さるゝものとした。

仕 譯 帳

(Page 67)

日附	摘 要	元帳	借 方		貸 方	
			得意先元帳	總元帳	得意先元帳	總元帳
7 1	繰越					
	伊藤商店	得 100	410 00			
	羽室商店	" 101	587 00			
	丹羽商店	" 102	112 00			
	本田商店	" 103	123 00			
	右合計 得意先元帳	總 2		1,232 00		
	總元帳	得 104			1,232 00	
	假出金	總 3		20 00		
	現金	現 50		474 00		
	甲田商會	總 4			590 00	
	乙見商會	" 5			459 00	
	丙野商會	" 6			242 00	
	借入金	" 8			75 00	
	資本主	" 1			360 00	
	◇		1,232 00	1,726 00	1,232 00	1,726 00
" 10	甲田商會	總 4			379 00	
" 18	羽室商店	得 101	287 00			
" 18	伊藤商店	" 100	92 00			
" 18	伊藤商店	◇				
" 18	乙見商會	總 5	125 00			125 00
" 19	丹羽商店	得 102	12 00			
" 19	丙野商會	總 6			12 00	
" 20	本田商店	得 103	11 00			
" 20	乙見商會	總 5			11 00	
" 21	丙野商會	總 6			40 00	
" 21	伊藤商店	得 100	9 00			
" 21	羽室商店	" 101	31 00			
" 25	不良品返却	◇				
" 25	甲田商會	總 4		70 00		
" 25	伊藤商店	得 100			70 00	
" 31	整理仕譯(一)		567 00	70 00	70 00	567 00
" 31	得意先元帳勘定	總 2		567 00		
" 31	總元帳勘定	得 104			567 00	

仕 譯 帳

(Page 68)

日附	摘 要	元 丁	借 方		貸 方	
			得意先元帳	總元帳	得意先元帳	總元帳
	前頁ヨリ		567 00	637 00	637 00	567 00
7 31	整理仕譯(二)					
	總元帳勘定	得 104	70 00			
	得意先元帳勘定	總 2				70 00
			637 00	637 00	637 00	637 00

現金出納帳

(Page 50)

日附	摘 要	元 丁	借 方		貸 方	
			得意先元帳	總元帳	得意先元帳	總元帳
7 1	繰越	仕 67		474 00		
" 8	什器	總 7				50 00
" 22	丙野商會へ	" 6				924 00
" "	假出金	" 3		20 00		
" 23	伊藤商店ヨリ	得 100	670 00			
" "	羽室商店ヨリ	" 101	900 00			
" 24	甲田商會へ	總 4				854 00
" "	乙見商會へ	" 5				564 00
" "	資本主へ	" 1				154 00
" 25	伊藤商店へ不良品代	得 100			70 00	
" 31	手数料	總 9		17 00		
" "	借入金返済	" 8				75 00
" 31	整理勘定へ入帳*		1,570 00	511 00	70 00	1,991 00
" 31	得意先帳	得 2		1,570 00		
" 31	總元帳	總 104			1,570 00	
" "	◇					
" "	總元帳	得 104	70 00			
" "	得意先元帳	總 2				70 00
	残		1,640 00	2,081 00	1,640 00	2,061 00
				2,081 00		20 00
						2,081 00
8 1	繰越			20 00		

* 卅一日の整理仕譯即ち借方及貸方に入帳に就ては第四章参照の事。

A 總元帳

仕譯帳及現金出納帳の總元帳欄の金額だけをこれに轉記す。

資 本 主 (1)

24		現50	15400	1	繰越	仕67	36000
----	--	-----	-------	---	----	-----	-------

(Adjustment %c) 得意先元帳 (2)

1	繰越	仕67	123200	31	總元帳	仕68	7000
31	總元帳	"	56700	"	"	現50	1,57000
"	"	現50	7000				

假 出 金 (3)

1	繰越	仕67	2000	22		現50	2000
---	----	-----	------	----	--	-----	------

甲 田 商 會 (4)

24	仕入代金	現50	85400	1	繰越	仕67	59000
25	不良品返却	仕67	7000	10	羽室, 伊藤	"	37900

乙 見 商 會 (5)

24	仕入代金	現50	56400	1	繰越	仕67	45900
				18	伊藤商店	"	12500
				20	本田商店	"	1100

丙 野 商 會 (6)

22	仕入代金	現50	92400	1	繰越	仕67	24200
				19	丹羽商店	"	1200
				21	伊藤羽室	"	4000

什 器 (7)

8		現50	5000				
---	--	-----	------	--	--	--	--

借 入 金 (8)

31	返済	現50	7500	1	繰越	仕67	7500
----	----	-----	------	---	----	-----	------

手 數 料 (9)

				31		現50	1700
--	--	--	--	----	--	-----	------

總元帳の試算表

(借方)

(貸方)

残	合 計	勘定科目	元丁	合 計	残
	15400	資 本 主	1	36000	20600
22900	1,86900	得意先元帳	2	1,64000	
	2000	假 出 金	3	2000	
	92400	甲 田 商 會	3	96900	4500
	56400	乙 見 商 會	4	59500	3100
	29400	丙 野 商 會	5	29400	
5000	5000	什 器	6		
	7500	借 入 金	7	7500	
		手 數 料	8	1700	1700
2000	2,08100	現 金 勘 定	9	2,06100	
29900	6,03100			6,03100	29900

仕譯帳合計	2,363
現金帳借方合計	1,607 (繰越ヲ除ク)
〃 貸方 〃	2,061
計	6,031

結果は前章の2と全く同一じである。

Summary 式と異なる所は月末まで放つておかず、日々の取引は其の都度記帳される。“何時にても財産状態が解る”のを簿記の生命とすれども Summary 式では前述の例に於けるが如く月末まで待たねば解らないが、分課元帳式に據れば何時でも簡單明瞭に之れを知る事が出来る。

仕譯帳及現金帳の得意先元帳欄の金額は得意先元帳(分課)の當該各口座に轉記されるまでは、元帳丁數欄がブランクなので自然ヅボラも出来ず轉記する事になる。此點は Summary 式に比べて遙かに合理的である。

B 分課元帳 (茲では得意先元帳の意味なり)

其の様式凡ての記帳は第二章第二項に示した得意先勘定元帳と全く同一につき、茲に省略す。只、伊藤、羽室、丹羽、本田の人名勘定の外に Contra adjustment account として總元帳勘定なる口座が一つ余計に開かれてあることが分課元帳の特徴である。

本例題の分課元帳擔當者は先づ開始記帳に際し次の傳票(即ち仕譯)を作成し夫々元帳轉記を爲す。

六月三十日

摘 要	得元丁	借 方	得元丁	貸 方
繰越、掛賣代金未済次の通り				
伊藤商店	100	410.00		
羽室商店	101	587.00		
丹羽商店	102	112.00		
本田商店	103	123.00		
總勘定元帳*			104	1,232.00
		1,232.00		1,232.00

*分課されたる元帳に於ては自己の勘定科目(茲では得意先勘定)以外の勘定科目は一括して總勘定元帳勘定(簡略して總元帳勘定なる科目にて處理する。

是れは屢々述べにる通り實在的の科目に非ずして鏡に映つた姿の様なもの、自檢の目的を以つて設くる整理勘定である。

然るに總勘定元帳(本家)に於ける得意先元帳勘定口座は實在的の整理勘定である。

此の兩者を區別するために後者を Adjustment a/c (整理勘定)と呼び前者を Contra adjustment a/c (逆整理勘定)と呼ぶ。(第四章に詳述す)

本例題に於て七月三十一日仕譯帳の得意先元帳欄合計(借方) ¥567 は次の仕譯に依り元帳に轉記さる可きものである。

(借方) 得意先……………¥567

(貸方) 諸 口……………¥567

分課に於ては自己の勘定科目以外の科目は總べて“總元帳勘定”なる逆整理勘定で處理せらるゝが故に次の傳票を作成す。

七月卅一日

摘要	元丁	借方	元丁	貸方
本月分賣上總高次の通り				
(イ) 得意先元帳勘定	總 2	567 00		
(ロ) △ 總元帳勘定			得104	567 00

(イ)は整理勘定科目にして、(ロ)は逆整理勘定科目なり。詳しくは第四章第一項を参照。



同様に仕譯帳に於ける分課元帳欄貸方合計 ¥70 は次の傳票に據り逆整理勘定に記入せらる(ロ)。

△(ロ) 總元帳勘定……(得104)……70

(イ) 得意先元帳勘定……(總 2)……70



現金帳の分課元帳欄合計も之れと全く同一原理につき説明を省略す。

次に分課元帳に於ける逆整理勘定口座を示す(ロ)。

△ 總 元 帳 勘 定

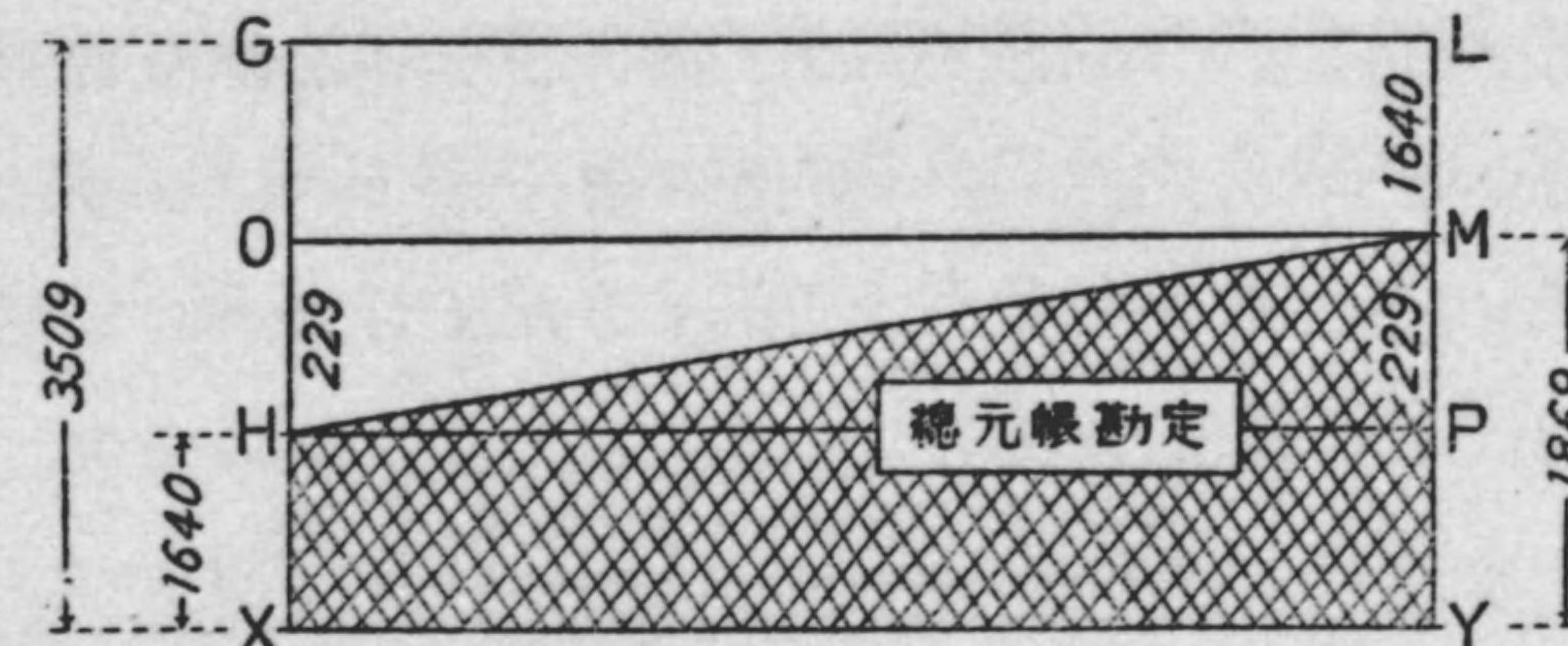
Page 104

31	Contra-journal(二)	仕68	△ 70 00	1	繰越	仕67	1,232 00
"	現金帳 同上	現50	1,570 00	31	Contra-journal(一)	"	567 00
	残		二二九 00	"	現金帳 同上	現50	△ 70 00
			1,869 00				1,869 00
				1	繰越		229 00

分課元帳の試算表

借方残	借方合計	勘定科目	元丁	貸方合計	貸方残
	706 00	伊藤商店	100	740 00	34 00
5 00	905 00	羽室商店	101	900 00	
124 00	124 00	丹羽商店	102	—	
134 00	134 00	本田商店	103	—	
	1,640 00	總元帳勘定	104	1,869 00	229 00
263 00	3,509 00			3,509 00	263 00

斯様に得意先元帳即ち切り離されたる四角形 GHML が獨立して、それ自身に於て試算表を作り得るのである。之れを圖で示すと次の通り。



2. 誤謬発見の容易

假りに廿三日、伊藤商店より入金の ¥670 を現金帳より元帳に轉記の際誤つて ¥760 として記入したものとすると、伊藤商店の口座は次の如くなる。

伊藤商店 a/c P 100

日附	借方	日附	貸方
1	繰越 41000	24	現金帳ヨリ 76000
10	売上帳ヨリ 9200	25	戻り品帳ヨリ 7000
18	" 12500		
21	" 900		
25	現金帳ヨリ 7000		
	一二四〇〇		
	83000		83000
			繰越 12400

即ち總元帳の試算表はちゃんと貸借合致してゐるのに分課元帳だけがバランスしない事が解る。即ち誤りは總元帳に無くして分課元帳に在ることが解る。斯様に誤りの局面が小さく局限されるので第二章第三項で述べた aggregate account の誤謬発見の困難に比べて、分課元帳式が如何に便利重寶であるか解る。次に誤記されたるバランスシートを示す。(前頁の試算表と比較せよ)。

分課元帳の試算表 (誤)

借方残	借方合計	仕定科目	元丁	貸方合計	貸方残
	70600	伊藤商店	100	? 83000	? 12400
500	90500	羽室商店	101	90000	
12400	12400	丹羽商店	102	—	
13400	13400	本田商店	103	—	
	◎ 1,64000	總元帳	104	◎ 1,86900	22900
26300	3,50900			3,59900	35300

◎ 總元帳 a/c の合計數字が誤謬発見の役を爲す。

借方總計 $706 + 905 + 124 + 134 = \text{◎} 1,869$ (正)

貸方總計 $830 + 900 = ? 1,730$ (誤)

これに依つて局面は益々縮小されて誤謬は貸方に在る事が解る。即ち1,640圓であらねばならない貸方總計が1,730圓であるが故に誤りは $1,730 - 1,640 = 90$ 圓であることも解る。斯様に誤謬の局面を縮小して以つて其の発見を容易ならしむるは分課元帳式の大なる特色である、中篇“9は魔の數”應用。

3 總元帳と分課元帳との聯絡は整然

Summary system に在つては得意先勘定帳は單なる補助簿であつて總元帳との關係は帳簿係の几帳面に頼るより他に方法のない事に就いては前章に之を詳述した。

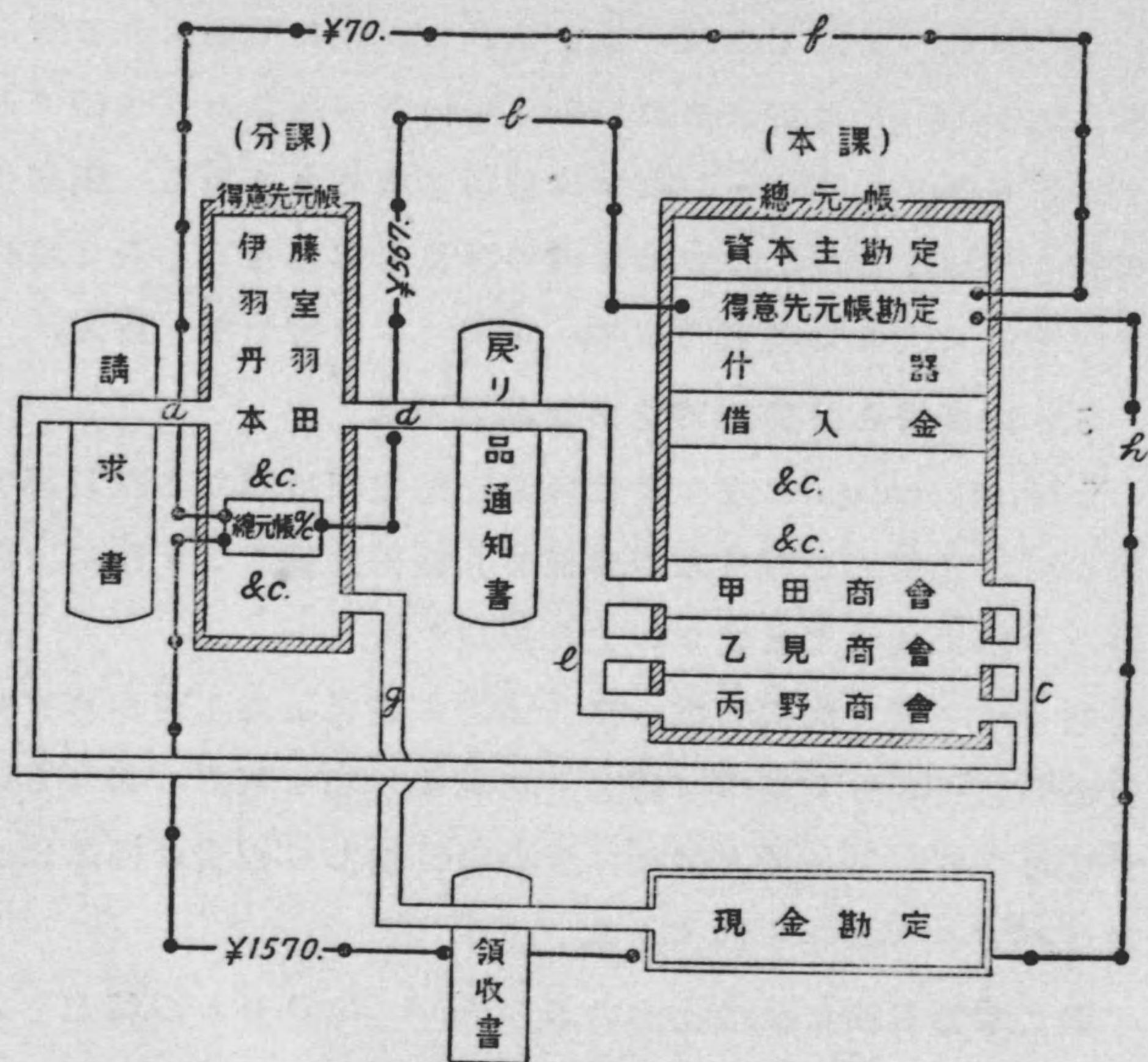
然るに分課元帳式に在つては兩者の關係は離る可からざる自動的關係聯絡を以つて縛られ、それは本宅と別莊の様なものではなく、むしろ母家と離れ座敷の様に、而して兩者の間には立派な廊下さへ設けられてある。

第二章第四項に於て述べたる \longrightarrow 印は、日々の轉記を示したもので而して summary system に在つては橋とも廊下とも云ふ可きこの \longrightarrow が途中で道が切れて居るために聯絡は甚だ曖昧なるものであつたが、分課元帳に於ては其の聯絡は完全である。故に、如何なるズボラな帳簿係と雖も、自動的に此の廊下を渡つて進まねばならないやうに仕組まれてある。

次の圖で是を説明しやう：—

第二章第4項“總元帳と補助帳との聯絡”を御再讀乞ふ(89頁)

兩課聯絡圖



==== は其の都度轉記を示し(普通仕課),
 ●●●● は本課及分課の兩課に跨がる逆仕課を示す。(第四章第二項參照)。140頁。

上圖に従つても一度繰返して説明すると:

- (一) 得意先に對して請求書を發行したる時は, (a) 請求書のコツピーより其都度分課元帳當該各口座の借方記入を爲す。
- (b) 此の合計 ¥567 は Contra-journal に據り, 總元帳の Adjustment account (即ち得意先元帳勘定) の借方及び分課元帳の Contra

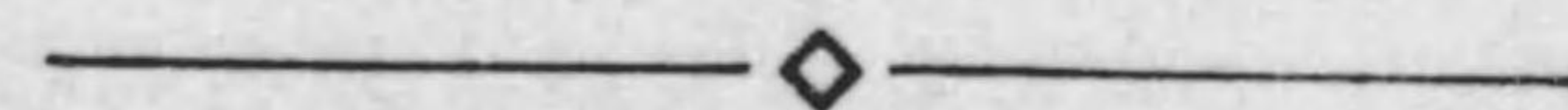
adjustment account (即ち總元帳勘定) の貸方に夫々仕譯入帳される。

(註. 本例題は便宜上商品勘定を設けずして, 仕入先より買った品物を右から左に直接購買者に届けることに成つてゐる) 得意先は分課せられたる元帳(得意先元帳)に口座を有するが故に上述の方法 (a) に據り分課元帳の借方記入をなし, 而して供給者(甲田商會以下)は總勘定元帳 (Main ledger 又は General ledger) に口座を有するので圖に示すが如く (c) 其の都度總元帳の甲田商會以下の口座に貸方記入をなす。即ち本課及び分課の二つの元帳に別れて記入される。

- (二) 不合格其他の原因による戻り品は得意先より現品と共に送付し來れる戻り品通知書 (inward voucher) に據り其都度 (d) 分課元帳の貸方記入を爲し, (e) 同時に仕入先に對して當店の發行する戻り品通知書 (outward voucher) に據り, 其都度總元帳の仕入先勘定(甲田以下)の借方記入をする。

戻り品通知書は月末合計して (f) Contra journal に依つて總元帳の Adjustment account の貸方及び分課元帳の Contra adjustment account の借方に夫々仕譯入帳す。¥70。

- (三) 得意先より掛賣代金を收納したる時は, (g) 其の都度現金帳より分課元帳の各口座に貸方記帳を爲し, 現金帳借方分課元帳欄合計 ¥1,570 は Contra-journal に據つて, (h) 總元帳の Adjustment account の貸方, 及分課元帳の Contra adjustment account の借方に夫々仕譯入帳する。(第四章第二項參照)



4 分課元帳の定義

Summary に據らず Adjustment account の設定によつて任意の勘定科目を總元帳より分離して分課元帳を作り各元帳に於て完全なる balance sheet を作り得るやうに組織されたる帳簿組織を分課元帳式と云ふ。

5 分課元帳の利益

(一) 事業を分業的に區割し夫々別々に試算表を作り自檢し得るを以つて或る元帳分擔者は他課と無關係にその責任を果たすを得、各課は獨立的にその成績を擧げることが出来る。従つて互に他課に對して競争的に努力奮勵せしむる結果と成る。

(二) 誤謬發見の容易なる事。

(三) 總元帳または機密元帳のみに據りて營業損益その他秘密の計算を知るを得るが故に權機に參與する重役のみ是を知り營業の機密を他に洩らさぬ事が出来る。

6 分課元帳の應用範圍

營業の性質に依つて、或る勘定科目が特に他の諸科目に比べて著しく頻繁なるは常に見る所である。

是等特に頻繁なる科目を一般の總元帳より分離して扱ふには分課元帳に優るものなし。

凡そ如何なる營業に於ても此種の特別繁忙な勘定科目のないものはない。此意味に於て分課元帳はあらゆる凡ての會計帳簿に應用さる可き運命を持つて居る。就中共同販賣組合(カルテル)の賣上元帳；工場の原價元帳；銀行の預金元帳の如き

ものに應用するとき最も分課元帳式の性能を發揮し得るものである。

7 その一例、工場會計

工場會計の特徴は原價元帳勘定、材料元帳勘定等の特種勘定科目の存在である。

此の種の勘定を整理するには分課元帳に匹敵するものがない、次にその概略を示さう。

A	資本金勘定	D
	現金勘定	
	土地建物什器勘定	
	手形勘定	
	原價元帳勘定	
	材料元帳勘定	
	仕入先元帳勘定	
	賣上先元帳勘定	
	製品勘定	
B	等々	C

い 材料勘定元帳

原料品の種類毎に口座を開く故に千種の原料をストックする工場に於ては千個の勘定科目が必要である。

ろ 原價元帳

日々數百種別の製品を製造する工場に於ける元帳口座數は、故に想像するだけでも非常な尨大なものであらねばならない。こうなると普通の學校簿記即ち aggregate account では、とても手をつけられない。どうしても補助簿を用ひて Summary system

に頼るより外に道がない。Summary system と分課元帳の優劣比較は既に前に述べた通りである。

絶対に分課元帳式を採用し無駄を省き責任を明かにし各課の成績を明かにし、そして賞罰を明白にすべきである。

は 原價元帳の内容

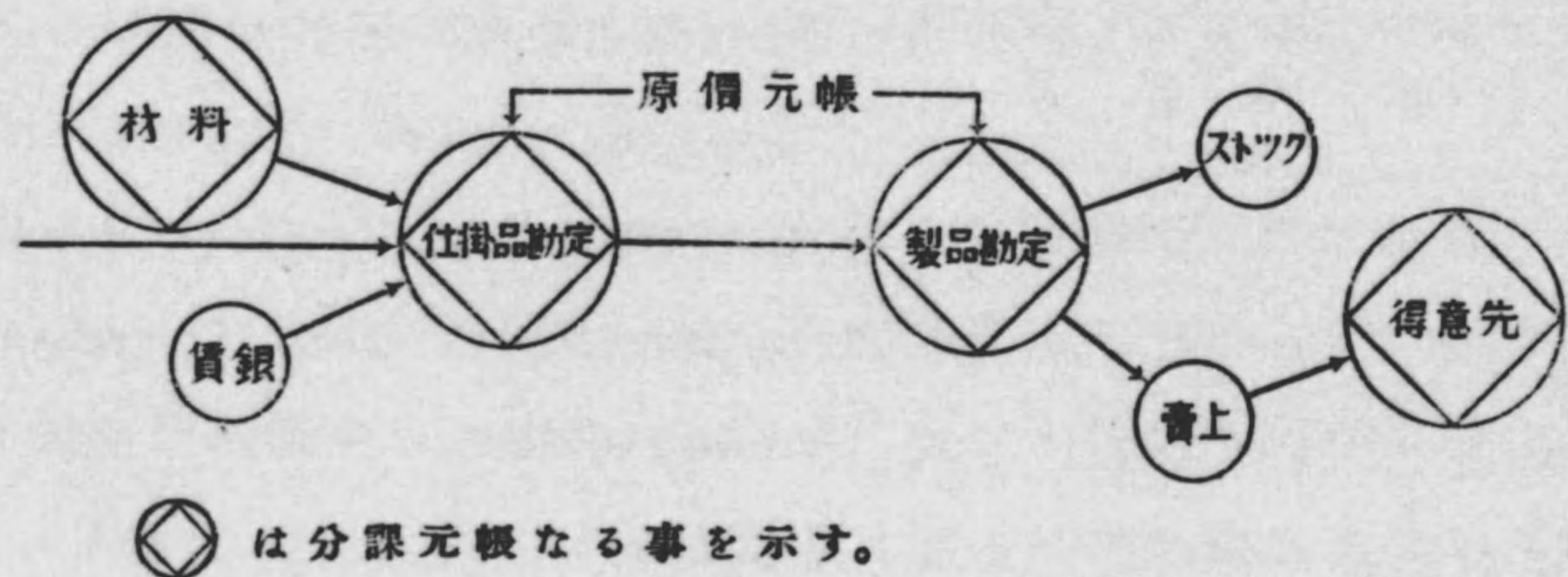
先づ製品毎に口座を開き(普通製作番號を以つて口座となす), 材料代賃銀其他一切の諸掛り及間接費は其借方に記入され、その貸方に記入さるゝ數字は右製品の賣上代價で貸方借方の各合計の差は其の口座の損益である。

右は理論上の原價元帳を説明したもので、小工場で小數の限られたる種類の製品を扱ふ所ではこのまゝ用ひて可なれども、千差萬別の製品を作る大工場の原價元帳は、仕掛品勘定元帳 (Works in progress account ledger) と製品勘定元帳 (Cost ledger) とに別つのを普通として居る。即ち進行中の製作品は凡て仕掛品勘定元帳の借方に諸費用を運び竣工と共に

(借方) 製品勘定 Dr to (貸方) 仕掛品勘定

と仕譯し出来上つた製品は更に其の用途に従つて賣上勘定又は stock 勘定(材料元帳)に振替えらる。

損益は賣上勘定口座に於て之れを見るのを最も普通の方法



とされて居る。尤も年末元帳締切りに當り、製品勘定元帳の試算表借方残は未處分の製品即ち stock 品として財産目録に計上される。

右の賣上勘定を Private ledger に組入れる事に依つて、營業の機密は他に洩れる憂がなくなる。

8 第二の例題、仕入先元帳を分課したる例

- 使用帳簿 仕入帳、 戻し品通知書
仕入元帳
仕譯帳 (Contra-journal)
出納帳 (總べて銀行勘定とし現金を用ひず)
支拂手形記入帳
以上

日附	摘 要	内 譯	金 額
1	前月ヨリ繰越		1,598.28
"	小池商店へ支拂未済ノ分	265.16	
"	的場商店 "	437.92	
"	莊田商店 "	185.18	
"	加來商店 "	206.16	
"	河野商店 "	147.18	
"	白須商店 "	356.68	
4	小池商店ヨリ掛買		247.93
6	白須商店ニ支拂(小切手)		80.00
11	的場商店ヨリ掛買		65.14
12	小池商店ニ手形ニテ支拂フ		152.16
13	河野商店ニ商品ヲ返戻ス		27.10
"	河野商店ニ小切手ニテ支拂フ		114.70
"	同上 割引料賣手持		5.38
18	莊田商店ヨリ掛買		73.10

20	加來商店 = 小切手 = テ支拂フ		19610
"	同上 割引料賣手持		1006
22	同 店 ヨリ掛 = テ仕入		12761
24	莊田商店 = 小切手 = テ支拂		17613
"	同上 割引料賣手持		905
25	河野商店ヨリ掛買		4815
"	白須商店 = 手形 = テ支拂		17668
26	的場商店 = 小切手 = テ支拂		40306
27	同 店 = 商品ヲ返戻ス		10000
28	小池商店 = 小切手 = テ支拂フ		15093

以 上

仕 入 帳 (page 207)

		元丁	金 額
1	繰 越	76	1,598 ²⁸
4	小池商店	70	24793
11	的場商店	71	6514
18	莊田商店	72	7310
22	加來商店	73	12761
25	河野商店	74	4815
			56193
	前期繰越		1,59828
			2,16021

戻し品通知帳 (Page 300)

		元丁	
13	河野商店	74	2700
27	的場商店	71	10000
			12710

支拂手形記入帳 (Page 45)

日附	番號	受 取 人	元丁	金 額	摘 要
12		小池商店	70	15216	
25		白須商店	75	17668	
				32884	

(Page 88) 出 納 帳 貸 方

日附		總元丁	割引料	銀 行	總元帳	仕元丁	仕入元帳
	(假其他諸勘定)	"		◎1,50000	1,50000		
6	白須商店			8000		75	8000
13	河野商店		538	11470		74	12008
20	加來商店		1006	19610		73	20616
24	莊田商店		905	17613		72	18518
26	的場商店			40306		71	40306
28	小池商店			15093		70	15093
					1,50000		
31	割引料	"	2449		2449		
"	銀行	"		2,62092	2,62092		
"	仕入元帳	"			1,14541		1,14541
					5,29082		

◎ 諸勘定 1,500 圓とは、通信費、税金、什器其他一般の支拂ひを云ふ。右は所謂 tabular 式の出納帳の貸方だけを示したもので、この仕譯は次の如くなる。

	元丁	借 方	貸 方
諸 口	總 "	1,500.00	
仕入元帳 a/c	總 "	1,145.41	
受取割引料	總 "		24.49
銀行預金	總 "		2,620.92
		2,645.41	2,645.41

註◎諸口の ¥1,500 は普通の方法に依つて、元帳の借方に轉記され、

◎割引料の ¥24.49 並に銀行勘定の ¥2,620.92 は普通の Tabular 式記方法に依つて元帳の貸方記入を爲すは上に示したる仕譯の示す通りである。

◎最後に仕入元帳欄合計 ¥1,145.41 は Contra journal に據つて、次の通り總元帳の Adjustment account (仕入元帳勘定)の借方並に分課元帳の (Contra Adjustment account (總元帳勘定)の貸方に仕譯轉記される。

Contra journal

日付	摘要	元丁	借方	貸方
31	仕入元帳勘定 Dr to 總元帳勘定	總元〃 仕元76	1,145.41	1,145.41

右の外總元帳と分課元帳とに跨つて次の Contra journal が行はれる。

日付	摘要	元丁	借方	貸方
31	仕入帳合計			
	總元帳勘定	仕元76	561.93	
	Dr to 仕入先元帳勘定	總元〃		561.93
〃	同戻品通知帳合計			
	仕入先元帳勘定	〃	127.10	
	總元帳勘定	仕元76		127.10
〃	支拂手形記入帳合計			
	仕入先元帳勘定	總元〃	328.84	
	總元帳勘定	仕元76		328.84
			1,017.87	1,017.87

以上諸帳簿及仕譯に依り、分課元帳(仕入先元帳)各口座は次の様になる。

小池商店 (Page 70)

12	手形=テ支拂	手45	152.16	1	繰越		265.16
28	小切手=テ支拂	出88	150.93	4	何々品名	仕207	247.93
			貳壹〇〇〇				
			513.09				513.09
				1	繰越		210.00

的場商店 (71)

26	小切手=テ支拂	出88	403.06	1	繰越		437.92
27	不合格品返戻	戻300	100.00	11	何々品名	仕207	65.14
			503.06				503.06

莊田商店 (72)

24	小切手=テ支拂	出88	185.18	1	繰越		185.18
			七參壹〇〇	18	何々	仕207	73.10
			258.28				258.28
				1	繰越		73.10

加來商店 (73)

24	小切手=テ支拂	出88	206.16	1	繰越		206.16
			壹貳七六壹	22	何々	仕207	127.61
			333.77				333.77
					繰越		127.61

河野商店 (74)

13	不合格品返戻	戻300	27.10	1	繰越		147.18
〃	小切手=テ支拂	出88	120.08	25	何々	仕207	48.15
			四八壹五				
			195.33				195.33
					繰越		48.15

白 須 商 店 (75)

6	小切手	出88	8000	1	繰越		35668
25	"		17668				
			壹〇〇〇〇				
			35668				35668
					繰越		10000

總 元 帳 勘 定 (Contra adj a/c) (76)

	繰越		1,59828	31	Contra journal		12710
31	Contra journal		56193	"	"		32884
				"	"		1,14541
							五五八八六
			●2,16021				2,16021
	繰越		55886				

● 此の合計は仕入帳の数字と合致す。

以上各口座を以つて試算表を作ると次の如く、誤りのなかつた事が證せらるゝのである。

試 算 表

	30309	小池商店	51309	21000
	50306	的場商店	50306	
	18518	莊田商店	25828	7310
	20616	加來商店	33377	12761
	14718	河野商店	19533	4815
	25668	白須商店	35668	10000
	55886	總元帳勘定	1,60135	
	55886		3,76156	55886

9 第三の例題米穀商

		使 用 帳 簿	
		元 帳	補 助 簿
本 課 會 計 部	總 勘 定 元 帳	現 金 出 納 帳
分 課	營業部	買 入 元 帳	買 入 簿
		得 意 先 元 帳	賣 上 簿
	倉庫部	商 品 元 帳	買 入 簿 賣 上 簿

本例題に於ては仕入先人名勘定、得意先人名勘定及び各種商品勘定の三科目を本課より分課せり。

營 業 日 誌

月 日	摘 要	金 額
6 1	現金ヲ元入レシ, 米穀商ヲ開業ス。	15,000.00
" 3	開業諸入費, 現金拂	220.00
" 4	店用什器 "	1,000.00
" 5	東商店ヨリ掛ニテ購入, 内地米 200石 @ ¥20	4,000.00
" 6	北商店ヨリ 同上 " 100石 "	2,000.00
" 7	本日ノ現金賣 合計 " 20石 25	500.00
" 8	日の丸商店へ掛賣 " 100石 @ ¥23	2,300.00
" 9	月本商會へ 同上 " 50石 "	1,150.00
" 11	東商店へ掛代金ノ内拂	2,500.00
" 12	北商店へ 同上	1,500.00
" 15	東商店ヨリ掛買, 外國米 1,000袋 @ ¥6	6,000.00
" 16	南商店ヨリ " " 500袋 "	3,000.00
" 17	日の丸商會ヨリ掛代金内入リ	2,300.00
" 18	月本商會ヨリ 同上	1,150.00

6	20	市場ニテ現金買,	内地米 100石 @ ¥20	2,000.00
"	21	同上	外國米 300袋 @ ¥6	1,800.00
"	25	日の丸商店へ掛ニテ賣渡ス	" 500袋 @ ¥7	3,500.00
"	27	日本商店へ 同上	" 200袋 "	1,400.00
"	30	本月分給料, 雜費現金拂		450.00
"	"	棚卸次ノ如シ 商品 現在高		
		内地米 230石 ¥20		4,600.00
		外國米 1,100袋 ¥6		6,600.00
		什器 見積現價		850.00
		以上		

讀者諸子は既に分課元帳の如何なるものなるかを會得されたるを以つて、本例題に於ては管々しき途上の説明を省略し結果だけを示すこととした、希くは諸子自ら此の例題に就いて記帳練習し、その結果と是れとを比較されし。

その一 本課の帳簿

A 現金出納帳 (此の頁を11と假定す) (11)

月日	摘要	收 納		支 出			残 高
		元帳 丁数	總元帳	得意先 元帳	總元帳	買入元帳	
6	1	資本主	總 1 15,000.00				
"	3	營業費			220.00		總 2 14,780.00
"	4	什器			1,000.00		" 3 13,780.00
"	7	現金賣	得 20	500.00			14,280.00
"	11	東商店			2,500.00	買 11	11,780.00
"	12	北商店			1,500.00	" 13	10,280.00
"	17	日の丸商會	得 21	2,300.00			12,580.00
"	18	月本商店	" 22	1,150.00			13,730.00
"	20	現金買			2,000.00	買 14	11,730.00
"	"	"			1,800.00	" "	9,930.00
"	30	營業費			450.00	總 2	9,480.00
		Contra journal	總 6	15,000.00 3,950.00	3,950.00 1,670.00 7,800.00 九四八〇.00	總 6	
		繰越		18,950.00	18,650.00		
7	1	繰越		9,480.00			

B 總元帳

資 本 主 (1)		營 業 費 (2)	
1	現金 現 11 15,000	3	現 11 220
1	繰越 15,000	30	" 450
			670
			損益 六七〇
			670

什 器 (3)		商 品 元 帳 (4)	
4	現 11 1,000	30	Contra j. 18,800
	30 償却 150	30	Contra j. 8,850
		"	損益 1,250
	1,000		一一,二〇〇
	1,000		20,050
1	繰越 850.00	1	繰越 11,200

買 入 元 帳 (5)		得 意 先 元 帳 (6)	
30	現 11 7,800	30	Contra j. 18,800
	一一,〇〇〇	31	Contra j. 8,850
	18,800	30	3,950
	1 繰越 11,000		四,九〇〇
			8,850
		1	越越 4,900
			8,850

損益勘定

30	什器	150	30	商品 *	1,250
"	營業費	670			
		四三〇			
		1,250			1,250
		繰越			430

*註: 棚卸利益は次の通り仕譯せり

商品勘定(借方).....1,250

損益勘定(貸方).....1,250

本来なれば賣上勘定を設

定し、此の科目にて賣買損

益を見る可きなれども茲では單に分課元帳式記帳を説明するのが目的につき、煩雜を避くるため之を省略せり。

C 試算表

借方		元丁	勘定科目	貸方	
残	合計			合計	残
			1 資本主	15,000.00	15,000.00
	670.00		2 営業費	670.00	
850.00	1,000.00		3 什器	150.00	
11,200.00	20,050.00		4 商品元帳	8,850.00	
	7,800.00		5 買入元帳	18,800.00	11,000.00
4,900.00	8,850.00		8 得意先元帳	3,950.00	
	820.00		7 損益	1,250.00	430.00
9,480.00	18,950.00	現11	現金出納帳	9,470.00	
26,430.00	58,140.00			58,140.00	26,430.00

その二 分課の帳簿

第一 購買係

商品買入れに際し供給商人より提出する請求書(當方より得意先に對して發行する請求書と區別するため之れをインボイスと呼ばん)を仕入帳に代用するのが普通である。

右インボイスは商品係及び購買係の兩者に併用され次の通り商品元帳の借方及び買入先元帳の貸方記入の道具に使用されるものである。

商品勘定 Dr to 仕入先勘定

書類整理の便宜上 Invoice に次の様な印を押し、商品元帳及び買入先元帳の二つの分課元帳に記帳済みの上、之れを番號順に file して仕入簿として保存す。

種別..... No.....			擔當者印
品別	商元丁	金額	
			買商
			買元丁
	計		

商品元帳は異つた品名毎に口座を設定するを以つて商品元帳丁數欄は若干用意したれども、買入先元帳への轉記のためには合計金額一つにて足る。

本例題に於ける Invoice は次の通りである。

インボイス

番號	月日	品別	數量	替	賣元丁	金額	買元丁	仕入先
1	6 5	内地米	200石	20	30	4,000.00	11	東商店
2	" 6	"	100 "	"	"	2,000.00	13	北商店
3	" 15	外國米	1,000袋	6	31	6,000.00	11	東商店
4	" 16	"	500 "	"	"	3,000.00	12	南商店
5	" 20	内地米	100石	20	30	2,000.00	14	現金買
6	" "	外國米	300袋	6	31	1,800.00	"	"
						18,800.00		

元帳と名付けたる分課元帳を備へる。

販賣係の發行する請求書(綴帳を普通とす)のコピーを賣上簿の代用とするのは購買係がインボイスを買入簿に利用するのと同様である。

右請求書コピーは上記『得意先勘定 Dr to 商品勘定』の仕譯に用ひらるゝ仕譯日記帳に外ならない。

この目的のために次の様な記入欄を設く、但しインボイスと異り請求書は當方の發行するものなるが故に、豫めコピーの一隅に是れを印刷して置くものとす。

擔當者印	種別..... No.....		
	品 別	商元丁	金 額
賣 商			
賣元丁			

本例題に於ける當方發行の請求書は次の如し。

月日	得元丁	得意先人名	品 名	數 量	替	商元丁	金 額
6 7	20	現金賣	内地米	20石	25	30	500.00
" 8	21	日の丸商會	"	100 "	23	"	2,300.00
" 9	22	月本商會	"	50 "	"	"	1,150.00
" 25	21	日の丸商會	外國米	500袋	7	31	3,500.00
" 27	22	月本商會	"	200 "	"	"	1,400.00
							8,850.00

F 得意先元帳の各口座

現金賣 (20)				日の丸商會 (21)				
日	丁	金額	日	丁	金額	日	丁	金額
7	賣	500	現	11	500	8	賣	2,300
		500			500	15	"	3,500
								5,800
						繰越		3,500

月本商會 (22)				× 總元帳 (23)				
日	丁	金額	日	丁	金額	日	丁	金額
9	賣	1,150	18	現	11	30(ハ)	賣	3,950
27	"	1,400			1,150	30(イ)		8,850
		2,550			一,四〇〇			四,九〇〇
					2,500			8,850
						繰越		4,900

× Contra journal;

- (一) 得意先 Dr to 商品(賣上帳の合計) ¥ 8,850.
 - (イ) 得意先元帳 a/c Dr to 總元帳 a/c
 - (ロ) 總元帳 a/c Dr to 商品元帳 a/c
- (二) 現金 Dr to 得意先得意先元帳欄の合計 ¥ 3,950
 - (ハ) 總元帳 a/c Dr to 得意先 a/c

G 得意先元帳の試算表

借 方		元 丁	勘 定 科 目	貸 方	
残	計			計	残
	500.00	20	現金賣	500.00	
3,500.00	5,800.00	21	日の丸商會	2,300.00	
1,400.00	2,550.00	22	月本商會	1,150.00	
	3,950.00	23	總元帳	8,850.00	4,900.00
4,900.00	12,800.00			12,800.00	4,900.00

第三 現品係

此の係に於ては各商品名を口座とする元帳を備へ買入簿及賣上簿より轉記す。

H 商品元帳の各口座

内地米勘定 (30)

月日	摘要	數量	替	買丁	金額	月日	摘要	數量	替	賣丁	金額
6 5		200石	20	60	4,000	6 7		20石	25	50	500
" 6		100 "	"	"	2,000	" 8		100 "	23	"	2,300
" 20		100 "	"	"	2,000	" 9		50 "	"	"	1,150
" 30	棚卸利				五五〇	" 30	残	二三〇石			四,六〇〇
					8,550						8,550
	繰越	230石	20		4,600						

外國米勘定 (31)

月日	摘要	數量	替	買丁	金額	月日	摘要	數量	替	賣丁	金額
6 5		1,000袋	6	60	6,000	6 25		500袋	7	50	3,500
" 6		500 "	"	"	3,000	" 27		200 "	"	"	1,400
" 20		300 "	"	"	1,800		残	一,一〇〇 "			六,六〇〇
" 30	棚卸利				七〇〇						
		1,800			11,500			1,800			11,500
	繰越	1,100袋	6		6,600						

總元帳勘定 (32)

月日	摘要	數量	替	買丁	金額	月日	摘要	數量	替	賣丁	金額
6 30	Contra journal (ロ)				8,850	6 30	Contra journal (イ)				18,800
					一一,二〇〇		" (ハ)				1,250
					20,050						20,050
							繰越				11,200

商品元帳の Contra journal,

既に買入係及び賣上係の項にて述べたる通り,

(一) 買入簿の合計を次の様に逆仕譯し

月日		元丁	借方	貸方
6 30	(イ)商品元帳勘定 總元帳勘定	總 4 商32	18,800.00	18,800.00

(二) 賣上簿より次の逆仕譯を爲す

月日		元丁	借方	貸方
6 30	總元帳勘定 (ロ)商品元帳勘定	商32 總 4	8,850.00	8,850.00

(三) 棚卸利益は次の逆仕譯に依り分課及本課に記帳されたものを、……

月日		元丁	借方	貸方
6 30	内地米 外國米 損益	商30 " 31 總 7	550.00 700.00	1,250.00

更に次の様に Contra journal を爲したものとす。

註: 二課に跨りて仕譯ありたるものは月末合計を必ず

Contra journal するを原則とする。

月	日		元丁	借方	貸方
6	31	(ハ)商品元帳勘定 總元帳勘定	總 4 商32	1,250 00	1,250 00

I 商品元帳の試算表

借方		商元丁	勘定科目	貸方	
残	計			計	残
4,600 00	8,550 00	30	内地米	3,950 00	
6,600 00	11,500 00	31	外國米	4,900 00	
	8,850	32	總元帳	20,050 00	11,200 00
11,200 00	28,900 00			28,900 00	11,200 00

第三の例題終り。

10 旅館の會計

泊り客は勿論酒場立飲みの客に至るまで、會計學上より見れば得意先又は掛賣先である。

その一人々々に對して元帳口座を開くことは實務上不可能の事であり、一晩泊りの客に對しては例へ Card System にせよ人名勘定を一々開くのは甚だ煩雜の嫌ひがある。

然も一方、是等一晩泊りの客は制規の部屋代の外に茶を喫し、長距離電話を使用し、酒を呑み、ホテルの自動車に乗り、友達を招いて食事を共にし、而して翌早朝出發といふのに勘定を締切つて請求書を作らねばならない。

此種の會計組織に**お客元帳**を應用するとき分課元帳主義は遺憾なく其の性能を發揮する事が出来る。倶楽部の會計も之

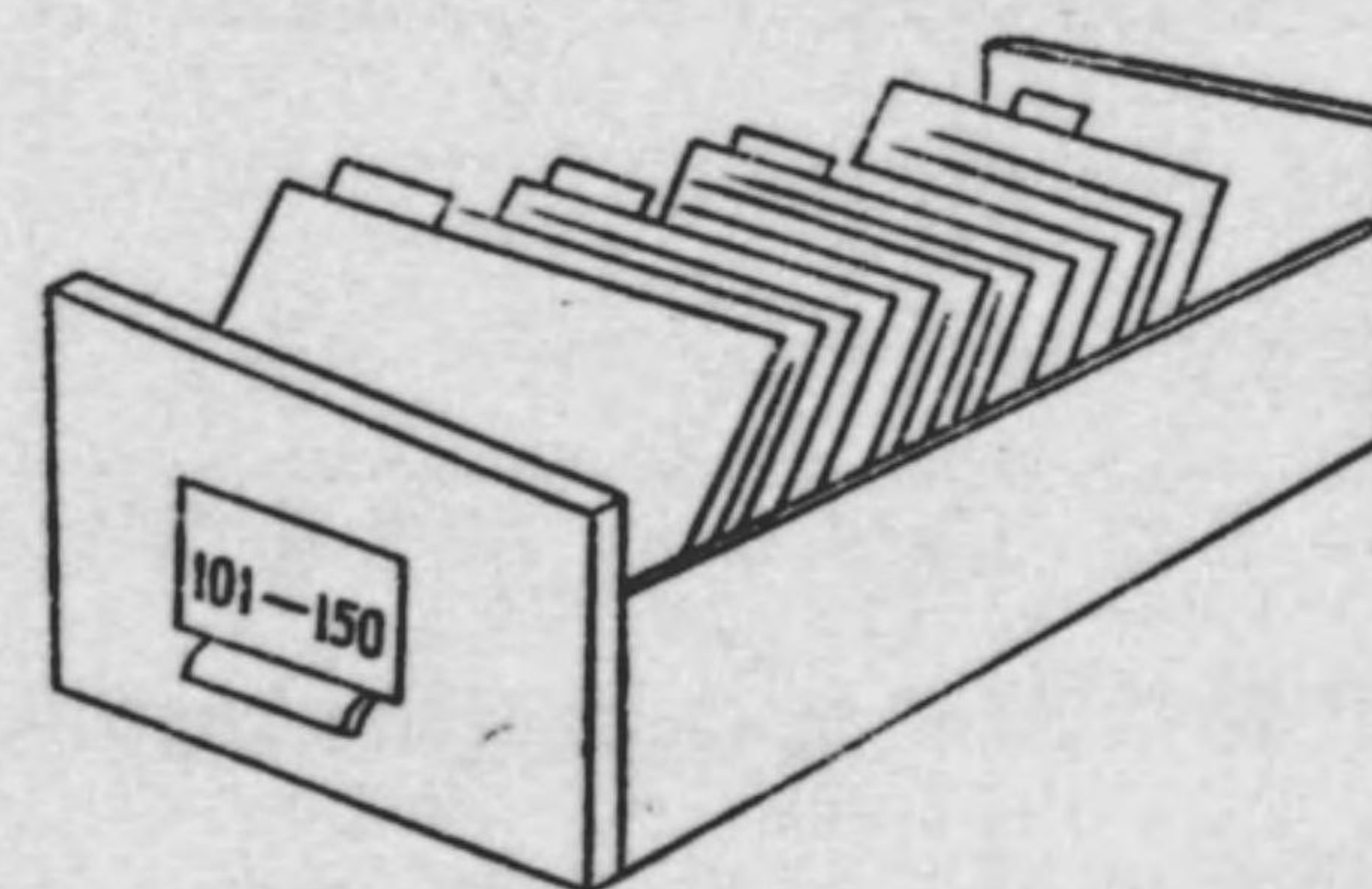
れに準ず。

ホテル會計のあらまし

- (一) 部屋番號を勘定口座とする**お客元帳**を作り。
- (二) 自動車、御茶其他の御用に對して其都度 chit (客の署名を取る一種の納品書) を刻々各係 (garage, bar room &c) より會計部に廻付す。
- (三) 會計係は Chit の枚數と會計金額に誤りなきときは簡単な受取を各係に與へると同時に次の様な控へ帳に記帳す。

日附	摘要	Bar		Garage		Telephone		&c. &c	
		枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額	枚數	金額

(四) Chits の區別け及び御客元帳



圖の様な部屋番號を口座とした Card system の元帳を備へ、一々入帳記入する代りに右の Chits を夫々部屋番號に従つて區別けして、當該カードの間に挿入れて置く。

部屋數の少いホテルでは之れに代ふるに pigeon hole を以つてする方が便利である。

(五) 何時にても欲する時に Chits を合計して、請求書を作る。請求書の Copy から始めて、右の Card に合計金額だけを借方記入をなし請求書の original に Chits を附して客に渡す。

この御客元帳と會計本課の總元帳との關係は全く前に述べたる方法と異なる所がない、即ち右請求書の合計金額は次の Contra-journal に依つて總元帳のお客元帳勘定の借方とお客元帳のカードの總元帳勘定口座貸方に夫々記入せられる。

	元 丁	借 方	貸 方
お客元帳勘定	總元ノ	
Dr to 總元帳勘定	客元ノ	

(六) この請求書に對して現金を收納したるときは次の現金出納帳“御客元帳欄”よりお客元帳の當該カードに貸方記入をする。

現金出納帳

日附	摘 要	元 丁	收 納		支 拂		残 高
			客元帳	總元帳	客元帳	總元帳	

以上で勘定済につきそのカードは Card box 即ち御客元帳より取外づして ABC 順に是を別に設けたる sleeping card box に移管せしめ、次に來る新規の來客用として白紙の card をそのあとに入れておく。

(七) 月末締切

(五)で述べたる請求書合計を次の通り Contra journal を爲す、

月日	摘 要	元 丁	借 方		貸 方	
			客元帳	總元帳	客元帳	總元帳
○	現金出納帳、御客元帳欄借方合計より					
	總元帳勘定	客元ノ	〃			
	Dr to お客元帳勘定	總元ノ				〃
○	同、貸方合計、もしありとせば、					
	お客元帳勘定	〃ノ		〃		
	Dr to 總元帳勘定	客元ノ				〃

これで總元帳及お客元帳は夫々セルフバランスするわけである。

(八) 月末締切の際、Card box 即ちお客元帳に勘定未済のまゝ残つて居る chits を合計したる總和はお客元帳の balance sheet の借方残高合計で勘定済の sleeping chit card に對してこれを Acting chits と名付ける。

次の balance sheet 貸借合計が合致したならば誤りのない證據につき、sleeping card は既に用なしになつたもので、是は(六)で説明した通り A.B.C.順に別に保存して置く。

試算表

Acting a/c Sleeping a/c + Acting a/c	{Contra adj. a/e } 即ち總元帳勘定 Sleeping a/c
A	B	ROOMS	B'	'A

(九) Bar 又は御茶などの客にして chit に署名する代りに現金にて支拂ひをする者が多い。現金客の爲めに御客元帳に“現金客”なる口座を開いておく事が必要である。この爲め普通ホテルでは特別の帳簿を備へてゐる。即ち次の通り。

現金客入金控え帳

日附	備考	食堂	酒場	電話	自動車	&c	&c
	"	
	"	
	"	
	(假) 計	18000	8485	418	12800	40370	

収納したる現金は現金出納帳の客元帳欄に勘定科目を“現金客”として日々入帳され、分課元帳の“現金客”口座カード貸方に轉記され上記控え帳の合計は大ホテルなれば毎日、小ホテルならば月末一回次の仕譯に依つて夫々元帳に轉記される。

日附	摘要	元丁	借方		貸方	
			客元帳	總元帳	客元帳	總元帳
	現金客	レ	80073			
	食堂勘定	"				18000
	酒場勘定	"				8485
	電話料勘定	"				418
	自動車勘定	"				12800
	&c					40370

(十) 以上大體ホテルの會計に就いて述べたが、部屋番號を口座とする外に常得意に對して人名勘定を口座とする

Card box を備へて置くことも亦必要である。

附 Sleeping Card の利用

不用に成つたカードは A B C 順に然る可き年月の間之れを保存しておくこと。

このカードには住所、姓名、部屋番號、部屋代その他詳細が認められてゐるので、次の様な利用の途がある：

1. 年賀その他廣告等の發送、
2. 次回來泊の時の参考に。

頭の使ひ方

筆者は巴里の或る大きなホテルに泊つたとき、それは二度目の訪問だつたが、ホテルの事務所に着くと、慣しく私の名を呼んで呉れた、一體外國では會話中に相手の名を合ひの手に入れる習慣があるが、どうしてカウンターで私の名を知つてたらうか？(是れが先づ不思議でもあり、嬉しくもあつた):—

「前回の御部屋が明いて居ります。オダカさん、部屋代は一割勉強して72フランにしておきます」などと云はれ非常な親しみを覺へ、以後必ずそのホテルに行く事にした。

あとから聞いたことだが、停車場に迎へに来て居る客引きが鞆の名刺を見て事務所に電話し、ホテルでは sleeping card を取り出して斯くは要領よく泊り客の機嫌を取つたものと解つた。

一寸した頭の使ひ方だが結果は大きい、是れも(六)及び(八)に説明したスリーピングカードの利用に外ならない。

第四章 整理勘定

1 Adjustment account

1) 前章第一例題に於て仕譯帳得意先欄合計借方 ¥ 567 は本課及び分課に跨つて次の仕譯が行はれた事を説明した(兩課聯絡圖の b)。110頁。

仕 譯 帳	元 丁	借 方	貸 方
(い) 得意先元帳勘定	總 2	567	
(ろ) Dr to 總元帳勘定	得 104		567

(1) 總元帳に於ける各得意先に對する諸勘定を一括して代表する勘定科目である所の得意先元帳勘定は adjustment account(整理勘定)である。

總元帳(鄭寧に云へば總勘定元帳即ち本課に於ける adjustment account “得意先元帳勘定”は普通の簿記法に於ける得意先勘定と實質的に全く同一のものである。

(2) 然るに分課元帳の方で用ひらるゝ adjustment account は鏡に映つた影の様なもので、それは單に分課内に於て self-balanceせしむる爲めに用ひる道具に過ぎないのである。

(3) 分課元帳に於ては今迄借方記入だけは終つて居るけれども、其相手がない爲めに試算表を作る事が出来なかつたが今この仕譯に據つて(ろ)の ¥ 567 を貸方に得たので分課元帳自体に於て self-balance する事が出来るやうに成つた。

¥567 を總元帳の adjustment account に持つて行くのは議論を挟む余地のない位當然な事であるが、單なる影に過ぎない

(ろ)の ¥567 を斯様に貸方記入するのは Principle に於て誤りだと説を爲す者が學者の間に嘗てあつて論争の種子になつたこともあつたが實際問題として些の不都合がないのみならず大に嘆賞すべき藝術的工夫であつて、Dicksee をして

“Self-balancing system is one of the most beautiful and artistic device.

だと云はしめたのは實に此のカラクリ仕掛を指したものに外ならない。

2 Contra-journal (逆仕譯)

Contra journal とは分課されたる元帳と總元帳とに跨つて爲さるゝ仕譯を云ふ。

分課せる元帳に設けた adjustment account は前述の通り鏡に映つた自分の姿のやうに、右手が左側に見え、左の手が右側に映る。鏡に映つた其の姿が矢張り自分であるのと均しく、この adjustment account も亦、他人ではない。異なる所は一方には生命があり魂があるのに一方には單に姿だけの差である。

總元帳に於ける adjustment account は實質的なもので、分課元帳に於ける adjustment account は單に Self-balance せしむる爲めの道具であつて、實は架空的存在なのである。此の兩者を區別する爲めに前者を adjustment account と呼び、後者を特に Contra-adjustment account (逆整理勘定)と呼ぶ事にしやう。

前項の仕譯に於て (い)は實質的のきので (ろ)は架空的なものである。

説明を便ならしむる爲めに本課及び分課の二つに跨つて行はるゝこの仕譯を contra-journal (逆仕譯)と呼ぶ事にしやう。

こんな言葉は何處の國にも、どの本にも無い術語であるが分課元帳主義が廣く我が邦に於て行はれるやうになつて、恰も現今現金出納帳、又は Tabular form の合計數字が仕譯されずに元帳にさつさと乗込んで行くやうに、將來分課元帳の合計數字が同じやうに Adjustment account と Contra-adjustment account に向つて右と左にさつさと記帳されて不思議がられないやうになるまでの過渡期の産物として、この奇妙なる術語を存続して行くことにしやう。

この言葉に依つて吾人は總元帳と分課元帳との二つの本家と分家との間の關係聯絡をハッキリする事が出来る。(第三章三項圖解参照(110頁))。

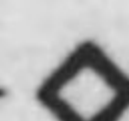
實を云ふと、私もこの言葉の使用を發見するまでは分課元帳式の正體を判然と掴む事が出来ずに長年忍苦して來た。

茲で第一章第五項で述べた現金出納帳と元帳との關係に就いて御再讀を願ふ。

3 二重 Contra-journal

前述の例に於ては取引の一方が分課元帳に口座を有するも他の一方は常に總元帳の勘定科目であつた。例へば伊藤商店(分課)借方對甲田商會(本課)貸方の様な仕譯であつた。

然し實際問題として多くの勘定科目が分課されたる場合、分課と分課との間に取引が行はれる例が甚だ多い。この場合總元帳では如何なる記帳が行はれるか。



例へば製造工場に於て物品名毎に口座を有する材料元帳と仕入先人名毎に口座を開いた仕入先元帳を考へて見やう。

この二つの分課元帳間に起つた取引は、普通の簿記法で説明すると、仕入先から掛で材料を購入して倉庫に入庫した場合には次の仕譯が起る。

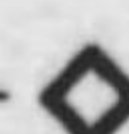
材料勘定 a/c Dr to 仕入先勘定

この場合、分課式では受入れた材料は木材鐵材其他詳細なる物品名を勘定科目とする材料元帳の當該口座の借方に記入され、同時に人名勘定を口座とする仕入先元帳の當該口座の貸方に入帳せられるのである。従つて其の仕譯は月末合計が

材料元帳 a/c Dr to 仕入先元帳 a/c

となる可きだが、それでは只の journal であつて Contra-journal ではない。

既に分課元帳である以上、そこに Contra-journal がなくてはならない筈である。



更に一步を進めて考へて見ると材料が庫入された時、既に材料元帳の借方記入は終つて居るのである。終つて居ないのは總元帳の adjustment account 即ち材料元帳勘定の借方記入であ

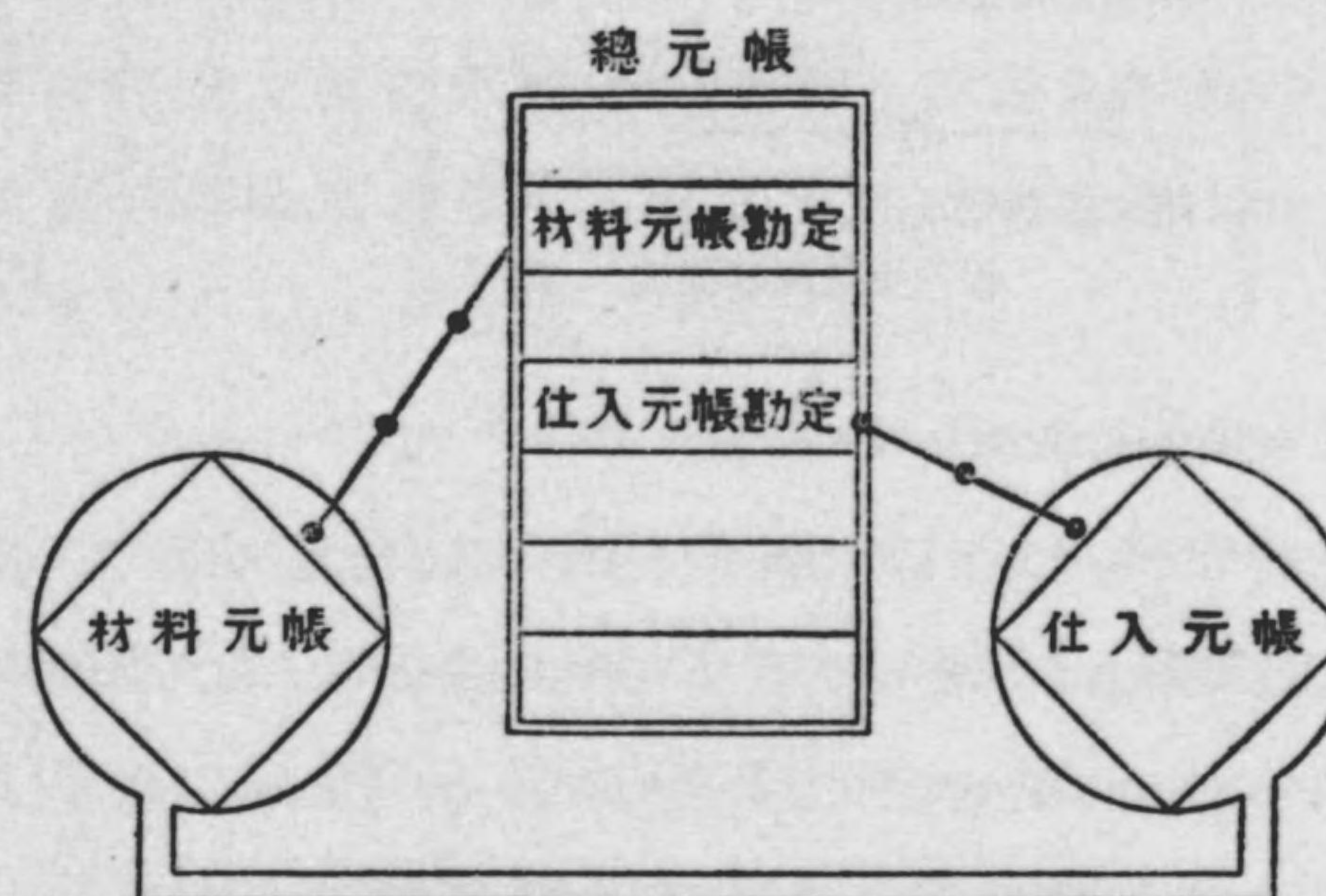
る。そこで次の Contra-journal が行はれ可きである。

	元帳丁數	借方金額	貸方金額
材料元帳勘定	總元……		
Dr to 總元帳勘定	材元……		

同様に仕入先元帳に就いても次の様な Contra-journal が行はれねばならない。

總元帳勘定	仕元……		
Dr to 仕入先元帳勘定	總元……		

二つの離れ座敷間の往來は之れを母家に通ずるには次の圖の如く裏道に相當する二本の廊下が必要である事を知る。



日々の轉記
 月末一回 Contra journal に據る轉記

註：總元帳を母家と假定し、材料元帳と仕入先元帳とを放れ座敷とする時；放れ座敷間の往復に用する表通路を——で表し母家との聯絡を示す裏道を-.-.-で示せり。

斯様に分課元帳同志間の Contra-journal には常に二重の逆仕譯ある事がその特徴である。

例へば第三章の9, 第三の例題に於て商品勘定と仕入先勘定とを分課した場合、普通の意味の仕譯なれば商品を掛買したるときは、

商品勘定 Dr to 仕入先勘定

なる可き所、分課元帳式の場合には月末合計を次の様に double contra journal を行はねばならない。

月日	勘定科目	元丁	借方	貸方
6 30	商品元帳勘定	總 4	18,800.00	
	總元帳勘定	商32		18,800.00
	◇			
	總元帳勘定	買15	18,800.00	
	仕入先總元帳勘定	總 5		18,800.00

4 Contra-journal の正體

前述のホテルの會計で御承知なされた通り、總勘定元帳係りと分課元帳係りの兩人は事實 Contra-journal なる仕譯傳票の往復授受をせず、獨立的に別々に Contra-journalizing して居ることが解る。

第二項に於て私は Contra-journal といふ化物の様な正體の掴み憎い存在物に就いて“日本で分課元帳式が平易に行はれるまでの過渡期の産物として存在を許すべきもの”だと述べたが分課元帳式が一般に行はれて居る英國米國などの帳簿組織を見るに果してこんな變態性存在物を發見することが出来な

い。即ち此の例に於けるが如く兩課で夫々獨立的に而して一方的に Contra-journalizing を行つて居るのである。

それは恰も現在我が國に於て Tabular form の合計を元帳に轉記したり(第一章第六項参照)現金出納帳の合計數字を試算表に運ぶのに何等傳票を用ひないで世間は不思議がらないのと(同第五項参照)同様である。これは當然過ぎる程當り前の事であるが故に傳票を作成する無駄を省いたのである。

同様に分課元帳式に於て兩課の橋渡しに供せらるゝ Contra-journal なる仕譯は書物には勿論の事實務上にも省かれてある。が故に書物の上で分課元帳を研究する學者も、外國の會計組織を真似て採用しやうとする實際家も、共に道を失つた登山家の様に迷つてしまふのである。

日本に支店を有する或る外國の大會社では、最近本國から監査役が來て帳簿を調べて見ると、折角の分課元帳式がいつの間にか崩れてしまつて單なる補助帳となり summary system と化し、監査に骨が折れて大變立腹したといふ事を聞いたが、怒られた日本人の會計係の話聴くに全く Contra-journal の正體が掴めないで迷つたゝめにそなたらしい。

又或る大工場では英國の同業者に依頼して高價を拂つて完全な帳簿組織を作つて貰つたが同じく Contra-journal が解らないにめに、單なる summary system に模様替えをして不自由し乍

らそれを使つて居る例を私は知つて居る。勿體ない話だと思ふ。

結局 Coutra なる一語を見付けたために始めて筆者も分課元帳の扉を開き得たのである。

注意 分課元帳式簿記法を採用せんとする方は初めから多くの科目を分課せぬ様、お勧めする。

先づ最初は精々一つ、例へば得意先勘定だけを分課し、よく慣れた上で順次他の勘定科目を分課されたし。

拙筆に當り分課元帳式簿記法の廣く我が國に於て行はれん事を切望し併せて諸兄の御叱正を希ふ。

— 終 —

昭和13年7月4日印刷

著作権所有

昭和13年7月9日發行

不許複製

カルテル會計と分課元帳

正 價 ￥ 1.60

著 者 小 高 親

發 行 者 森 山 讓 二
東京市神田區小川町一丁目三番地

印 刷 者 西 川 喜 右 衛 門
東京市神田區小川町二丁目十二番地

印 刷 所 秀 英 社

東京市神田區小川町1ノ3
電話神田(25)3080番
振替口座東京32919番
發 兌 森 山 書 店

大 賣 場 東京・東京堂 | 東京・栗田書店
大阪・大阪實文館 | 大阪・福音社書店
九州・金文堂 | 瀋 洲・大阪屋號

